

平成 30 年  
年 次 報 告 書

衆議院情報監視審査会

本報告書は、衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）第 22 条第 1 項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出するものである。

なお、本報告書の対象期間は、平成 30 年 2 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日までである。

「衆議院ホームページ」の「情報監視審査会」にて本報告書の電子ファイル（PDF ファイル）を閲覧することができます。（[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/shiryo/jyouhoukanshi.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/jyouhoukanshi.htm)）

報告書の記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないととも、若干の表現上の工夫を加えている。

また、[不開示情報]と記載した部分は、当審査会の調査において政府から開示を受けているものの、表現上の工夫を加えても情報の不開示に抵触するおそれがあるため、不記載とするものである。

## はじめに

平成30年10月召集された臨時国会において、当審査会は8名の委員中5名が交代し、その中であって、私が会長に互選されました。この新しい構成の下、その職務の重さに深く思いを致し、これまでの経過と成果を踏まえつつ、審査会の調査活動のさらなる充実に取り組んでまいりました。

今回の報告書の作成に当たりましては、こうした経緯を踏まえるとともに、本審査会の活動において、専門的な用語を用いることが多いことから、より国民の方々に当審査会の活動を理解していただけるよう、基本に立ち帰りつつ、分かりやすい記述を心がけました。

本年12月で特定秘密保護法の施行及び当審査会の設置から5年が経過することとなり、一つの節目を迎えます。特定秘密保護法を統一的に運用するための基準である「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（以下「運用基準」という。）については、法施行後5年を経過し、必要と認められるときは見直すこととされております。当審査会においては、設置時から現在に至るまで、特定秘密保護制度の運用につき、質疑を通じて様々な課題を提起してきており、過去3回の年次報告書においても、政府に対する意見として、運用基準の見直しに係る様々な指摘を行ってまいりました。これに対し、政府においても、当審査会の指摘に対応する形で実務上の運用を見直すなど、両者の信頼関係も徐々に深まりつつあると考えます。

今次報告書の意見においては、本年12月の運用基準の見直し時期をも見据えつつ、これまでの指摘を整理するとともに、改めて特定秘密保護制度の適正な運用に向けて、政府による対応を求めているところです。

本報告書は、本年1月31日までの当審査会の活動を対象としたものですが、今後も特定秘密保護制度の運用の常時監視という当審査会の役割を十分に果たし、引き続き国民に信頼される審査会となるよう、努めてまいり所存であります。



衆議院情報監視審査会

会長

伊野 靖一



# — 目 次 —

## はじめに

### 第 1 調査及び審査の経過

1	情報監視審査会について	2
2	調査及び審査の経過	4
(1)	調査	4
(2)	審査	6
3	調査の手法	7
(1)	調査対象	7
(2)	調査方法	7
(3)	資料提出及び資料要求	8
	《表 1-1》指定行政機関等に対する要求資料一覧	8
	《表 1-2》内閣府情報保全監察室に対する要求資料一覧	10

### 第 2 調査の概要

1	制度全般	12
(1)	国会報告の概要	12
	《表 2-1》平成 29 年 12 月 31 日時点の各行政機関の特定秘密指定件数	15
	《表 2-2》国会報告（平成 30 年 5 月閣議決定）における指定の解除の状況に関する記述の整理表	20
(2)	内閣官房（内閣情報調査室）	21
(3)	独立公文書管理監	33
2	平成 29 年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況	45
	《表 2-3-1》特定秘密である情報を記録する保存期間が 1 年未満の行政文書で平成 29 年中に廃棄されたものの類型	52
	《表 2-3-2》平成 29 年に提出された資料の類型に基づき分類したもの	52
	《表 2-4》行政文書不存在（平成 29 年末時点）の特定秘密の現状（行政機関別）	54
3	特定秘密の指定・解除	62
(1)	説明聴取及び質疑	62
ア	国家安全保障会議	62
イー①	内閣官房（国家安全保障局）	64
イー②	内閣官房（事態対処・危機管理担当）	65
イー③	内閣官房（内閣情報調査室）	66
ウ	警察庁	67
エ	総務省	70
オ	法務省	72
カ	公安調査庁	73
キー①	外務省（大臣官房）	75
キー②	外務省（国際情報統括官組織）	79

キ一③ 外務省（総合外交政策局）	82
キ一④ 外務省（アジア大洋州局）	84
キ一⑤ 外務省（北米局）	86
キ一⑥ 外務省（欧州局）	87
キ一⑦ 外務省（領事局）	88
ク 経済産業省	90
ケ 海上保安庁	91
コ一① 防衛省（防衛政策局）	94
コ一② 防衛省（大臣官房）	97
コ一③ 防衛省（整備計画局及び統合幕僚監部）	98
サ 防衛装備庁	100
(2) 特定秘密の提示（内閣衛星情報センターにおける説明聴取（委員派遣））	102
4 適性評価	106
(1) 政府参考人（内閣情報調査室）からの報告聴取	106
《表 2-5》適性評価の実施状況（平成 29 年 1 月 1 日～12 月 31 日）	106
《表 2-6》指定行政機関、特定秘密が記録された行政文書の保有状況及び適性評価実施件数 対比表（平成 29 年）	107
(2) 関係行政機関からの説明概要及び質疑	108
5 参考人からの意見聴取及び質疑	113
(1) 参考人からの主な指摘事項	113
(2) 主な質疑事項及び意見の概要	115
6 海外派遣	117

### 第 3 政府に対する意見（調査結果）

1 政府に対する意見	124
2 政府に対する意見の理由及び背景	127

### 参考資料

1 関係法規	137
2 国会報告（平成 30 年 5 月）	151
3 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（平成 30 年 12 月末現在）	180
4 独立公文書管理監報告（平成 30 年 6 月）	183
5 内閣情報調査室から発出した事務連絡の内容（当審査会からの指摘に基づくもの）	201
6 提示を受けた特定秘密一覧	205
7 会長及び委員一覧	206
8 参考人一覧	208
9 活動経過一覧表	209

## 凡 例

本報告書で使用する略称等の意味は、以下のとおりである。

(略称等は、50音順に記載)

略 称 等	概 要
運用基準	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定) [巻末 参考資料1 (5)]
ガイドライン	「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定、平成29年12月26日最終改正)。公文書管理法に基づき、政府が各省庁に文書の取扱いについて示す指針。
行政文書ファイル	行政機関における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの。
行政文書ファイル管理簿	行政機関における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿。
行政文書ファイル等	行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書。
公文書管理課	内閣府大臣官房公文書管理課。公文書管理法の適正かつ円滑な運用を推進している。
公文書管理法	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)
国会報告	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」。政府は特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するものとされている。 [巻末 参考資料2]
指定管理簿	特定秘密指定管理簿。個々の特定秘密について、施行令第4条第1号から第5号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとされている。(運用基準Ⅱ 3 (5)) 当審査会は、平成29年12月31日時点において行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめた「特定秘密指定管理簿綴り」の提出を受けている。 なお、特定秘密指定管理簿綴りには、整理上、行政機関名、識別番号及びページ番号が便宜的に加えられている。 識別番号の略称は、以下の行政機関を示している。 安＝国家安全保障会議、官＝内閣官房、警＝警察庁、総＝総務省、法＝法務省、公＝公安調査庁、外＝外務省、経＝経済産業省、海＝海上保安庁、防＝防衛省、装＝防衛装備庁

略 称 等	概 要
指定行政機関	特定秘密保護法第3条第1項本文に規定する特定秘密の指定権限を有する行政機関。
指定書	特定秘密指定書。行政機関の長は、特定秘密を指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている。(運用基準Ⅱ3(2))
審査会意見	年次報告書の「政府に対する意見」において、政府に対し早急に改善を図ることを求めた事項。
特定行政文書ファイル等	行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するもの。(運用基準Ⅴ1(3))
特定秘密	特定秘密保護法第3条第1項では、行政機関の長は、①別表に該当する事項に関する情報であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとしている。
特定秘密文書	特定秘密が記録された行政文書。
特定秘密保護法	特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)
独立公文書管理監	内閣府独立公文書管理監。特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、特定秘密保護法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日に、内閣府に設置された。
独立公文書管理監報告	「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」。運用基準Ⅴ5(1)オにおいて、独立公文書管理監は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告することとされている。 [巻末 参考資料4]
内閣情報調査室	内閣官房内閣情報調査室。特定秘密保護法の担当部局。特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、内閣法第20条により、内閣情報官が掌理することとなっている。
年次報告書	衆議院情報監視審査会規程(平成26年6月13日議決)第22条第1項の規定に基づき、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出することとなっている。
歴史公文書等	歴史資料として重要な公文書その他の文書(公文書管理法第2条第6項)。

# 第1 調査及び審査の経過

1	情報監視審査会について .....	2
2	調査及び審査の経過 .....	4
3	調査の手法 .....	7

## 第1 調査及び審査の経過

### 1 情報監視審査会について

#### (1) 情報監視審査会の構成（委員8名、平成31年1月31日現在）<sup>1</sup>

会 長	浜 田 靖 一 君	（自由民主党）
	後藤田 正 純 君	（自由民主党）
	金 田 勝 年 君	（自由民主党）
	江 崎 鐵 磨 君	（自由民主党）
	赤 澤 亮 正 君	（自由民主党）
	山 内 康 一 君	（立憲民主党・無所属フォーラム）
	大 島 敦 君	（国民民主党・無所属クラブ）
	太 田 昭 宏 君	（公明党）

#### (2) 情報監視審査会の権限

情報監視審査会の権限は、①行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、当該運用について改善すべき旨の勧告をすること（国会法第102条の16第1項）、②委員会等からの特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出要求に行政機関の長が応じない場合に、その判断の適否等を審査し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、委員会等へ報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすること（国会法第102条の17第5項）の二つである。①の勧告をした場合、情報監視審査会は、行政機関の長に対し、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる（国会法第102条の16第2項）。

また、情報監視審査会から調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、行政機関の長はその求めに応じなければならない（国会法第102条の15、第102条の17）。

なお、特定秘密に係る行政運用の常時監視という設置の趣旨に鑑み、情報監視審査会は、国会の会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる（衆議院情報監視審査会規程第9条）。

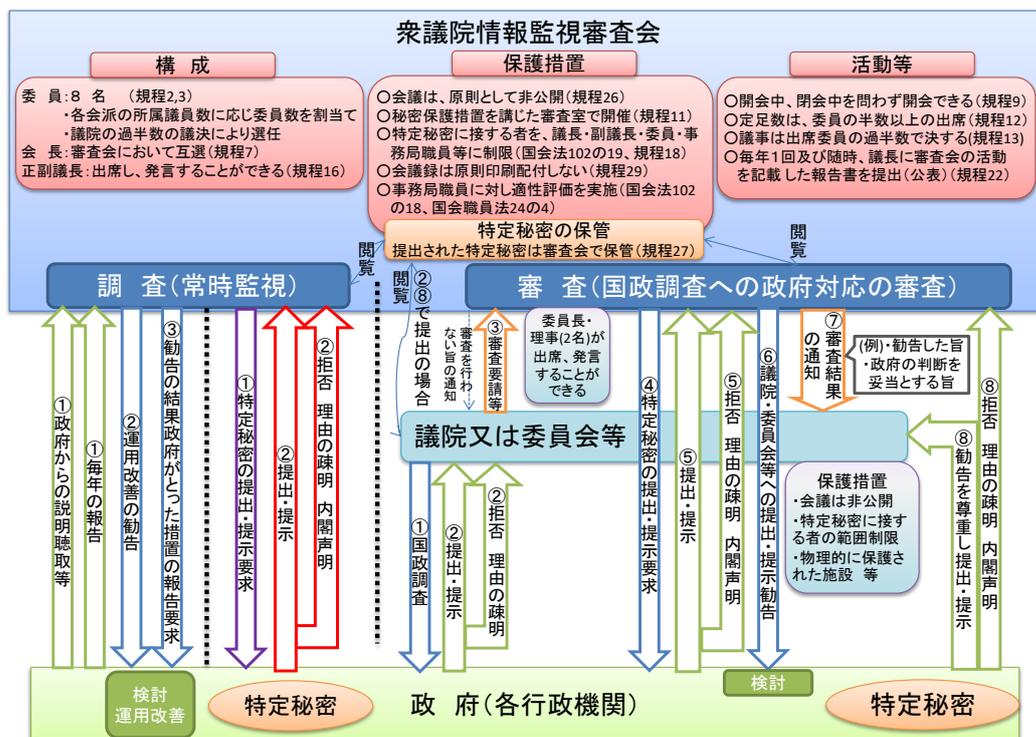
<sup>1</sup> 過去の会長及び委員の一覧は、巻末参考資料「7 会長及び委員一覧」を参照。

### (3) 情報監視審査会の保護措置

情報監視審査会に提出された特定秘密については、その漏えい防止を図るため、国会法、衆議院情報監視審査会規程（以下、本項目内で「規程」と略記）等により、以下のとおり様々な保護措置が講じられている。

- ・本会議の議決による委員の選任（規程第3条）
- ・特定秘密等を他に漏らさない旨の委員の宣誓（規程第4条）
- ・特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯としての報告等（規程第31条）
- ・保護措置を講じた情報監視審査室での会議開催（規程第11条）
- ・会議の原則非公開（規程第26条）
- ・会議録の原則非公開（印刷・配付せず）（規程第29条）
- ・会議録の閲覧制限（規程第30条）
- ・特定秘密の保管（規程第27条）
- ・特定秘密の閲覧制限（規程第28条）
- ・情報監視審査会の事務を行う職員に対する適性評価の実施（国会法第102条の18、国会職員法第24条の4、第24条の5）
- ・情報監視審査会に提出された特定秘密の利用者・知得者の制限（国会法第102条の19、議院証言法第5条の4）

なお、政府による特定秘密の適切な提出を図るため、情報監視審査会として、厳格な保護措置やその運用を定めた内規を制定している。



## 2 調査及び審査の経過

### (1) 調査

本年次報告書が対象とする期間（平成 30 年 2 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日）中、審査会を 13 回開会した<sup>2</sup>。

平成 30 年 3 月 28 日、平成 29 年年次報告書を協議・決定し、同日、大島議長に対し提出した。また、5 月 21 日には、同報告書について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

6 月 6 日、内閣から提出された国会報告について、説明を聴取した。

同日、委員派遣を実施し、内閣衛星情報センターにおいて、特定秘密（同センターが情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報等）の提示を受けた。

また、7 月 10 日以降、関係行政機関から説明聴取及び質疑を行った。

その主な経過は以下のとおりである。

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第 百 九 十 六 回 国 会	平成 30. 3. 28 (第 4 回)	平成 29 年年次報告書について、協議決定した。 (委員外出席者) 議長 大島 理森君 副議長 赤松 広隆君  審査会后、会長から平成 29 年年次報告書を議長に提出した。
	4. 3	会長は、本会議において、平成 29 年年次報告書についての報告を行った。
	4. 18 (第 5 回)	平成 29 年年次報告書について、参考人から意見を聴取することに、協議決定した。
	5. 18	国会法第 102 条の 14 の規定に基づき、内閣から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)を受領した。
	5. 21 (第 6 回)	平成 29 年年次報告書について、参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 (参考人) 植松 信一君 (前内閣情報官) 小谷 賢君 (日本大学危機管理学部教授) 山田 健太君 (専修大学教授)

<sup>2</sup> 手続的な事項〔平成 29 年年次報告書について協議する次回の審査会の傍聴許可等〕のみを協議した平成 30 年 3 月 6 日の審査会（第 3 回）を含む。

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第百九十六回国会 (続き)	5. 31 (第 7 回)	1 委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。 2 特定秘密提示要求に関する件について、協議決定した。
	6. 6 (第 8 回)	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)について上川国務大臣から説明を聴取した。 (委員外出席者) 議長 大島 理森君 副議長 赤松 広隆君 国務大臣 上川 陽子君
		行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査のため、委員派遣を実施した。詳細は「第 2-3-(2) 特定秘密の提示」参照。
	7. 10 (第 9 回)	1 特定秘密の保護に関する制度の運用、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人に質疑を行った。 (委員外出席者) 内閣府副大臣 葉梨 康弘君 (政府参考人) 内閣官房及び独立公文書管理監
同 閉会中	7. 28 ～ 8. 5	海外派遣(衆議院イスラエル、フィンランド及びデンマークにおける情報機関に対する議会監視等実情調査議員団) 団 長 額賀福志郎君(自民) 岩屋 毅君(自民) 渡辺 周君(国民)
第百九十七回国会	10. 24 (第 1 回)	第 197 回国会(臨時会)召集 (会期 48 日間 12. 10 まで)
		会長を互選した。 会 長 浜田 靖一君(自民)

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第百九十七回国会 (続き)	10. 31 (第 2 回)	<p>1 特定秘密の保護に関する制度の運用について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。</p> <p>2 特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。</p> <p>3 内閣官房及び国家安全保障会議における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。</p> <p>(政府参考人) 内閣官房及び独立公文書管理監</p>
	11. 6 (第 3 回)	<p>内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。</p> <p>(政府参考人) 内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省</p>
	11. 8 (第 4 回)	<p>外務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。</p> <p>(政府参考人) 外務省</p>
	11. 27 (第 5 回)	<p>海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。</p> <p>(政府参考人) 海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁</p>
	12. 6 (第 6 回)	<p>1 特定秘密の保護に関する制度の運用について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。</p> <p>2 特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。</p> <p>(政府参考人) 内閣官房及び独立公文書管理監</p>

## (2) 審査

本年次報告書が対象とする期間中、委員会等からの審査の申出はなかった。

### 3 調査の手法

#### (1) 調査対象

特定秘密保護法に基づき特定秘密の指定権限を有する 20 の行政機関（指定行政機関）<sup>3</sup>について調査を行った。そのうち、実際に特定秘密の指定を行っている 11 の行政機関から説明を聴取した。

また、指定行政機関及び適性評価実施行政機関に対し、資料の提出を要求した（一部未提出となっている資料がある）。

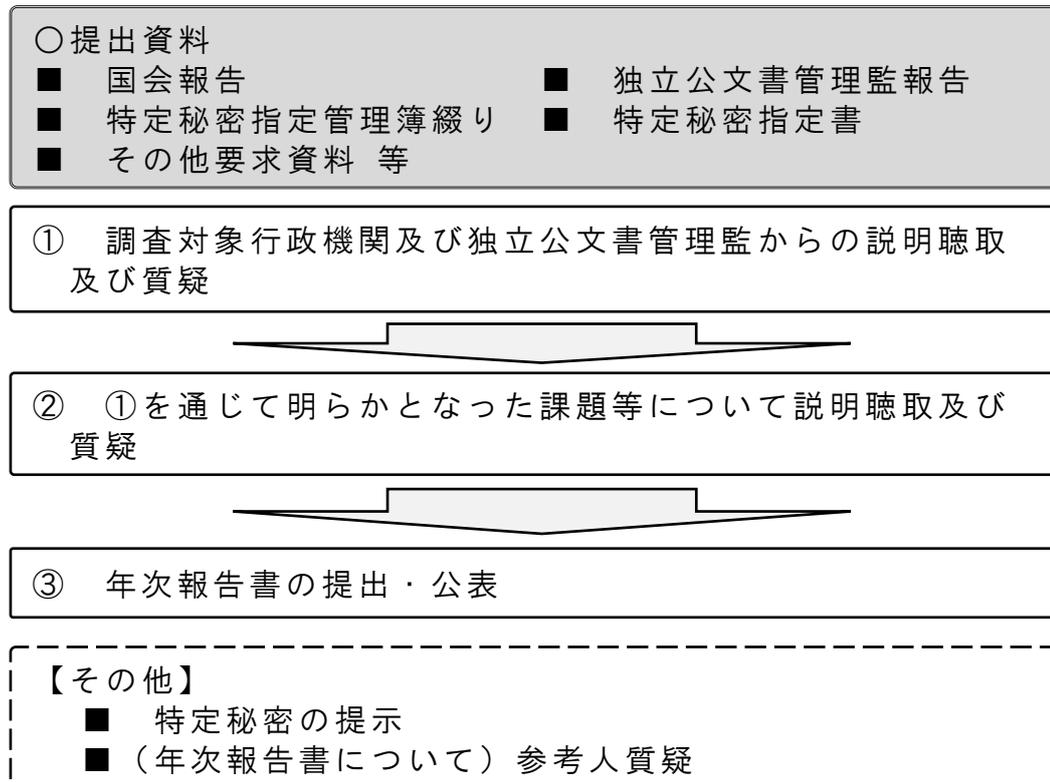
#### (説明聴取の対象とした行政機関)

国家安全保障会議<sup>4</sup>、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁

#### (2) 調査方法

当審査会における基本的な調査方法の概要は下図のとおりである。

#### 調査方法の概要



<sup>3</sup> 特定秘密保護法第3条第1項本文に規定する特定秘密の指定権限を有する行政機関。具体的には、国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の20行政機関である。

<sup>4</sup> 国家安全保障会議については、事務局となっている内閣官房国家安全保障局から説明聴取等を行った。

### (3) 資料提出及び資料要求

#### ア 政府の国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りの提出

平成 30 年 5 月 18 日、特定秘密保護法第 19 条の規定に基づき、政府から国会に「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（国会報告）<sup>5</sup>が提出された。

また、運用基準 V 5 (3)イに基づき、情報監視審査会に対して特定秘密指定管理簿綴りが提出された<sup>6</sup>。

#### イ 政府に対する要求資料

##### (7) 指定行政機関等に対する資料要求

平成 30 年 7 月 6 日、特定秘密の指定・解除等の適正性等に関する調査のため、指定行政機関及び適性評価実施行政機関に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、その提出を受けた。

#### 《表 1-1》指定行政機関等に対する要求資料一覧

※一部未提出の資料

要求事項（資料名等）
<b>a 特定秘密指定書及び新旧を整理した一覧表</b> ①特定秘密指定書の写し（平成 29 年 12 月 31 日時点） ②特定秘密指定書（平成 29 年末までの指定分）の記載事項について、平成 26 年 12 月 31 日時点のものからの変更点一覧表
<b>b 特定秘密指定管理簿補足資料</b> ①特定秘密指定管理簿綴り（平成 29 年末までの指定分）の記載事項について、平成 26 年 12 月 31 日時点のものからの変更点一覧表 ②特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」に秘密が含まれる（黒塗りされている）場合は、その判断となった理由（特定秘密の項目ごとに作成） ③特定秘密の指定有効期間の決定理由（短くした場合のデメリット）、有効期間経過後の更新の見込み（特定秘密の項目ごとに作成） ④特定秘密の管理に係る内規
<b>c 適性評価に関する資料（平成 29 年 12 月 31 日時点）</b> ①対象となった行政機関の職員等の内訳（部署別 <sup>7</sup> 、役職別、年代別の件数） ②特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者及び実際に行っている者の実数につき、各行政機関ごとの一覧表 ③対象となった適合事業者の従業者について、その事業者の名称

<sup>5</sup> 巻末 参考資料 2 参照

<sup>6</sup> 運用基準 V 5 (3)イでは、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを国会報告に添付するものとしている。

<sup>7</sup> 部署別の内訳には平成 29 年 12 月 31 日時点における当該部署で特定秘密の取扱いの業務を行っている者の実数を記載

要求事項（資料名等）

④適性評価の実施に係る内規及び特定秘密の管理に係る内規（b④で提出するものは除く。）

d 特定秘密文書関係

①指定された特定秘密ごとに特定秘密が記録された文書等（及びそれらをまとめた行政文書ファイル）の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）※

\*文書等の名称から、その内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明する資料

②複数の特定秘密が記録された文書等につき、主たる特定秘密ごとに従たる特定秘密を記載した資料※

③特定秘密ごとの、以下に掲げる項目に係る特定秘密文書（及びそれらをまとめた行政文書ファイル）の件数を記載した資料（平成26年末、平成27年末、平成28年末及び平成29年末時点）

\*◎を付したものについては、複製を含む件数についても記載

ア 文書件数全体◎

イ 保存期間別（1年以上、1年未満）内訳◎

ウ 保存期間1年以上のものについて、歴史公文書等の該当・非該当別内訳

エ ウについて、作成から30年を超えるものの該当・非該当別内訳

オ 歴史公文書等に該当するもののうち、国立公文書館等に移管済・移管予定別内訳（作成から30年を超えるものの該当・非該当別）

カ 歴史公文書等に該当しないもののうち、

(ア) 保存期間1年以上のものにつき、現用のもの及び平成30年1月1日以降1年以内に廃棄予定のもの（作成から30年を超えるものの該当・非該当別）

(イ) 保存期間1年未満のものにつき、平成30年1月1日以降1年以内に廃棄予定のもの（平成29年末時点のもののみ）

キ 廃棄件数総計（保存期間別、作成から30年を超えるものの該当・非該当別）（廃棄件数については、複製を含む件数）

④特定秘密文書（及びそれらをまとめた行政文書ファイル）のうち、平成29年中に廃棄したもの、平成30年1月1日以降1年以内に廃棄予定のもの（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）及び作成から30年を超えるもの（文書のみ）について、それらの名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合は、その内容）を記載した資料

⑤廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書の類型別件数（平成26年末、平成27年末、平成28年末及び平成29年末時点）

⑥関係省庁の特定秘密文書に係る移管・廃棄簿（平成26年末、平成27年末、平成28年末及び平成29年末時点）

⑦現在、廃棄に係る独立公文書管理監の検証・監察中もしくは内閣府との廃棄協議中の特定秘密文書（及びそれらをまとめた行政文書ファイル）件数とその概要

e 特定秘密文書に係る内規関係

①特定秘密文書を歴史公文書等に該当または非該当とする判断の基準となる考え方を示す各行政機関の内規

②平成29年12月に改正された「行政文書の管理に関するガイドライン」を踏まえて改正された各行政機関の行政文書管理規則のうち、特定秘密文書に係る部分の新旧対照表

③衆議院情報監視審査会平成29年年次報告書の「政府に対する意見」における各行政機関の内規の改訂に係る部分（意見(1)ア(ア)、イ(イ)、ウ(ウ)及び(イ))についての対応方針及び対応状況

#### (イ) 内閣府情報保全監察室に対する資料要求

特定秘密の保護に関する制度の運用並びに特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等についての調査のため、平成30年7月6日、内閣府情報保全監察室に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、その提出を受けた。

《表 1-2》内閣府情報保全監察室に対する要求資料一覧

要求事項（資料名等）
①検証・監察の対象とした特定秘密の一覧(平成26年、平成27年、平成28年及び平成29年) *書面調査、ヒアリング及び実地調査等のそれぞれの実施の有無について記載
②説明聴取及び実地調査それぞれの省庁別内訳（平成26年、平成27年、平成28年及び平成29年）
③実際に確認した特定秘密文書の一覧（平成26年、平成27年、平成28年及び平成29年）
④上記各文書についての、①確認理由、②見たものの概要、③評価
⑤実際に検証・監察を行った代表的事例数件についての経過（日時、実施内容等）（平成26年、平成27年、平成28年及び平成29年）
⑥独立公文書管理監及び情報保全監察室に連絡及び通報等のあった件数とその概要（平成26年、平成27年、平成28年及び平成29年）

## 第2 調査の概要

1	制度全般	12
2	平成29年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況	45
3	特定秘密の指定・解除	62
4	適性評価	106
5	参考人からの意見聴取及び質疑	113
6	海外派遣	117

## 第2 調査の概要

平成30年5月18日、国会法第102条の14に基づき、政府から国会に国会報告が提出された。また運用基準V5(3)イに基づき、情報監視審査会に対して特定秘密指定管理簿綴りが提出された。

調査においては、上川国務大臣（当時）からの説明聴取の後、まず特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等について、内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監から説明を聴取し、質疑を行った。

また、当審査会からの要求を受けて政府から提出された資料に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、各行政機関からそれぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

その後、当該質疑を通じて明らかとなった課題等につき、内閣情報調査室及び独立公文書管理監に対して、事前通告を行い、その説明（回答）を聴取した後、質疑を行った。

### 1 制度全般

#### (1) 国会報告の概要

平成30年6月6日、上川国務大臣から国会報告<sup>8</sup>について説明を聴取した。その概要は以下のとおりである。

##### （報告の趣旨）

特定秘密の指定等の状況を政府において取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表するものである。

##### （対象期間）

平成29年1月1日から12月31日までの間。

##### （特定秘密の指定権限を有する行政機関）

特定秘密の指定権限を有する行政機関は20機関である。

##### （対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況）

対象期間中、8の行政機関において39件の特定秘密を指定する一方、2の行政機関において9件の特定秘密の指定を解除した（後掲《表2-1》及び《表2-2》参照）。

---

<sup>8</sup> 巻末 参考資料2 参照

指定の有効期間を延長したものはなかった。

また、対象期間中、政府全体で1万8,007件の適性評価を実施し、2件を除き、特定秘密を漏らすおそれがないものと認められた。

評価対象者が実施について同意をしなかった件数は、政府全体で3件であった。

#### **（対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況）**

対象期間末時点において、11の行政機関で517件の特定秘密を指定している。

特定秘密が記録された行政文書の保有件数は、政府全体で38万3,733件である。

適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、12万4,514人である。

#### **（独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応）**

独立公文書管理監による検証・監察が行われた結果、1件の指摘があり、当該省庁において必要な措置を講じた。

また、衆議院情報監視審査会では、特定秘密が記録された行政文書の廃棄などについて調査が行われ、特定秘密が記録された保存期間が1年未満の行政文書の廃棄状況などについて説明した。

また、衆議院情報監視審査会の平成28年年次報告書における政府に対する意見の要点と政府側の対応状況について整理している。

平成30年3月28日、衆議院議長に提出された衆議院情報監視審査会の年次報告書には、政府に対する意見が記載されている。政府としては、これらの意見を重く受けとめ、その趣旨を十分に踏まえ、必要な対応を検討してまいりたいと考えている。

例えば、特定秘密文書廃棄問題については、平成30年4月、第6回内閣保全監視委員会において、委員長である自分から各委員に対し、特定秘密が記録された行政文書を含む公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であり、公文書管理法の下、適切に管理されなければならないこと、平成30年4月からの改正「行政文書の管理に関するガイドライン」による厳格なルールを全職員に徹底し、確実に運用すること、特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には国立公文書館等に移管することとなることを前提にした適切な管理を行うことなどを指示した。

また、特定秘密文書の保存期間の設定や保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄について独立公文書管理監がチェックすることについて検討を進めるよう事務方に指示を出した。

その他の意見についても、その趣旨を十分に踏まえ、必要な対応を検討してまいりたいと考えている。

**（独立公文書管理監からの意見）**

特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい旨の意見があった。

**（有識者からの意見）**

有識者から、第7回情報保全諮問会議に際し、本報告に関して意見があったので、必要な修正を行った。また、特定秘密保護法の運用等についても意見があったので、それを記載した。

《表 2-1》平成 29 年 12 月 31 日時点の各行政機関の特定秘密指定件数  
衆議院情報監視審査会事務局作成

※赤字は平成 29 年中に指定されたものを含む情報（カッコ内は新規件数）

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
国家安全保障会議	4 (1)	第 2 号 〔外交〕	○国家安全保障会議の議論の結論に関する情報 [4 件 (1)]
内閣官房	73 (7)	第 2 号 〔外交〕 第 4 号 〔テロリズム防止〕	①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報 [1 件 (1)] ②国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報 [1 件 (0)] ③特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報 [4 件 (0)] ④内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報 [4 件 (1)] ⑤領域保全の措置及び方針に関する情報 [2 件 (0)] ⑥内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報 [4 件 (1)] ⑦内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報 [16 件 (1)] ⑧情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報 [8 件 (1)] ⑨内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報 [8 件 (2)] ⑩情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報 [24 件 (0)] ⑪国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報 [1 件 (0)]
警察庁	34 (5)	第 3 号 〔特定有害活動防止〕 第 4 号 〔テロリズム防止〕	①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報 [4 件 (1)] ②外国の政府等との情報協力業務に関する情報 [4 件 (1)]

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			<p>③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報 [11件 (0)]</p> <p>④警察の人的情報源等となった者に関する情報 [2件 (0)]</p> <p>⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報 [1件 (0)]</p> <p>⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報 [4件 (1)]</p> <p>⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報 [8件 (2)]</p>
総務省	6 (1)	第2号 〔外交〕	○在日米軍が使用する周波数に関する情報 [6件 (1)]
法務省	1 (0)	第2号 〔外交〕	○領域保全の措置及び方針に関する情報 [1件 (0)]
公安調査庁	20 (4)	第2号 〔外交〕 第3号 〔特定有害活動防止〕 第4号 〔テロリズム防止〕	<p>①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報 [1件 (0)]</p> <p>②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報 [5件 (0)]</p> <p>③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報 [3件 (1)]</p> <p>④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報 [4件 (1)]</p> <p>⑤人的情報収集に関する情報 [3件 (1)]</p> <p>⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報 [4件 (1)]</p>
外務省	37 (1)	第2号 〔外交〕 第4号 〔テロリズム防止〕	<p>①拉致問題に関する情報 [1件 (0)]</p> <p>②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報 [1件 (0)]</p> <p>③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報 [1件 (0)]</p>

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			④東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報 [1件(0)] ⑤北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報 [1件(0)] ⑥内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報 [4件(0)] ⑦大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報 [1件(0)] ⑧北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報 [1件(0)] <b>⑨外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報 [4件(1)]</b> ⑩内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報 [4件(0)] ⑪日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報 [1件(0)] ⑫内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報 [11件(0)] ⑬公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報 [4件(0)] ⑭国際テロリズムに関して外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報 [1件(0)] ⑮国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報 [1件(0)]
経済産業省	4 (0)	第2号 [外交]	○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報 [4件(0)]
海上保安庁	18 (1)	第2号 [外交]	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報 [2件(0)] <b>②外国の政府との情報協力業務に関する情報 [4件(1)]</b>

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			③内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報 [1件(0)] ④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報 [11件(0)]
防衛省	302 (19) ※	第1号 [防衛]	①防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報 [1件(0)] ②自衛隊の運用についての米軍との運用協力に関する情報 [1件(0)] ③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報 [1件(0)] ④電波情報等の情報 [29件(9)] ⑤外国の政府等から提供された電波情報等の情報 [12件(6)] ⑥電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報 [3件(1)] ⑦外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報 [3件(1)] ⑧防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報 [7件(2)] ⑨防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報 [1件(0)] ⑩防衛の用に供する暗号に関する情報 [4件(0)] ※以下の項目は、旧防衛秘密から特定秘密として指定されたものとみなされたもの ⑪自衛隊の運用計画等に関する情報 [50件] ⑫電波情報、画像情報等に関する情報 [32件] ⑬防衛力の整備計画等に関する情報 [15件] ⑭防衛の用に供する通信網の構成に関する情報 [1件]

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			⑮防衛の用に供する暗号に関する情報 [85件] ⑯武器等の仕様、性能等に関する情報 [57件]
防衛装備庁	18 (0)	第1号 [防衛]	①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報 [1件(0)] ②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報 [2件(0)] ③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報 [12件(0)] ④英国との間の共同研究等において提供される情報 [3件(0)]
合計	517 (39)		

※特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。国会報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密（旧防衛秘密）についても、指定件数として計上されている。なお、防衛省の「指定件数」302件のうち、この経過措置が適用されたものは、対象期間末時点で240件であった。

＜参考＞ 特定秘密の指定に係る別表該当性

別表	
<p><b>第1号（防衛に関する事項）</b> ※ 自衛隊法別表第4に相当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究</li> <li>ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報</li> <li>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</li> <li>ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究</li> <li>ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量</li> <li>ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法</li> <li>ト 防衛の用に供する暗号</li> <li>チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法</li> <li>リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法</li> <li>ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途</li> </ul>	<p><b>第2号（外交に関する事項）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの</li> <li>ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針</li> <li>ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報</li> <li>ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力</li> <li>ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号</li> </ul>
<p><b>第3号（特定有害活動の防止に関する事項）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究</li> <li>ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報</li> <li>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</li> <li>ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号</li> </ul>	<p><b>第4号（テロリズムの防止に関する事項）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究</li> <li>ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報</li> <li>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</li> <li>ニ テロリズムの防止の用に供する暗号</li> </ul>

（内閣官房資料）

《表 2-2》 国会報告（平成 30 年 5 月閣議決定）における指定の解除の状況に関する記述の整理表

衆議院情報監視審査会事務局作成

行政機関	識別番号	特定秘密の概要	解除又は一部解除	件数
<b>1 衆議院情報監視審査会の指摘に基づくもの</b>				
内閣官房	官-49	平成26年中に内閣情報調査室の人的情報源又はその候補となった者のうち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、その者が同室の人的情報源若しくはその候補である事実又はこれらであった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報	一部解除	1 件
警察庁	警-15	平成26年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム（国際テロリズムを除く。）の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報	一部解除	1 件
外務省	外-9	日韓排他的経済水域境界画定交渉を含む、日韓間の排他的経済水域の境界画定にかかる交渉の方針又は結果に関する情報であり、公になることにより、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内が露見し、我が国の立場を反映した交渉が困難となるもの（ただし、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る）	解除	3 件
	外-10	竹島問題に関する情報のうち、外国の政府等との交渉若しくは協力的方針若しくは内容又は竹島問題に関し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であり、公になることにより、我が国領域の保全のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、竹島問題の平和的解決に向けた外国の政府等との交渉が困難となるもの（ただし、我が国の領域の保全に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る）		
	外-15	東シナ海資源開発に関する中国政府との交渉又は協力の方針又は内容のうち、漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるもの（現に公になっていない情報に限る）		
	外-12	平成26年に外国の政府等から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く）	一部解除	1 件
防衛省	防-76	[不開示情報]	解除	6 件
	防-77	[不開示情報]		
	防-87	[不開示情報]自衛隊防衛及び警備基本計画		
	防-88	[不開示情報]自衛隊の防衛及び警備実施計画		
	防-91	[不開示情報]情勢等に関する見積り		
	防-224	電子戦運用教育実施に関する米軍情報		
<b>2 行政機関による指定の理由の点検に基づくもの</b>				
防衛省	防-294	平成29年3月31日24時から平成29年12月28日24時までの間に情報本部が収集整理した国の行政機関の保有する衛星の画像データ及び画像情報	一部解除	1 件
<b>3 独立公文書管理監の指摘に基づくもの</b>				
防衛省	防-271	平成28年2月10日から平成29年3月31日までの間に防衛政策局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部がそれぞれ又は共同して実施する防衛協力・交流に関して外国の政府等から提供された情報	一部解除	1 件

※上記国会報告の対象期間内ではないが、平成30年3月、防衛装備庁の指定する、「日本国防衛大臣とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国国防大臣との間の「共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る日英共同研究（第2段階）に関する取決め」に基づき提供される情報等」（装-17）1件の指定が解除された。

(2) 内閣官房（内閣情報調査室）

ア 国会報告に関する補足説明聴取及び質疑

平成 30 年 7 月 10 日及び 10 月 31 日、政府参考人から特定秘密保護法第 19 条の規定に基づく国会報告の概要等について補足説明を聴取し、質疑を行った。

なお、7 月 10 日の調査においては、独立公文書管理監及び有識者からの指摘事項に対する政府の対応について、以下の説明があった。

(ア) 独立公文書管理監からの指摘等への対応

独立公文書管理監からの指摘事項		対応状況
指摘先	内容	
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国政府等から提供された電波情報等の情報に関し、対象情報を適切に管理できるようにするため期間を区切って記述することが望ましい。</li> </ul> （平成 29 年 3 月 21 日付）	防衛省において対象情報に期間を追記し、指定の一部を解除した。
内閣保全監視委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年中に指定された特定秘密に関し、その文書等への記録及び特定秘密表示の適否に関する検証・監察を行った結果、各行政機関が保有する文書について特定秘密表示の方法が統一されていないことが判明した。政府内における情報共有の際に特定秘密の範囲についての認識が共有されないおそれがあるため、所要の措置を講ずるべきである。</li> </ul> （平成 28 年 8 月 9 日付）	平成 29 年 3 月、内閣官房から各行政機関に対して、他の行政機関に特定秘密である情報を記録する行政文書を提供する際における特定秘密の表示の方法についての通知を発出した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、① 特定秘密である情報を記録する頁ごとに、その見やすい箇所に、特定秘密の表示を行うこと、② 複数の頁にわたる特定秘密を記録する文書のうち、特定秘密である情報が記録されていない頁については、特定秘密の表示を行わない、又は特定秘密が含まれていない旨を明記する措置を講ずること、等。</li> </ul>

(イ) 情報保全諮問会議における有識者からの意見への対応

指摘事項	対応状況
<p>・ 特定秘密の指定の一部解除について、特定秘密保護法の規定との関係が理解しにくいので説明を加えるべき</p>	<p>国会報告 7 頁の脚注 11 に説明を加えた。</p> <p>* 11 指定された特定秘密の一部を特定秘密として取り扱うことを要しなくなった場合には、行政機関の長は、特定秘密保護法第 4 条第 7 項の規定に基づき、当該特定秘密の指定の一部を解除している。</p>
<p>・ 九州北部豪雨の際に内閣官房ホームページに掲載した被災地域の加工処理画像について URL を掲載すべき</p>	<p>国会報告 16 頁の脚注 26 に URL を記載した。</p> <p>* 26 内閣情報調査室においては、国内における大規模な被害を伴う災害や事故等の発生に際し、情報収集衛星の画像が被災等の状況の早期把握や被災者等の迅速な救助・避難等に資すると判断された場合には、情報収集衛星の画像の加工処理画像を内閣官房ホームページに掲載するなどして国民に公開することとしている。</p> <p>例えば、平成 29 年 7 月に発生した九州北部豪雨の際には、被災地域の加工処理画像を公開している (<a href="http://www.cas.go.jp/jp/houdou/170711saigai.html">http://www.cas.go.jp/jp/houdou/170711saigai.html</a>)。</p>

※ 平成 30 年 7 月 10 日の当審査会において政府から説明のあった情報保全諮問会議における有識者からの意見は多岐に亘るが、国会報告への意見について政府から必要な修正を行った旨説明があり、例として挙げられた修正内容は、上掲の 2 つであった。なお、有識者の意見全体については、巻末 参考資料 2 国会報告の項目「8 有識者からの意見」参照。

(ウ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 国会報告の中で、有識者の意見が記載されているが、これらの意見にどう対応したのかを（敷衍して）説明願いたい。

[平成 30 年 7 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密保護法において、国会報告をする際には有識者の意見を付してこれを国会に報告するという事になっている。
- ・ (有識者の意見に対しては) すぐに対応できるものや、法施行後 5 年を経た段階で検討すべしと言われているものもあり、(対応の) タイミングはまちまちである。
- ・ 可能であれば、来年の情報保全諮問会議の場で有識者に対し対応状況を説明することになると考える。

問 2-1. 内閣情報調査室がヒューミント（人的情報）、シギント（通信情報）及びイミント（画像情報）等により情報を収集する際に、副産物として個人のプライバシー等に係る情報を入手することがあり得るか。含まれている場合には、当該情報についてどのような取扱いをしているのか。

[平成 30 年 7 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ プライバシーに関する情報も、当然特定秘密の中には入ってくることは想定される。ヒューミントの例を挙げられていたが、例えば情報源が誰であるかということは究極の個人情報であって、情報源の生命にも関わってくるがあるので、厳格に管理する必要があると考えている。
- ・ まずは（情報を）厳格に管理して、必要のある人間だけがそれに触れることができるようにするのが基本であると考えている。その上で、時が来れば、情報公開法あるいは公文書管理法に従って公開されるものがあると考えられる。

問 2-2. 衛星の通信を傍受した際、その中に外交、安全保障上の問題は少ししかなく、残りは個人情報であったような場合でも、(内閣情報調査室は) この情報を見ているのか。

[平成 30 年 7 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 個人情報、安全保障に関する情報の中に含まれてき得ることはあり得ると思われる。

問 3. 現在の SNS 社会では、スノーデン氏<sup>9</sup> やウィキリークス<sup>10</sup> のように (情報を) 暴露する事案が発生した場合、(当該情報が) 真偽不明の情報として独り歩きすることが考えられる。そのような場合、かたくなに特定秘密を秘匿し続けるよりも、一部でも指定を解除して真実を伝えた方がよい場合もあると考えるが、そのような検討はなされているのか。

[平成 30 年 7 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 一般的に特定秘密の指定、解除については、法律上の要件<sup>11</sup>を満たすときに指定し、満たさなくなったときに解除するということである。その際、安全保障上の支障があるかどうかを考慮することになる。

<sup>9</sup> エドワード・ジョセフ・スノーデン (Edward Joseph Snowden)。米中央情報局 (CIA) 元職員。2013 年 6 月、英紙ガーディアンが「米国家安全保障局 (NSA) が米電話会社の通話記録を毎日数百万件収集」と報道し、同氏が情報源として名乗り出た【朝日新聞 (平成 30 年 6 月 20 日) 等】。

<sup>10</sup> 匿名で投稿された内部告発情報をインターネット上で公開するウェブサイト。オーストラリアの元ハッカーが中心となって 2007 年に創設。非営利のメディア組織によって運営されている。重要なニュース・情報を一般公開することを活動の目的に掲げ、各国政府・企業などの内部情報を暴露。2009 年にアムネスティインターナショナルの人権報道賞を受賞したが、2010 年には米務省の外交公電を公表して物議を醸した【デジタル大辞泉 (小学館)】。

<sup>11</sup> 法律上の要件とは、特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する、①特定秘密保護法別表に掲げる事項に該当する (別表該当性)、②公になっていない (非公知性)、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である (特段の秘匿の必要性)、という 3 要件を指す。

問 4. 仮に、安全保障上の事案が発生し、関係各国がいろいろなことを発表する中で、我が国の衛星情報と同種のものが公表されたような場合、国会から「(衛星情報の)開示を求めたい」という話が当審査会に持ち込まれるかもしれない。そうしたことへの対処について考え方の整理をしておいてほしいと思うが、コメントがあれば伺いたい。

[平成 30 年 7 月 10 日審査会]

[答弁概要]

- ・ 特定秘密と公表されている情報が同一性を有するかどうかという判断については、個別具体の状況を踏まえつつ行政機関の長が行うものと思っており、具体的な判断基準を作成することは困難である。
- ・ 必要に応じて、また当審査会における指摘、質問に応じて、個別具体の情報ごとに、非公知性の有無について説明をしてみたいと考えている。

問 5. 平成 29 年 12 月 31 日時点の複製物を含む特定秘密文書の政府全体の件数が約 61 万件とあるが、これ以前は何件だったのか。

[平成 30 年 10 月 31 日審査会]

[答弁概要]

- ・ 当該件数は、昨年（平成 29 年）の当審査会からの指示を受け、初めて計算したものであり、それ以前の数字はない。

問 6-1. 文書が不存在とはどのような状況を指し、どの程度あるのか。

[平成 30 年 10 月 31 日審査会]

[答弁概要]

- ・ 「特定秘密指定管理簿綴り」の項目にある特定秘密の中身については、その特定秘密が記載された文書が存在するのが大体の例であるが、過去、ここに書かれた特定秘密を記録する文書が存在しないものがあった。
- ・ 直近の数字は持っていないが、昨年末までに指定された特定秘密については（政府内で行政文書も物件もない）文書不存在の特定秘密はない。

問 6-2. (文書不存在の特定秘密の) 記載方法を検討するということだが、どのような検討が行われているのか。

[平成 30 年 10 月 31 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 文書不存在であることについて、何らかの形で「特定秘密指定管理簿綴り」に明記したいと考えている。特定秘密ごとの文書件数は不開示情報であることから、記載方法について現在検討を進めている。

問 7. 今回提出された「保存期間 1 年未満の特定秘密文書で平成 29 年中に廃棄されたものの類型」の分類が、昨年提出された資料と異なっている。継続性の観点から、従来の分類の方がよいと考えるが、変更した理由について説明願いたい。

[平成 30 年 10 月 31 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 今回の提出分は、(平成 29 年末に) 改正したガイドラインにおいて示されている保存期間 1 年未満と設定することができる文書類に基づいて平成 29 年中に廃棄されたものの類型を作成した。一方、平成 29 年に提出した平成 28 年中に廃棄されたものの類型は、改正前のガイドラインには保存期間を 1 年未満に設定することができる文書の類型がなかったことから、内閣情報調査室で類型を作成し回答を行ったものであるため、類型に相違がある。
- ・ 現在、平成 30 年に提出した廃棄件数を平成 29 年に提出した資料の類型に分類し直したものを集計中であり、改めて提出したいと考えている。

## イ その他制度全般に係る説明聴取及び質疑

平成 30 年 12 月 6 日、各行政機関からの説明聴取及び質疑等を通じて明らかとなった課題等についてさらに調査するため、内閣情報調査室に対して事前に通告を行い、説明を聴取した後に質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

### (7) 事前通告項目及び説明の概要

審査会における事前通告項目	内閣情報調査室の説明
<p>(1) ガイドラインに基づく類型（平成 29 年類型）で集計された平成 29 年中の「廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書の類型別件数」について、平成 28 年類型により再集計中である旨の答弁があった。当該作業結果の当審査会への提出見通しを明らかにされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在、鋭意作業を進めているところであるが、件数の確認に時間を要している省庁があり、当該作業が終了次第、速やかに当審査会へ提出したいと考えている。</li> </ul>
<p>(2) いわゆる「頭の中の特定秘密」は、その保護の状況等についての検証が困難となると思われることから、解消すべきものとする。複数の行政機関が同一の特定秘密を指定している場合、当該特定秘密を記載した文書を保有していない行政機関は、新たに文書を作成して保有するべきであると思われるが、政府の見解を伺いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮に提供先の行政機関が当該特定秘密を漏えいすることがあった場合でも、情報提供元の行政機関において、提供した文書の正本・原本を確実に保有していること等から、政府として漏えい等に関する立証に必要な対応は十分に可能であり、提供先の行政機関が必ずしも文書を保有しなくとも問題は生じないと考えている。</li> <li>● （提供先で文書が存在しない場合でも、）提供元の行政機関が文書を保有していることから、いわゆる頭の中にしかない特定秘密には該当しないものと考えている。</li> </ul>
<p>(3) 明年 12 月には特定秘密保護法施行から 5 年となり、特定秘密を取り扱う行政機関を見直す時期を迎えることとなるが、現在も特定秘密の指定を行っていない指定行政機関がある。指定行政機関についての今後の取扱いの方針を伺いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密保護法第 3 条第 1 項ただし書において、特定秘密の指定を行わない行政機関を、有識者の意見を聴いた上で、政令で定めることとしている。</li> <li>● 各行政機関における特定秘密の指定権限の見直しについては、有識者の意見等を踏まえつつ、各行政機関の指定権限の必要性等を慎重に検討した上で、所要の見直しを行ってまいりたいと考えている。</li> </ul>

審査会における事前通告項目	内閣情報調査室の説明
<p>(4) 各行政機関の文書管理に係る内規において、特定秘密文書の保存期間についての規定を特に定める必要があると思われるが、政府の見解を伺いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成29年末のガイドラインの改正を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成30年4月から施行している。特定秘密を含む文書についても、この新たな厳格なルールを徹底し、確実に運用することが重要であると考えている。</li> <li>●秘匿度の高さは歴史公文書等の該当性や保存期間の長さには直接には影響しないと考えている。例えば、特定秘密文書をコピーした場合、その複製物は正本と同等の要秘匿性があるが、長期間保有する必要は必ずしもない。特定秘密が記録された行政文書についても、その他の行政文書と同じ判断基準で保存期間を設定すべきと考える。</li> <li>●特定秘密文書（歴史公文書等に該当しないもの）については内閣総理大臣への廃棄協議の前に独立公文書管理監による検証・監察がなされるなど、恣意的に廃棄されないことがないような重層的な仕組みが設けられている。</li> </ul>
<p>(5) 平成29年末時点で適性評価を経て特定秘密の取扱業務を行うことができる職員の数と実際に特定秘密を取り扱っている職員との数の乖離が大きい行政機関がある。適性評価は、その実施によってプライバシー侵害が生ずる懸念があり、実施件数等については適切な水準を維持すべきと思われるが、政府の見解を伺いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定秘密の取扱いの業務を行っている者が人事異動などにより特定秘密を取り扱わない部署に異動した場合は、「特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者」にはカウントされるものの、「業務を行っている者」にはカウントされないことから、二つの数字にある程度差が生じていることは自然なことと理解している。</li> <li>●特定秘密保護法第12条及び運用基準において、行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった当該行政機関の職員について、過不足なく必要な者に範囲を限って、本人の同意を得た上で適性評価を実施するものとされている。</li> <li>●今後とも、法律、政令及び運用基準において詳細に規定されている実施手続等に従って適正に実施してまいりたいと考えている。</li> </ul>

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

① 運用基準の見直し関係

問 1. 運用基準の見直しに向けた具体的なスケジュール及び検討方法について伺いたい。

[平成 30 年 12 月 6 日審査会]

[答弁概要]

- ・法律や運用基準等において、今後の見直しが予定されている。特に運用基準については、特定秘密保護法施行後 5 年を経過した場合に、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うこととされている。
- ・明年 12 月にこれを迎えることになるが、情報保全諮問会議における有識者の意見を踏まえつつ、法施行後 5 年が経過した後の早いタイミングで見直しを行いたいと考えている。
- ・運用基準の見直しを行うか否かにかかわらず、運用をどのように改善すべきかということについては、法施行後 5 年が経過する前から検討をきちんと行っていきたいと考えている。

問 2. 「『必要があると認める』ときは、その結果に応じて所要の見直しを行う」とされているが、誰が（必要性を）判断するのか、「必要がある」とは）具体的にどのような状況が想定されるのかを伺いたい。

[平成 30 年 12 月 6 日審査会]

[答弁概要]

- ・政府が運用基準を定めることとされているので、見直しの必要があると判断する主体は政府である。
- ・実務上の観点から、あるいは海外の情報機関との間で求められる取扱いの安定性の観点からは、あまり頻繁に運用基準が変えられることは必ずしも好ましくないと考えている。運用基準に関して見直すべき点については、法施行後 5 年という規定上の期間を経過した後の見直しの機会に検討してまいりたい。
- ・見直しの内容については、国会審議、情報保全諮問会議における有識者の意見、あるいは特定秘密の取扱いを行っている各行政機関の実際の運用上の観点からの意見を、内閣保全監視委員会の事務局たる内閣情報調査室で取りまとめ、これらを踏まえて検討し、関係諸方面と調整してまいりたい。

問 3. 当審査会のいくつかの指摘に対応して、内閣情報調査室から事務連絡を発出したことは評価する。これらの事務連絡の内容を運用基準に反映すべきではないか。

[平成 30 年 12 月 6 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・いわゆる「あらかじめ指定」の問題については、昨年 11 月に事務連絡<sup>12</sup>を発出して、引き続き運用の状況を見ているところである。
- ・独立公文書管理監による保存期間 1 年未満の特定秘密文書の中に保存期間を 1 年以上と設定すべきものがないかの検証・監察に関する事務連絡<sup>13</sup>については、この事務連絡を踏まえ、現在独立公文書管理監が、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく、準備を進めているところであると承知している
- ・指摘の点も含め、運用上、検討課題をどのように位置づけるかということについては、運用基準の見直しの際に真摯に検討してまいりたい。

問 4-1. 運用基準の見直しに向けて、具体的にどのように検討するのか、方法を教えてもらいたい。

[平成 30 年 12 月 6 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・来年の 12 月に向けて、どのように改善するのかということをも真摯に検討してまいりたいと考えている。
- ・どのようなものを見直すのか、あるいはどのような意見をもとに検討するかということについては、何よりも国会審議、情報保全諮問会議の有識者の意見、各行政機関の実際の運用上の観点からの意見などを踏まえて検討すべきものと考えている。

<sup>12</sup> 「行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方について」(通知)(平成 29 年 11 月 8 日、内閣官房内閣情報調査室)(巻末 参考資料 5 (1)参照)

<sup>13</sup> 「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について」(通知)(平成 30 年 7 月 27 日、内閣官房内閣情報調査室)(巻末 参考資料 5 (2)参照)

問 4-2. 有識者の意見、各行政機関の実務上の意見を聴くタイムスケジュールは決まっているのか。

[平成 30 年 12 月 6 日 審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 具体的なスケジュールは決まっていないが、特に情報保全諮問会議の有識者の意見は、例年、政府報告をまとめる前に聴取する機会がある。また、各行政機関とは日頃からやりとりをしているので、そうした機会を使いながらさまざまな検討を行いたい。もちろん、衆参の審査会の意見も聴いていきたい。

## ② 特定秘密文書廃棄関係

問. 平成 29 年の審査会意見を受け、5 月に提出された国会報告に、平成 28 年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数が掲載されたことは評価したい。来年以降の国会報告においても「行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」の項目に記載するか、あるいは新たに項目立てをすることで、引き続き廃棄状況を掲載してはどうかと考えるが、これに対する見解を伺いたい。

[平成 30 年 12 月 6 日審査会]

### 〔答弁概要〕

- ・ これまでは保存期間 1 年以上である特定行政文書ファイル等の廃棄の状況について、正式に報告をしてきたが、特定秘密文書の廃棄に係る全体像を把握したいという当審査会の調査依頼を踏まえて、保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄件数を、政府として確実に時間をかけて調査を行い、報告してきた。
- ・ ただ、現実問題として、保存期間 1 年未満の特定秘密文書は非常に多数に上り、多くの職員が膨大な時間と労力をかけて集計を行っている。また、結果的にはそのほとんどが複製物であるということもあり、これを継続的に調査していくべきかということについて、難しい点があることについて理解いただきたいと考えている。
- ・ その上で、本件については当審査会からお求めがあれば、御意見として承り、検討してまいりたい。

### ○その他の指摘事項

- ・ 提出資料が間違っていた場合は、丁寧に説明してもらえればと思う。隠すのが最もよくない。透明・誠実に対応してもらえればよい。
- ・ 運用基準の見直しについては、当審査会でも協議を行い、政府側に提案したい。

### (3) 独立公文書管理監

#### ア 独立公文書管理監報告等に関する説明聴取及び質疑

##### (7) 独立公文書管理監からの説明聴取

平成 30 年 7 月 10 日及び 10 月 31 日、独立公文書管理監から独立公文書管理監報告等について説明を聴取し、質疑を行った。なお、同報告についての説明の概要は以下の通りである。

##### ① 独立公文書管理監報告の対象期間

対象期間は平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間）である。

##### ② 検証・監察の結果

###### （特定秘密の指定について）

平成 29 年中に指定された 39 件の特定秘密について、いずれも適正と認めた。

###### （特定秘密の指定の解除について）

防衛省における 6 件の解除、内閣官房・警察庁・防衛省の各 1 件の一部解除について、いずれも適正と認めた。

###### （特定秘密の記録とその表示について）

防衛装備庁において、特定秘密である情報が記録されている頁に特定秘密表示を行うべきところ、特定秘密でない情報のみが記録されている頁に、誤って同表示をしていたことから、平成 30 年 3 月、防衛装備庁長官に対し当該表示を抹消するよう是正の求めを行った。それ以外の 42 部署による記録とその表示を適正と認めた。

###### （特定行政文書ファイル等の保存）

海上保安庁において、機器持込禁止場所に機器の持ち込みをしてはならない旨の掲示をしていなかったことから、平成 30 年 3 月に是正を求めた。

国土交通省において、当職に対し特定秘密文書等を提供する際、当該文書等に記録された特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日として、誤った年月日を通知したことから、平成 30 年 3 月、国土交通大臣に対し是正を求めた。

それ以外の 41 部署による保存を適正と認めた。

その他、特定秘密文書等管理簿に、特定秘密文書等に記録された特定秘密とは異なる特定秘密の指定の整理番号を記載しているなどの誤りを認めたことから、修正が望ましい旨経済産業省及び国土交通省に指摘した。

**(特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置)**

保存期間満了時の措置が廃棄とされ、平成29年度末までに保存期間が満了し、その保存期間を延長する予定がない特定行政文書ファイル等を保有する経済産業省、防衛省及び防衛装備庁を検証・監察対象とし、いずれも妥当と認めた。

**(検証・監察に関する定量的指標について)**

検証・監察の過程において、99回にわたり、各行政機関からの説明聴取、行政機関に赴いての実地調査等を行った。

これらの過程において、特定秘密を記録する文書等について、計644件の提供を受け、その内容を確認した。

**(通報<sup>14</sup>への対応)**

通報は0件であった。

**③ 検証・監察におけるチェックポイント**

独立公文書管理監の検証・監察は、「特定秘密の指定」「文書等への記録・表示」と「特定行政文書ファイル等の管理（保存・保存期間満了時の措置）」の大きく三つに分けられる。

**(特定秘密の指定について)**

行政機関の長が特定秘密の指定を行うが、これが特定秘密保護法の定める指定の要件を満たしたものであるか検証・監察を行っている。行政機関から口頭又は文書での説明を受け、場合によっては特定秘密のある場所に赴いて提示を受けたりすることもある。

**(文書等への記録・表示について)**

特定秘密の指定とはイメージ的にはいわば箱を作る作業であるところ、特定秘密が指定され箱ができると、その特定秘密が含まれる文書が箱に入れられる。このとき、その文書自体に、「特定秘密」であるという表示をすることになる。この検証・監察では、その文書が当該特定秘密の箱に入れるべき文書であるか、形式的に特定秘密の適正な表示がなされているかについて確認を行う。

---

<sup>14</sup> 運用基準V4(2)において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上特定秘密を知得した者は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている。これに加えて、一定の条件を満たす場合には、独立公文書管理監の窓口に対して通報することができることとされている。独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとされ、特定秘密保護法等に従っていない状況が認められた場合には、行政機関の長に対し、是正を求めるものとされている。

**(特定行政文書ファイル等の管理について)**

保存については、物理的に適正な管理がされているかについての確認や、特定秘密文書の一つ一つがファイル化される際には、ラベルが適切に作成されているかを確認している。文書の保存期間の満了時の措置について、ガイドライン及び各行政機関の文書管理規則の定めに基づき、適切に区別しているかということも確認している。

## (イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 独立公文書管理監が、検証・監察の結果、廃棄妥当と判断した根拠について伺いたい。

[平成 30 年 7 月 10 日審査会]

### [答弁概要]

- ・平成 29 年度に行った保存期間満了時の措置についての検証・監察、いわゆる廃棄に係る検証・監察の具体的な判断の理由について、説明する。
- ・経済産業省については、対象ファイルにまとめられた文書は全て内閣官房から提供を受けた衛星画像関係の文書で、対象ファイルにまとめられた文書に記録された情報が、政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報には当たらないものであること、また、当該文書は全ていわゆる写しであり、いわゆる原本が内閣官房で保存されており、保存期間満了時の措置が移管となっていることから、廃棄妥当と判断した。
- ・防衛省については、対象ファイルにまとめられた文書は全て防衛、警備等計画関係の文書で、対象ファイルにまとめられた文書に記録された情報が、政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報には当たらないものであること、また、当該文書は全ていわゆる写しであり、いわゆる原本が同省内で引き続き保存されていることから、廃棄妥当と判断した。
- ・防衛装備庁については、対象ファイルにまとめられた文書に記録された情報が、潜水艦の安全潜航深度を明示する数値及び水中航続時間を明示する数値で、政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報には当たらないものであり、同一の情報に係る文書が別途保存されていること等から、廃棄妥当と判断した。

問 2. 安全保障とは全く関係のない（特定秘密とはならない）個人情報収集されてしまっているのを見た場合、当該行政機関において情報の管理はどのように行われていたか。また、当該情報が漏えいした場合の措置についても伺いたい。

[平成 30 年 7 月 10 日審査会]

### [答弁概要]

- ・特定秘密以外のものは検証・監察の対象となっていないので、その管理の状況についてお答えすることは困難である。

問3-1. 既に他国のメディアが報道し、ネット上でも流れているような情報は、（非公知性がないと判断することも可能で、既に）特定秘密とは言えないのではないか。このような状況になれば、特定秘密の指定を一部解除してでも（当該情報を）公表することを検討すべきと考えるがどうか。

[平成30年7月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・非公知性の観点から、公になっている情報と同一のものなのか、検証・監察において個別具体的な事案に即して、しっかりと行ってまいりたい。

問3-2. 我が国だけが（ネット上でも流れているような情報を）特定秘密として指定し続けることで、政府は何か隠しているという疑念が生じ、やがては世論を歪めてしまうおそれがある。それを防ぐためにもある程度は柔軟に考えて、特定秘密を解除する必要性があるのではないか。非公知性の判断のルールについて、検討してもらいたい。

[平成30年7月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・第一義的には、非公知性の有無を判断し、特定秘密を解除するのは各行政機関の長である。
- ・独立公文書管理監としては、特定秘密の検証・監察の中で非公知性を欠いていると思われるものがあれば、必要な確認を行い、その結果欠いていると判断すれば、指定の全部あるいは一部解除の是正の求めを行うことになるだろう。

問4. 独立公文書管理監は、政府の中で特定秘密の指定、解除等の適正を確保するための検証・監察を実施しているが、今後の課題としてどのようなものがあると考えているのか伺いたい。

[平成30年7月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・今後の課題としては、当審査会からも意見をいただいていることもあり、検証・監察をさらに実効的かつ効率的に行っていくかなければならないと考えている。
- ・個々の検証・監察は時間と手間がかかるものであるが、雑に行っては意味がないので、実効性を維持し、または高めつつも効率性を高めていけるよう、しっかり行ってまいりたい。

問5. 検証・監察を実施するに当たっては、全ての文書ではなくサンプル調査のような手法をとっているのか。また、特定秘密文書には英文のものもあるとの説明があったが、英語以外の外国語にも対応できる職員はいるのか。

[平成30年10月31日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当初は、行政機関の協力を得て文書を選んでいたが、最近では、情報保全監察室が対象となる文書の選定基準を示し抽出している。抽出の仕方であるが、これまで検証・監察を行ったことがないものや新しいものを抽出するなど、様々な観点を組み合わせている。
- ・外国語で表記された特定秘密文書については、これまでのところ少数言語の情報に接したことはない。外務省出身の職員もおり、ある程度の英語力を有する職員が配置されている。また、外国語で書かれた情報は、通常、外国から提供を受けた文書であることが多く、当該国において秘密指定が行われたことが（特定秘密に指定するための）条件となっている場合には、それがきちんと行われているかという点についても留意して検証・監察を行っている。

問 6-1. 独立公文書管理監は、文書が作成されているか否かについての検証・監察を行っているのか。

[平成 30 年 10 月 31 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・我々は、特定秘密が記録された文書に対して検証・監察を行っているのですが、作成されていない文書を対象とするのは難しい。

問 6-2. 特定秘密に指定されていない文書の作成の有無についてはどこが検証しているのか。

[平成 30 年 10 月 31 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・それは公文書管理の一般の部分になるかと思う。

## イ その他制度全般に係る説明聴取及び質疑

平成 30 年 12 月 6 日、各行政機関からの説明聴取及び質疑等を通じて明らかとなった課題等についてさらに調査するため、独立公文書管理監に対して事前に通告を行い、説明を聴取した後に質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

### (7) 事前通告項目及び説明の概要

審査会における事前通告項目	独立公文書管理監の説明
<p>(1) 「特定秘密の指定」の検証・監察の際、全ての特定秘密を自身の目で確認する必要があると思われるが、独立公文書管理監の見解を伺いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密の指定の検証・監察では、指定書等に記載された内容を基に、用語の意味内容、当該特定秘密以外の情報との区別等の観点から説明の聴取を行うものであり、当該特定秘密が記録された文書の確認は必ずしも必要ないが、これを行うことにより適否の判断がよりの確になるような場合等、必要な確認については積極的に行ってまいりたい。</li> <li>● なお、特定秘密の記録とその表示の検証・監察として、これまで様々な指定に係る文書を確認し、その内容が指定された情報の内容と整合するものであるかどうか確認している。</li> </ul>
<p>(2) 独立公文書管理監が新たに行うこととなった、保存期間 1 年未満の特定秘密文書の検証・監察<sup>15</sup>に関して、以下の点を伺いたい。</p> <p>① 事務連絡の発出以降から現在までの独立公文書管理監の対応状況</p> <p>② ガイドラインの類型①<sup>16</sup>以外に分類されたものについては、特に重点を置いて監察・検証を行う必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな検証・監察事項であり、現在、行政機関における保存期間 1 年未満の特定秘密文書の取扱いの実態把握に努めている。</li> <li>● ガイドラインが掲げる類型①のもののほか、類型①以外のものについても、厳正かつ実効的に検証・監察を行う必要があると考えており、その方法について検討しているところである。</li> </ul>

<sup>15</sup> 「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について」(通知)(平成 30 年 7 月 27 日、内閣官房内閣情報調査室)(巻末 参考資料 5 (2) 参照)による。

<sup>16</sup> 行政文書の管理に関するガイドラインにおいて例示されているのは以下の 7 類型である。  
 ① 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し、② 定型的・日常的な業務連絡、日程表等、③ 出版物や公表物を編集した文書、④ 〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答、⑤ 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書、⑥ 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書及び⑦ 保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書。

審査会における事前通告項目	独立公文書管理監の説明
<p>(3) 独立公文書管理監の検証・監察業務については、これまで年次報告書や審査会での議論において、</p> <p>① 特定秘密文書の件数に比して実地調査の回数が少ないこと、</p> <p>② 検証・監察の対象となる特定秘密文書の選定を最終的には行政機関側に委ねている部分があること、</p> <p>③ 検証・監察業務の実態把握の理解が困難であること、</p> <p>等を指摘している。この度、一般行政文書の管理も独立公文書管理監による監察の対象となったことにより、特定秘密文書の検証・監察に少なからず影響が及ぶ懸念がある。特定秘密の検証・監察業務に取り組む決意について、改めて独立公文書管理監に伺いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実地調査については、可能な限り積極的に行うようにしつつ、引き続き、検証・監察の手法について、これまでの経験を踏まえて、より実効的・効率的なものとするべく更なる改善に取り組んでまいりたい。</li> <li>● 検証・監察の対象となる文書については、平成30年度から独立公文書管理監が選定することとしている。</li> <li>● 今後も、独立した公平な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施し、その任務を誠実に遂行することにより、特定秘密保護法等の運用に当たる各行政機関の職員の意識を高め、自浄作用を促進して、適正な運用の確保に貢献してまいりたい。</li> </ul>
<p>(4) 独立公文書管理監の検証・監察業務について、以下の点を伺いたい。</p> <p>① 具体例を交えた詳細な説明（ケーススタディ）をしていただきたい。</p> <p>② 指定行政機関において、特定秘密に該当すると考えられる情報にもかかわらず、敢えて特定秘密として指定していない懸念があることから、特定秘密の指定の適正な実施を図る上でも、このような観点からの検証・監察業務の方向性についてどのように考えるか伺いたい。</p>	<p>①について</p> <p>(注) 平成30年12月6日、当審査会は独立公文書管理監より、情報保全監察室による検証・監察の流れについて説明を聴取した。</p> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密に指定されるべき情報が特定秘密として指定されない場合、特定秘密保護法による保護措置が講じられず、適切ではないものと思料される。</li> <li>● 情報保全監察室は様々な情報に接するものであるところ、ご懸念の事態も念頭に置きつつ、引き続き厳正かつ実効的な検証・監察を実施する中で、事案に応じて適切に対応してまいりたい。</li> </ul>

## (イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 独立公文書管理監は、特定秘密以外の一般の公文書をチェックできるようになったのか。情報保全監察室と公文書監察室の連携はどのようになっているか。

[平成 30 年 12 月 6 日審査会]

### 〔答弁概要〕

- ・ 情報保全監察室は、これまでと同じく特定秘密だけの検証・監察を行っている。一般の公文書についての検証・監察は内閣府公文書監察室が行うこととなる。
- ・ 両室の連携については、いずれの組織も、独立公文書管理監が長を務めている。

問 1-2. 一般の公文書の中に特定秘密にすべきものをその前の段階（極秘、秘）にしているものがあるのではないかという懸念があるので、このような観点から検証していただきたい。その場合、対象文書が膨大になることも想定されるので、対象省庁、テーマを絞るなどして検証・監察を行ってほしい。

[平成 30 年 12 月 6 日審査会]

### 〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密に指定すべきものを指定していないということであれば、特定秘密保護法による保護が図られていないということになり、適切ではない。もっとも、検証をどのように行うかについては、やや難しい問題がある。
- ・ 情報保全監察室は検証・監察を行っていく中で特定秘密文書の中に特定秘密の部分だけでなく秘の部分を見ることもある。今後、特定秘密の区分けや、極秘の区分けがきちんとなされているか、というところから意識をもって、厳正・実効的な検証・監察を実施する中で、それぞれの事案に応じて対応してまいりたい。

問2. 特定秘密の扱い方や書き方のルールについては、4年間の検証・監察を経て、各省庁で徹底されてきているのか。独立公文書管理監の感触、進展状況を伺いたい。

[平成30年12月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密の記録とその表示の問題については、情報保全監察室でも各省庁統一のルールを作ることができないか、内閣保全監視委員会に意見を提出したことがある。
- ・ これについては制度を所管する内閣情報調査室で検討いただいて、表示をこのようにしなさいというある程度の基準は出してもらった。当方でもそれに基づいて適切か否かの判断をしているが、各省庁統一的に表示が一律に行われているわけではない。今後、検証・監察を進める中で具体的な支障が出てくればまたいろいろな意見を申し上げていきたい。

問3. 独立公文書管理監と各行政機関は、緊張関係にあるのか。管理監が実地調査に行く際は、資料を全て見せてもらえるのか。

[平成30年12月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 記録、表示の検証・監察等の際には実地調査を行い、先方からの説明を受けるが、その説明が足りず、納得できないこともある。そういう場合には1ラウンドで終わるのではなく、再度資料を用意してもらい、第2ラウンドとなる。第3ラウンドまで行ったこともある。

○その他の指摘事項

- ・ 膨大な数の特定秘密のうち、検証・監察を行っているのはごく一部である。各行政機関に対し、モデルをしっかりと提示し、各行政機関に対して一定の牽制というか、ルールを敷いていくような仕組みを作ることが大事である。我々は、独立公文書管理監と意識は共通している。国民の立場に立って、前向きに取り組んでいけるような体制を共同でやっていくように頑張っていきたい。



## 2 平成 29 年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況

平成 29 年年次報告書において、行政における特定秘密保護制度の運用状況に対し、審査会として合意した事項を「政府に対する意見<sup>(※)</sup>」（審査会意見）として記載し、早急に改善を図ることを求めた。

当審査会は、関係行政機関から、この審査会意見に基づき講じた措置又は講ずる予定の措置等について説明を聴取した。以下、その概要について、下掲の項目毎に、順次記述する。

### (※) 平成 29 年審査会意見の項目

#### (1) 特定秘密文書廃棄問題

- ア 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係
- イ 行政文書の保存期間が 1 年以上の特定秘密文書の廃棄関係
- ウ 行政文書の保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係
- エ 特定秘密文書件数関係

#### (2) 特定秘密文書不存在関係

#### (3) 作成から 30 年を超える特定秘密文書関係

#### (4) 指定の在り方関係

#### (5) 独立公文書管理監関係

#### (6) 外務省及び経済産業省の指定する特定秘密関係

#### (7) 当審査会の政府に対する意見への対応関係

(1) 特定秘密文書廃棄問題

意見	各行政機関における対応
<p>ア 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係</p> <p>(7) 特定秘密のうち重要な情報を記録した文書については歴史公文書等となるよう、特定秘密文書を保有する行政機関（保有行政機関）の文書管理規則等の内規を改めることを検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室（制度所管）】</b></p> <p>公文書管理法は、歴史資料として重要な行政文書を「歴史公文書等」と定義しており、歴史資料として重要な情報である特定秘密を記録した行政文書は歴史公文書等となる。</p> <p>各行政機関はガイドラインを踏まえて行政文書管理規則等を制定しており、既に内規上、歴史資料として重要な行政文書は歴史公文書等とされている。</p> <p>平成30年4月の第6回内閣保全監視委員会において、上川国務大臣（当時）から各省庁の事務次官級の各委員に対し、以下の点について指示があった。</p> <p>①特定秘密が記録された行政文書を含む公文書は健全な民主主義の根幹を支える「国民共有の知的資源」であり、公文書管理法の下、適切に管理されなければならないこと</p> <p>②本年4月からの改正ガイドラインによる厳格なルールを全職員に徹底し、確実に運用すること</p> <p>③特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には国立公文書館等に移管することとなることを前提にした適切な管理を行うこと</p> <p style="text-align: right;">（平成30年7月10日・10月31日 審査会）</p>
<p>(イ) 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断につき、独立公文書管理監が、当該特定秘密の政策への反映の有無等とあわせ、特定秘密としての重要性を当該保有行政機関に慎重に確認することを検討すること。</p>	<p><b>【独立公文書管理監（情報保全監察室）】</b></p> <p>従前より、特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の検証・監察においては、対象となった特定行政文書ファイル等にまとめられた特定秘密文書等に「政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されているかどうか」などについて、慎重の上にも慎重を期して確認していた。</p> <p>引き続き、歴史公文書等の該当性判断に当たっては「重要な情報」が記録されているかなどを当該行政機関に慎重に確認するなどして、歴史公文書等に該当しない旨の行政機関側の説明が、各行政機関の行政文書管理規則等において定められているルールに基づき妥当であるかどうかについて、慎重の上にも慎重を期して、検証・監察してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年7月10日 審査会）</p>

(1) 特定秘密文書廃棄問題

意見	各行政機関における対応
<p>ア 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係 (続き)</p> <p>(ウ) 独立公文書管理監が特定行政文書ファイル等の廃棄の検証・監察を行う際は、歴史の専門家であるアーキビストなどから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化することを検討すること。</p>	<p>【内閣情報調査室（制度所管）】</p> <p>特定行政文書ファイル等の廃棄に際しては、独立公文書管理監の検証・監察を経た後、内閣総理大臣への廃棄協議が行われ、その際内閣府大臣官房公文書管理課において確認作業を行っている。現状においても、公文書管理課は確認作業を行う際に、国立公文書館法第11条第1項第4号に基づき、いわゆるアーキビストなどから意見を聞くこともできるものと承知している。このような規定も踏まえつつ、さらなるアーキビストの活用の方策が必要かどうか、検討していく。</p> <p>(平成30年7月10日・10月31日 審査会)</p>
<p>(イ) 独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が1年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。</p>	<p>【内閣情報調査室（制度所管）】</p> <p>平成30年7月27日付で、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を発出した。これにより、保存期間を1年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。</p> <p>独立公文書管理監が当該検証・監察を行うに当たり、保存期間1年未満の特定秘密文書全てを調査するために一定期間厳重に管理するということは、情報保全上、執務室のキャビネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理監は、抽出して検証・監察をすることが想定される。</p> <p>本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監においては、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。</p> <p>(平成30年10月31日 審査会)</p>

(1) 特定秘密文書廃棄問題

意見	各行政機関における対応
<p>イ 行政文書の保存期間が1年以上の特定秘密文書の廃棄関係</p> <p>(7) 政府として公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書を重要な行政文書として位置付けた上で、原則として行政文書の保存期間として1年以上を設定することなどの規定を整備することを検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室（制度所管）】</b></p> <p>ガイドラインの改正（平成29年12月26日）を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成30年4月から施行している。</p> <p>同改正では、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を設定すること</li><li>②保存期間を1年未満と設定することができる行政文書の類型を例示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間1年未満の行政文書についてその判断基準を明確化すること</li></ul> <p>として、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年7月10日・10月31日 審査会）</p> <p>※参考：保存期間を1年未満と設定することができる行政文書の類型</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し</li><li>②定型的・日常的な業務連絡、日程表等</li><li>③出版物や公表物を編集した文書</li><li>④〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答</li><li>⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書</li><li>⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書</li><li>⑦保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書（「行政文書の管理に関するガイドライン」第4-3(6)抜粋）</li></ul> <p><b>【国家公安委員会】</b></p> <p>国家公安委員会においては、国家公安委員会行政文書管理規則第3条により、保有する文書が限定列挙されており、いずれの文書も同規則別表第1により保存期間を1年以上に設定している。</p> <p style="text-align: right;">（国家公安委員会提出資料より）</p>

(1) 特定秘密文書廃棄問題

意見	各行政機関における対応
<p>イ 行政文書の保存期間が1年以上の特定秘密文書の廃棄関係 (続き)</p> <p>(イ) 保存期間1年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等の廃棄をする場合において、独立公文書管理監が廃棄とする措置を妥当と認めた際は、当審査会に対しても速やかに連絡するとともに、当該文書を保有する各行政機関においても当審査会に対し最大限の説明を行うこと。</p>	<p><b>【独立公文書管理監（情報保全監察室）】</b></p> <p>当審査会への説明については、これまでも求めに応じて活動状況等について折々に説明しているが、今後とも、一つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階で随時説明するなど、誠実に対応してまいりたい。</p> <p>例えば平成29年度については、当審査会の関心が非常に高いことを踏まえ、対象となった全ての行政機関に対して、保存期間満了時の措置に関する検証・監察結果を通知した段階で、当審査会の委員に個別に説明する機会を設けさせていただいたところである。また求めがあれば審査会の場でできる限り詳細に説明してまいりたい。</p> <p>(平成30年7月10日 審査会)</p>
<p>(ウ) 独立公文書管理監において廃棄について検証・監察が行われている、または、廃棄協議中の特定行政文書ファイル等に含まれる特定秘密文書につき、当該文書が廃棄されると行政文書不存在の特定秘密となる場合は、廃棄をせず保存期間を延長して当該特定秘密の指定期間に合わせるか、廃棄する場合は当該特定秘密の指定解除を検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室（制度所管）】</b></p> <p>当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。（この場合、）情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。</p> <p>他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。</p> <p>(平成30年7月10日・10月31日 審査会)</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>現在、経済産業省が廃棄協議を行っている文書はいずれも内閣官房が作成した文書の副本である。原本は引き続き内閣官房で保存されており、保存期間満了後は国立公文書館に移管されると承知している。したがって、（廃棄を行っても、）行政文書不存在の特定秘密とはならないことから、経済産業省が廃棄することに問題はないと考えている。</p> <p>(平成30年11月6日 審査会)</p>
<p>(エ) 防衛省の保有する特定秘密文書の廃棄に関し、旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況を整理し、当審査会が納得できる説明をすること。</p>	<p><b>【防衛省】</b></p> <p>旧防衛秘密から特定秘密に移行した時期の文書の状況について、法施行（平成26年12月10日）時点での特定秘密文書の保有件数は、保存期間1年以上の文書は84,547件、保存期間1年未満の文書は13,746件であった。</p> <p>(平成30年11月27日 審査会)</p>

(1) 特定秘密文書廃棄問題

意見	各行政機関における対応
<p>(7) 特定秘密文書の保存期間を1年未満とするのは正本・原本（他省庁が保有する文書も含む）の写しに限定し、その旨を各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室（制度所管）】</b></p> <p>ガイドラインの改正（平成29年12月26日）を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成30年4月から施行している。</p> <p>同改正では、</p> <p>①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を設定すること</p> <p>②保存期間を1年未満と設定することができる行政文書の類型を例示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間1年未満の行政文書についてその判断基準を明確化すること</p> <p>として、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年7月10日・10月31日 審査会）</p>
<p>(4) 保存期間が1年未満の特定秘密文書について、正本・原本の写し以外のもの（「正本・原本の素材」及び「暗号関係」）については、そのうち保存期間を1年以上とすることが極めて困難なものについては、(7)の例外として各行政機関の内規に明記するよう検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室（制度所管）】</b></p> <p>平成30年7月27日付で、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を发出した。これにより、保存期間を1年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。</p> <p>独立公文書管理監が当該検証・監察を行うに当たり、保存期間1年未満の特定秘密文書を全て調査するために一定期間厳重に管理するということは、情報保全上、執務室のキャビネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理監は、抽出して検証・監察をすることが想定される。</p> <p>本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監において、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年10月31日 審査会）</p>

ウ 行政文書の保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄関係

(1) 特定秘密文書廃棄問題

意見	各行政機関における対応
<p>工 特定秘密文書件数関係</p> <p>(7) 特定秘密文書の廃棄件数について、行政文書の保存期間が1年以上と1年未満を分けた上で、国会報告で明らかにすること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室（制度所管）】</b></p> <p>平成28年中の保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況については、国会報告（平成30年5月閣議決定）24頁に記載している。なお、平成28年中の保存期間1年以上の特定行政文書ファイル等の廃棄がなかったことについては、国会報告（平成29年5月閣議決定）に記載している。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年7月10日・10月31日 審査会）</p> <p><b>※国会報告（平成30年5月閣議決定）24頁</b></p> <p>…特定秘密が記録された保存期間が1年未満の行政文書の廃棄状況に関し、平成28年中は別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し（413,313件）、別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材（28,272件）及び暗号関係（3,292件）の文書を廃棄した…</p> <p><b>【警察庁】</b></p> <p>○意見(1)エ(7)・(イ)について</p> <p>複製を含めた件数を計上した結果、警察における平成29年12月31日時点の複製物を含む特定秘密文書の件数は約29,000件である。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年11月6日 審査会）</p>
<p>(イ) 各年末時点での特定秘密文書の保有件数につき、特定秘密文書の全体像を明らかにするため、複製を含めた件数についても計上できるよう、その方法をよく検討し、当審査会に報告するよう努力すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室（制度所管）】</b></p> <p>複製物を含めた文書の数は、特定秘密文書を閲覧した延べ人数や特定秘密文書の政府内での活用状況を反映しておらず、また、万一漏えいがあった場合の対応に役立つものでもない。複製物を含めた文書件数の集計について正確、簡易な方法がないか改めて検討したが、集計には長期間を要し、困難である。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年7月10日 審査会）</p> <p>内閣情報調査室から各行政機関に対し照会した結果、平成29年末時点における複製物を含む特定秘密文書の政府全体の件数は約61万件であることがわかった。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年10月31日 審査会）</p>

＜特定秘密文書の廃棄の現状＞

これまで当審査会において注視していた特定秘密文書の廃棄については、改正されたガイドラインの類型に基づき、平成 29 年中に廃棄された特定秘密文書（保存期間 1 年未満のもの）の類型及びその件数が政府から提出された《表 2-3-1》。これに対し、当審査会の調査において平成 29 年に提出された資料と比較することも必要と判断し、同年提出の資料の類型に基づく報告も求めた《表 2-3-2》。これらをまとめたものが以下の表である。

《表 2-3-1》 特定秘密である情報を記録する保存期間が 1 年未満の行政文書で平成 29 年中に廃棄されたものの類型

ガイドラインの類型		廃棄件数
1	別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	407,721
2	定型的・日常的な業務連絡、日程表等	3,320
3	出版物や公表物を編集した文書	0
4	〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答	0
5	明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書	0
6	意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	18,939
7	保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書	649
8	新ガイドラインの類型（上記1～7）に該当しない文書	0

合計 430,629 件

※保存期間 1 年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、警察庁、消防庁、公安調査庁、外務省、文部科学省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁の 9 機関であった。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表 2-3-2》 平成 29 年に提出された資料の類型に基づき分類したもの

類型	文書の廃棄を問題なしとする理由	該当省庁	廃棄件数		
1 別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し	複製	内閣官房	13,964	412,171	
		外務省			
		防衛省			
		防衛装備庁			
(2) 別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する	内閣官房	5,608	412,171	
		警察庁			
		公安調査庁			
		防衛省			
(3) 別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる	内閣官房	385,740	412,171	
		防衛省			
		防衛装備庁			
		防衛省			
(4) 他の行政機関が引き続き保管している文書	他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	内閣官房	6,859	412,171	
		警察庁			
		消防庁			
		外務省			
		文部科学省			
		経済産業省			
		防衛省			
防衛装備庁					
2 別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材	吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる	防衛省 防衛装備庁	14,770	14,770	
3 暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書	数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない	内閣官房 防衛省	3,688	3,688

合計 430,629 件

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

(2) 特定秘密文書不存関係

意見	各行政機関における対応
<p>ア 行政文書が不存の特定秘密のうち、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定を解除、若しくは文書を保有することを再検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室（制度所管）】</b></p> <p>当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。（この場合、）情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。</p> <p>他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。</p> <p>（平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会）</p> <p><b>【海上保安庁】</b></p> <p>○意見(2)ア～イについて</p> <p>海上保安庁は、現状において、行政文書が存在しない特定秘密を指定していない。</p> <p>（平成 30 年 11 月 27 日 審査会）</p>
<p>イ 行政文書が不存の特定秘密については、指定管理簿の備考欄等にその旨を記載するなどして、記録に残す措置を検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室（制度所管）】</b></p> <p>特定秘密ごとの文書件数は不開示情報であることに留意した上ではあるが、記載方法について検討する。</p> <p>（平成 30 年 7 月 10 日 審査会）</p> <p>現在、具体的な記載方法について検討中である。</p> <p>（平成 30 年 10 月 31 日 審査会）</p>

<行政文書が不存在である特定秘密の現状>

行政文書が不存在である特定秘密が存在していることについては、当審査会としても昨年に引き続き政府における対応を注視していたところ、当審査会からの要求に基づき、特定秘密ごとの文書件数等についての資料の提出を政府から受けたため、これを基として表に取りまとめた《表 2-4》。

《表 2-4》行政文書不存在（平成 29 年末時点）の特定秘密の現状（行政機関別）

行政機関名	行政文書が不存在の特定秘密件数	行政文書が不存在である理由	件数
内閣官房	6	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	6
外務省	1	他機関が保有しているもの	1
防衛省	120	平成30年中に文書作成済み	1
		複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	21
		他機関が保有しているもの	11
		物件が存在しているもの	87
防衛装備庁	3	あらかじめ指定したもの（※）	1
		複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	2

（※）平成30年3月に解除された。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

(3) 作成から 30 年を超える特定秘密文書関係

意見	各行政機関における対応
<p>ア 作成から 30 年を超える特定秘密文書を保有する行政機関においては、その概要を整理して当審査会に報告すること。</p>	<p><b>【警察庁】</b> ○意見(3)ア～ウについて 警察庁では特定有害活動関係及び外国政府との情報協力業務関係について、作成から 30 年を超える文書を保有している。 前者は警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する文書であり、警察の情報収集活動の能力に関するものである。 後者は外国の政府等との情報協力業務の実施状況等及び同業務を通じ提供された情報に関する文書であり、未解決の事案であって、継続して捜査等を行っているものである。 平成 28 年の当審査会の指摘等を踏まえ、当庁において再検討を行い、前者については歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を移管に変更した。 (平成 30 年 11 月 6 日 審査会)</p> <p><b>【外務省・大臣官房及び欧州局】</b> 外務省では日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、作成から 30 年を超える文書を保有している。 (平成 30 年 11 月 8 日 審査会)</p> <p><b>【海上保安庁】</b> ○意見(3)ア～ウについて 海上保安庁は現状においてそのような文書を保有していない。 (平成 30 年 11 月 27 日 審査会)</p> <p><b>【防衛省・防衛政策局】</b> 平成 29 年末時点において当省が保有する作成から 30 年を超える特定秘密文書の件数は、57 件である。 (平成 30 年 11 月 27 日 審査会)</p> <p><b>【防衛省・大臣官房】</b> ○意見(3)ア～ウについて 歴史公文書等に該当する行政文書は、特定秘密文書であっても、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には、公文書管理法に基づき国立公文書館等に移管することとなっている。 他方、歴史公文書等に該当しない特定秘密文書については、内閣総理大臣との廃棄協議を行う前に独立公文書管理監による検証・監察がなされることとされており、恣意的に廃棄されることがないよう重層的な仕組みとなっている。 防衛省としては、特定秘密文書についても長期にわたる保有の状況の把握に努めてまいりたいと考えている。 (平成 30 年 11 月 27 日 審査会)</p>

(3) 作成から 30 年を超える特定秘密文書関係

意見	各行政機関における対応
<p>イ 作成から 30 年を超える特定秘密文書について、その秘密として取り扱われてきた期間の長さを考慮し、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管することを検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室（制度所管）】</b></p> <p>特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管することとなっている。</p> <p>他方、歴史公文書等に該当しないものについては、各行政機関から内閣総理大臣に協議をし、同意を得た上で廃棄することとされているが、内閣総理大臣への協議の前に独立公文書管理監による検証・監察がなされることとされており、また、協議の際にいわゆるアーキビストの助言を求めることもできる。このように、恣意的に廃棄されないような重層的な仕組みが設けられている。</p> <p>個別の文書が歴史公文書等に該当するか否かについては各省庁にお尋ね願いたい。今後とも、特定秘密文書の長期にわたる保有については、その状況の把握に努めつつ、その適正を確保するために何らかの措置が必要かどうかについて引き続き検討してまいりたい。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会)</p>
<p>ウ 平成 28 年年次報告書の審査会意見で付した、作成から 30 年を超える特定秘密文書を保有若しくは今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を検討の上、速やかに必要な措置を講じること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室（制度所管）】</b></p> <p>特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管することとなっている。</p> <p>他方、歴史公文書等に該当しないものについては、各行政機関から内閣総理大臣に協議をし、同意を得た上で廃棄することとされているが、内閣総理大臣への協議の前に独立公文書管理監による検証・監察がなされることとされており、また、協議の際にいわゆるアーキビストの助言を求めることもできる。このように、恣意的に廃棄されないような重層的な仕組みが設けられている。</p> <p>個別の文書が歴史公文書等に該当するか否かについては各省庁にお尋ね願いたい。今後とも、特定秘密文書の長期にわたる保有については、その状況の把握に努めつつ、その適正を確保するために何らかの措置が必要かどうかについて引き続き検討してまいりたい。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会)</p>

(3) 作成から 30 年を超える特定秘密文書関係

意見	各行政機関における対応
	<p><b>【独立公文書管理監（情報保全監察室）】</b></p> <p>公文書管理法により、行政機関の長は、作成から 30 年を超える特定秘密文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。また、運用上、独立公文書管理監による保存期間満了時の措置についての検証・監察において、廃棄と設定した措置は妥当との通知を受けた上で、保存期間満了年度別に一括して内閣総理大臣に協議することとされている。</p> <p>そのため、行政機関の長は、独立公文書管理監による保存期間満了時の措置の検証・監察を経ずに、作成から 30 年を超える特定秘密文書を廃棄することはできない。</p> <p>審査会意見の趣旨を踏まえ、作成から 30 年を超える特定秘密文書の保存期間満了時の措置の検証・監察を行うに当たっては、慎重の上にも慎重を期して検証・監察をしてみたい。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日 審査会)</p>

(4) 指定の在り方関係

意見	各行政機関における対応
<p>ア 平成 27 年年次報告書の審査会意見で指摘した、特定秘密の内容を示す名称の付け方についての統一方針を早急に定め、運用基準等に当該方針を盛り込むことを検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室（制度所管）】</b></p> <p>平成 28 年に全省庁の指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び指定書の「対象情報」の記載について、以下の 2 つの観点から改めて内閣情報調査室において点検を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 特定秘密保護法第 3 条に定められている特定秘密の指定の要件がそのまま対象情報に記載されていないか</li><li>② 対象情報の記載から、特定秘密保護法別表のいずれの事項に該当するか判別できるか</li></ol> <p>その結果、警察庁及び外務省が特定秘密指定書を修正した。</p> <p>この点検以降、このような修正を行わなければならない特定秘密の指定は行われていないと承知しているが、運用基準等に統一した方針を含める必要性につき、引き続き検討を進めたいと考えている。</p> <p>(平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会)</p> <p><b>【警察庁】</b></p> <p>○意見(4)ア～エについて</p> <p>平成 27 年の審査会意見を踏まえ、当庁においては、平成 28 年中に、平成 26 年中に指定した 1 件の特定秘密について、指定書の記載を変更した。</p> <p>(平成 30 年 11 月 6 日 審査会)</p>

(4) 指定の在り方関係	
意見	各行政機関における対応
<p>イ 特定秘密の指定要件である非公開性に関し、運用基準における「なお、実際の判断に当たっては、・・・個別具体的に行う」ことについて、個別具体的な判断に当たっての例示などより具体的な判断基準の作成を検討すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室（制度所管）】</b></p> <p>特定秘密として指定した情報と同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると我が国の政府が認定する場合には、我が国の政府により公表されていない場合であっても「公になっていないもの」とはならない。しかし、公表されている情報が特定秘密と同一性を有するかどうかの判断は、個別具体的な状況を踏まえつつ、行政機関の長が行うもので、判断基準を作成することは困難であると考えているが、必要に応じて、個別具体の情報ごとに非公開性の有無について説明してまいりたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">（平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会）</p>
<p>ウ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密の指定解除（一部解除を含む。）をした時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、速やかに当審査会に報告し、公表すること。</p>	<p><b>【内閣情報調査室（制度所管）】</b></p> <p>各行政機関が特定秘密について、一部解除を含む指定の解除を行った際は、各行政機関が個別に随時報告しているものと承知している。内閣情報調査室としても、今後とも当該情報を収集し、公表したいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">（平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会）</p>
<p>エ 複数の特定秘密が記録された文書につき、記録された特定秘密のいわゆるひも付けを明らかにし、当審査会に提出する資料に記載することを検討すること。</p>	<p><b>【防衛省・防衛政策局】</b></p> <p>防衛省・自衛隊は、約 12 万件もの特定秘密文書を有しているため相応の作業が必要であり、多くの人員と時間を要することから、現時点で全てを整理して審査会にお示しするに至っていない。</p> <p style="text-align: right;">（平成 30 年 11 月 27 日 審査会）</p> <p>（注）当審査会からの要求に基づき、各行政機関より「主たる特定秘密ごとに従たる特定秘密を記載した資料」の提出を受けた。</p>

(5) 独立公文書管理監関係

意見	各行政機関における対応
<p>ア 独立公文書管理監の検証・監察において、実地調査の回数を大幅に増やし、特定秘密に指定されている情報が特定秘密文書等（当該情報が化体される物件を含む）に実際に記載等されているかを確認し、実効性を高めること。また、確認する文書等を選定する際は、独立公文書管理監が自らの関心に従い主導的に文書等の対象を選定すること。</p>	<p><b>【独立公文書管理監（情報保全監察室）】</b></p> <p>当審査会の関心が高い「特定秘密に指定されている情報が特定秘密文書に実際に記録されているか」に係る検証・監察は、従来から「特定秘密の記録とその表示の検証・監察」として行っているところである。</p> <p>今回の報告対象期間である平成 29 年度（12 か月間）に、この記録・表示の検証・監察のために実地調査に入った部署数は、東京都以外に所在する 4 部署を含む合計 43 部署であり、前回の報告対象期間（16 か月間）の 11 部署から大幅に増加した（なお、この 43 部署はいずれも特定行政文書ファイル等の保存の検証・監察を同一機会に実施している）。</p> <p>また、今回の活動期間中、特定秘密の記録とその表示の検証・監察における文書等の選定に当たっては、独立公文書管理監が文書の選定基準を示し、可能な限り幅広い種類の文書等を確認することに配慮した。</p> <p>他方、平成 30 年度の特定秘密の記録とその表示の検証・監察においては、独立公文書管理監において、特定行政文書ファイル等及び特定秘密文書等の選定を行うこととした。</p> <p style="text-align: right;">（平成 30 年 7 月 10 日 審査会）</p>
<p>イ 実際に、どのように特定秘密文書等を選定し、どのような調査（口頭、メール、実地）をどのような観点で行っているのか、一連の検証・監察の流れを具体例を用いて当審査会に示すこと。</p>	<p><b>【独立公文書管理監（情報保全監察室）】</b></p> <p>平成 30 年 3 月 15 日、国土交通大臣、海上保安庁長官及び防衛装備庁長官に対して、それぞれ是正の求めを行ったところである。当審査会から求めがあれば、こうした事例を用いて、一連の検証・監察の流れを説明したいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">（平成 30 年 7 月 10 日 審査会）</p> <p>（注）平成 30 年 12 月 6 日、当審査会は独立公文書管理監より、情報保全監察室による検証・監察の流れについて説明を聴取した。</p>

(6) 外務省及び経済産業省の指定する特定秘密関係

意見	各行政機関における対応
<p>ア 外務省が指定する特定秘密のうち、その内容を示す名称が具体的でないものについては、当該特定秘密の指定範囲が適正か検証するため、当審査会が当該特定秘密の提示を求めた際は、提示する情報を限定することなく、提示が可能な全ての情報を当審査会に対して提示すること。</p>	<p><b>【外務省・大臣官房】</b></p> <p>国権の最高機関たる国会に設置された情報監視審査会において、議決により特定秘密の提示を求められた場合には、外務省として、国会法等の規定に従って適切に判断することとなる。</p> <p><b>【外務省・国際情報統括官組織】</b></p> <p>[不開示情報]</p> <p>(平成 30 年 11 月 8 日 審査会)</p>
<p>イ 外務省が指定する、安全保障に係る我が国政府と外国の政府との協議や協力関係に関する特定秘密については、他の公開で行われる委員会等での答弁の内容を踏まえ、関係国について可能な限り具体的に説明すること。</p>	<p><b>【外務省・領事局】</b></p> <p>平成 29 年審査会意見で指摘のあった「他の公開で行われる委員会等での答弁」は、衆議院外務委員会（平成 29 年 4 月 21 日）等で、地域を限定して「朝鮮半島において何か有事があった場合の対応」を問われた際に、「米国、韓国、さまざまな関係国と連携しながら対応していく」との政府の考え方を述べたものである。</p> <p>他方、本件特定秘密は「国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における関係国との協力の方針」であり、本方針で定める地域がどこを指すかは明らかにしておらず、また、国名を含めて全ての情報を秘匿している。本件特定秘密について地域や関係国が明らかになれば、信頼関係及び協力関係が大きく損なわれ、我が国の安全保障に著しい支障を与えることに加え、邦人の安全な退避計画の作成と実施が困難となり邦人の生命・身体を著しく危険にさらす事態が生じるおそれがある。</p> <p>国権の最高機関たる国会に設置された情報監視審査会において、議決により特定秘密の提示を求められた場合には、外務省として、国会法等の規定に従って適切に判断することとなる。</p> <p>(平成 30 年 11 月 8 日 審査会)</p>
<p>ウ 経済産業省が指定する 4 件の特定秘密のうち、資源エネルギーに関する情報については指定を解除し、資源エネルギー庁が当該特定秘密を指定し、保有するよう再検討すること。</p>	<p><b>【経済産業省】</b></p> <p>当審査会の意見を踏まえ、再検討を行った。経済産業省が指定する特定秘密については、撮像対象、いわゆる衛星で撮った情報そのものだけではなく、情報収集衛星の撮像能力が明らかになった場合、偽装・隠蔽を施されて情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることから、特に秘匿する必要があるため、宇宙の利用に関する事務の総括を担う製造産業局において特定秘密の指定・管理を行うことが妥当と考えている。</p> <p>(平成 30 年 11 月 6 日 審査会)</p>

(7) 当審査会の政府に対する意見への対応関係

意見	各行政機関における対応
当審査会が平成 27 年及び平成 28 年年次報告書で表明した審査会意見について、未だ対応が不十分なものがあるため、引き続き、改善等の取組に努めること。	<p>【内閣情報調査室（制度所管）】</p> <p>過去の年次報告書における当審査会からの意見について、引き続き検討を進めたいと考えている。</p> <p>（平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会）</p>

### 3 特定秘密の指定・解除

#### (1) 説明聴取及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

#### ア 国家安全保障会議（平成 30 年 10 月 31 日審査会）

##### (ア) 政府参考人からの説明概要

国家安全保障会議では、平成 29 年末時点で 4 件の特定秘密を指定している。そのうち 3 件は平成 28 年末までに指定したものであり、平成 29 年中に、新たに 1 件の特定秘密を指定した。また、平成 29 年中に特定秘密の指定を解除したもの及び指定の内容を変更したものはない。

##### (イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 国家安全保障会議と国家安全保障局が保有する特定秘密文書の内容の相違について伺いたい。また併せて、提出された資料に記載されている「特定秘密文書の保有件数」及び「廃棄件数」との関係伺いたい。

[平成 30 年 10 月 31 日審査会]

##### [答弁概要]

- ・国家安全保障会議が指定する特定秘密は、会議で確認された議論の結論部分である。
- ・国家安全保障局は国家安全保障会議の事務局を務めるので、同会議が指定した特定秘密が記録された文書の管理を行っているが、それに加えて、国家安全保障局が関係省庁などと協議の上で作成した文書などのうち、特定秘密に該当するものを別途、国家安全保障局が指定して特定秘密としている。
- ・廃棄件数は、原本ではなく写し（他省庁に配付した写しを国家安全保障会議が回収したもの）の件数である（原本の廃棄はない）。

問 2. 国家安全保障会議が保有する特定秘密は、議論の結論ということだが、会議の議事録は作成しているのか。また 4 大臣会合と 9 大臣会合とで指定に違いはあるのか。

[平成 30 年 10 月 31 日審査会]

##### [答弁概要]

- ・国家安全保障会議においては、ガイドラインに従い議事の記録を作

成している。議事の記録には、詳細な議題、発言者及び発言の概要、会議の結論を含んでいる。

- 会議の結論部分を国家安全保障会議から関係行政機関に対して伝達するために別途文書を作成している。これは議事の記録のうち、議論の結論部分が記載されたものである。
- 9大臣会合の議論の結論について、現在までのところ特定秘密に指定されたものはない。これは、4大臣会合との性格の違いによることである。9大臣会合は従来の安全保障会議を引き継いだものであり、同会合での結論は閣議決定されるものがほとんどで、事後的に公表されることが多いため、特定秘密に該当する議論ではなかったということである。
- 4大臣会合の議論の結論については、全てが特定秘密に指定されているわけではなく、いわゆる指定の3要件に該当するか否かを会議ごとに確認している。

イー① 内閣官房（国家安全保障局）（平成 30 年 10 月 31 日審査会）

政府参考人からの説明概要

国家安全保障局では平成 29 年末時点で 6 件の特定秘密を指定している。このうち 1 件（平成 29 年 11 月から国家安全保障局が関係行政機関と共に実施した我が国をとりまく安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容）が、平成 29 年中に国家安全保障局が指定したものである。

平成 29 年末までに指定した特定秘密について、平成 29 年中に指定を解除したもの及び指定の内容を変更したものはない。

イ② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（平成 30 年 11 月 6 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（平成 29 年中の特定秘密の指定・解除状況）

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）では、平成 29 年末時点で 2 件の特定秘密を指定している。いずれも平成 26 年末までに指定したもので、その後現在まで、新たに指定した特定秘密はない。

当該 2 件の特定秘密は、いずれも「領域保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針」に関して指定したものである。

また、これまで特定秘密の指定を解除したものはない。

（指定書等における記載の変更）

指定書等の記載事項を変更したものはない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1.（警察庁の人的情報源について）事態対処・危機管理担当と警察庁の間で連携を取ることはあるのか。

[平成 30 年 11 月 6 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・人的情報について、警察庁から事態対処・危機管理担当に直接連絡はない。

問 2. 領域保全に関する情報を指定しているが、これは特定秘密保護法の別表のどれに該当するものなのか。

[平成 30 年 11 月 6 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・法別表第 2 号ロ（安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第一号イ若しくはニ、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。)) に該当する。

### イ③ 内閣官房（内閣情報調査室）（平成 30 年 10 月 31 日審査会）

#### 政府参考人からの説明概要

##### （平成 29 年中の特定秘密の指定・解除状況）

内閣情報調査室では、平成 29 年末時点で 65 件の特定秘密を指定しており、そのうち 59 件は平成 28 年末までに指定されたものである。

平成 29 年中に新たに指定されたのは、情報収集衛星関係で指定した 2 件、外国の政府等との情報協力関係で指定した 2 件及び人的情報源関係で指定した 2 件、計 6 件である。

法施行後から現在までに、特定秘密の指定を解除したものはない。

##### （指定書等における記載の変更）

官-49<sup>17</sup>について、平成 26 年より前の情報を保有していなかったことから、指定書等における「平成 26 年以前」との記述を「平成 26 年中」とする変更を行った。

また、内閣情報調査室が指定する特定秘密 24 件について、指定の解除条件を新たに記載した。

---

<sup>17</sup> 識別番号「官-49」は、指定の整理番号「02g-201412-046-2ニ-021」のことである。その対象情報は、「平成 26 年中に内閣情報調査室の人的情報源又はその候補となった者のうち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、その者が同室の人的情報源若しくはその候補である事実又はこれらであった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報」である。

## ウ 警察庁（平成 30 年 11 月 6 日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

#### (平成 29 年中の特定秘密の指定状況)

警察庁においては、平成 29 年中に 5 件の特定秘密を指定した。

従来から継続的に収集している情報などで、平成 28 年以前にも期間を区切って指定をしていたものについて、以下の内訳により平成 29 年分においても期間を区切って指定をした。

- ①警察が策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報
- ②外国の情報機関員・特殊工作機関員、いわゆるスパイの動向等に関する情報
- ③国際テロの実行の意思・能力に関する情報であって、それを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報
- ④国内テロの実行の意思・能力に関する情報であって、それを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報
- ⑤警察が行った安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況等に関する情報

#### (平成 29 年中の特定秘密の指定解除状況)

平成 28 年年次報告書の審査会意見を踏まえ、警-15<sup>18</sup>について、平成 29 年中に指定を一部解除した。当該特定秘密とすべき情報は平成 26 年中に収集、分析したことにより得られたものに限定されており、平成 26 年より前の情報が存在、現存せず、今後もこれが出現する可能性がないことが確定したので、指定の要件を欠くに至ったものとして、平成 29 年 5 月に指定を一部解除したものである。具体的には、当該特定秘密の平成 26 年より前の部分については一部解除を行い、対象情報を「平成 26 年中」に警察が収集、分析したことにより得られた情報に改めた。

また、情報保全諮問会議の有識者の意見を踏まえ、指定を解除すべき条件を設定した。条件を設定した 11 件の特定秘密は、特定秘密保護法施行前に内閣官房から提供を受けていた衛星画像等であるが、平成 29 年 12 月、これら 11 件の特定秘密につき、「内閣官房における特定秘密の指定の有効期間が満了したとき又は指定が解除されたとき」という解除条件を設定した。

---

<sup>18</sup> 識別番号「警-15」は、指定の整理番号「19-201412-015-4#a-002」のことである。その対象情報は、「平成 26 年中に警察が収集・分析したことにより得られたテロリズム（国際テロリズムを除く。）の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報」である。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 平成 29 年中、警察庁では人的情報源に関する情報を特定秘密に指定していない。人的情報源の「候補」となった者も誰一人として出現しなかったのか、教えていただきたい。

[平成 30 年 11 月 6 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・平成 29 年中、人的情報源に関する特定秘密は、候補となった者に関するものも含めて出現しなかった。
- ・同年中の人的情報源として挙げられた者は、重要性はあるけれども、（特定秘密の指定の 3 要件のうち）「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」という要件を充足する段階に至っていなかったことによる。
- ・（特定秘密に至らないが）重要な人的情報源は出現しており、それを「候補」とまでは考えていないが、（人的情報源が）全くなかったわけではない。

問 2. 平成 29 年中の新規指定が 5 件だったということだが、この「件」というのは何を意味するのか。テロリズムならテロリズムでまとめたり、国際テロリズム関係を地域別に分けて指定したりすることもありうるのか。

[平成 30 年 11 月 6 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・「1 件」とは、1 件のファイルのようなもの（法に基づく特定秘密の指定）である。
- ・（整理の方法については）ご指摘のとおりであるが、（現状では）そのようにはしていない、ということである。

問3. 作成から30年を超える特定秘密文書について、特定秘密保護法の施行前から保有しているものがあると承知している。それらの文書について、今後保存期間が満了した場合の措置についての考え方を伺いたい。

[平成30年11月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・警察庁で保有している、作成から30年を超える特定秘密文書のうち、一方は（国立公文書館等に）移管することとしている。
- ・もう一方の文書は、未解決の事件に係るものであり、評価が固まっていないことから、（保存期間満了時の措置を）廃棄としている。

## エ 総務省（平成 30 年 11 月 6 日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

総務省では、在日米軍が使用する周波数に関する情報で、米国政府が「SECRET」として分類している文書を特定秘密に指定している。平成 29 年中に、新たに 1 件の特定秘密を指定したことにより、同年末時点で、在日米軍が使用する設備ごとに合計 6 件の特定秘密を指定している。

これらの情報については、特定秘密保護法の「別表第 2 号イ細目 b」に該当する。また、特定秘密指定書の設備名称や使用目的は、漏えいした場合に当該設備の重要度が明らかになることで、我が国に対して害意を有する第三国等が企図する妨害行為の優先的な対象となる等、在日米軍の活動に重要な支障を来し、我が国の安全が害されるおそれがあり、情報公開法第 5 条第 3 号<sup>19</sup>に該当するため不開示としている。

総務省では、特定秘密保護法に基づき、総合通信基盤局長が指定する職員のみがこれらの情報を取り扱い、アクセス管理を厳重にする等厳格かつ適切な管理を実施している。

なお、総務省では、これまで特定秘密の指定の解除を行った事例はない。

### (イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 在日米軍が使用する周波数に関する特定秘密を 6 件指定しているとのことだが、この周波数を使用している装備の所属部隊、保有数は、総務省で把握しているのか。

また、把握しているのであれば、当該情報は特定秘密に該当するか。

[平成 30 年 11 月 6 日審査会]

#### [答弁概要]

・総務省では、当該情報は把握していない。

<sup>19</sup> 情報公開法第 5 条第 3 号「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

問2. 昨年の審査会において、特定秘密文書の複製は行っていない旨  
答弁があったが、地方支分部局等との情報共有はどのように行っ  
ているのか。

[平成30年11月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密の情報管理は全て本省で行っている。例えば、地方で何らかの混信が起きたときは混信申告を本省で受け、日米双方で混信除去のために必要な措置をとることとしている。

オ 法務省（平成 30 年 11 月 6 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

法務省では、平成 29 年中に新たに指定及び解除した特定秘密はない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 特定秘密保護法施行前に内閣官房から提供を受けた情報を指定した特定秘密について、当該特定秘密の指定解除の条件である「当該情報に係る内閣官房における特定秘密の指定の有効期間が満了したとき又は当該指定が解除されたとき」に該当した場合、どのような手続きを経て解除されるのか。

[平成 30 年 11 月 6 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合、あるいは指定が解除された場合には、（提供元である機関から法務省に対し）連絡が来ることになっている。
- ・その場合、直ちに法務省として指定を解除するか継続するかということを検討することになる。
- ・現在提供を受けている当該特定秘密に係る文書については、提供元で特定秘密として扱う必要がないと判断された場合において、なお法務省が独自の判断で指定を継続することは想定されないという判断を経て、解除条件を加えた。

## カ 公安調査庁（平成 30 年 11 月 6 日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

新たに、4 件の特定秘密を指定した。その概要は、外国の政府から提供を受けた「特定有害活動の防止」に関する情報、外国の政府から提供を受けた「テロリズムの防止」に関する情報、人的情報源に関する情報、特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報である。また、平成 29 年中に指定の解除は行っていない。

### (イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 平成 29 年中に新たに指定された人的情報源に関する情報は、同年中に公安調査庁の人的情報源となった者についての情報という理解でよいか。

[平成 30 年 11 月 6 日審査会]

#### [答弁概要]

- ・ご指摘のとおりである。

問 1-2. 当該情報が、警察庁や外務省、内閣官房と共有されていないようであるが、その理由は何か。

[平成 30 年 11 月 6 日審査会]

#### [答弁概要]

- ・今後も協力者の協力を確保するという観点から、当該情報を共有した場合、保全あるいは防衛の観点から様々な問題が生じる可能性もあるため、共有にはなじまないと考えている。

問 1-3. 当該情報については一切共有していないということか。

[平成 30 年 11 月 6 日審査会]

#### [答弁概要]

- ・人的情報源に関する情報については共有していない。ただ、当該者が提供した情報の内容については、必要な限りにおいて関係省庁と共有している。

問2. 特定秘密の指定日や有効期間満了日が不開示となっているものが散見されるが、その理由を説明していただきたい。

[平成30年11月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・これらは、情報の入手に合わせて指定したものであり、指定の月日や満了日を開示すると情報の入手時期の狭い絞り込みが可能となり、その他の情報と照合すれば、情報内容の推定が可能となるおそれがあるためである。

問3. 平成29年中に外国の政府から提供を受けたスパイやテロに関する情報2件に対して、サードパーティールール<sup>※</sup>は適用されるか。また、特定秘密保護法が施行されたことにより、サードパーティールールが適用される情報であっても提供元の外国政府の了解を得ずに政府内で共有することが可能となったのか。

[平成30年11月6日審査会]

※サードパーティールール

提供された情報を情報提供元の承諾なくして別の第三者に提供してはならないという、主に情報機関の間に存在する実務上生まれた慣習である。

〔答弁概要〕

- ・両件についてもサードパーティールールが適用される。
- ・サードパーティールールが適用されるものについては、独自の判断で共有するようなことは基本的にはしない。
- ・承諾が得られたものや元々一定の範囲で共有できる旨の条件が付いているものについては、その範囲内で共有できる。
- ・提供元の承諾を得て提供できるかどうかについては、審査会からの要望があれば最大限配慮するが、各情報の内容や提供元との信頼関係等を個別具体的に検討した上で、適切に対応してまいりたい。

## キ一① 外務省（大臣官房）（平成 30 年 11 月 8 日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

#### (平成 29 年及び平成 30 年中の特定秘密の指定・解除の状況)

外務省では、平成 29 年中に新たに 1 件の特定秘密を指定している。また同年 3 月 13 日に 3 件の特定秘密の指定を解除しており、平成 29 年末時点では 37 件の指定となっている。平成 30 年中は、11 月現在で、新たに 1 件の特定秘密を指定しており、指定件数は合計 38 件となっている。

#### (特定秘密の概要)

大臣官房では、4 件の特定秘密を管理している。

1 つ目は、外務省本省と在外公館との間でやり取りされる「公電」を秘匿するための暗号である。2 つ目は、インターネット経由で電子メールを用いて機微な情報をやり取りする場合において、添付ファイルを秘匿するために使用している暗号である。3 つ目は、外務省本省と在外公館との間を結ぶ国際通信回線や、外務省本省内及び在外公館内にそれぞれ設置されている LAN 回線といった、いわゆる「通信回線」を秘匿するための暗号である。4 つ目は、一般電話回線を用いて機微な内容の通信を行う際に使用する秘匿電話のための暗号である。

### (4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 平成 29 年末時点での特定秘密指定件数を外務省と防衛省とで比較してみると、外務省が 37 件、防衛省が 302 件となり、外務省が少ないが、これはどうしてか。外交や防衛で両省は密接な関係があると思うが、情報交換はしていないのか。

[平成 30 年 11 月 8 日審査会]

#### [答弁概要]

- ・防衛省 302 件、外務省 37 件という数は、情報である特定秘密を入れる箱の数であり、確かに箱の数でいうと外務省は少ないが、特定秘密が記録された文書の件数は、防衛省約 12 万件、外務省約 11 万件ということで、それほど差があるわけではない。
- ・防衛省からは多くの情報の提供を受けている。今後とも、特定秘密も含め必要な情報共有を行い、縦割りにならないように取り組んでまいりたい。

問 2. 平成 28 年度に外務省において、「特定秘密」より機密性の低い「極秘」や「秘」に指定された文書ファイル数を調べると 390 件と全省庁中 3 番目の多さだ\*。「特定秘密」は管理・保全に関する業務量が多いので、「極秘」や「秘」に指定しているのではないかとの指摘もある。これらと特定秘密文書との違いはどこにあるのか。指定の基準について具体的な例があれば示していただきたい。

[平成 30 年 11 月 8 日審査会]

※毎日新聞（平成 30 年 3 月 29 日）

〔答弁概要〕

- ・ 公文書管理法に基づくガイドラインにおいて、「極秘」及び「秘」という二つの秘密区分を定めるとともに、外務省では、「極秘」の中に特に注意を要するものとして「機密」という区分を設けて秘密保全に努めている。他方、「特定秘密」は、特定秘密保護法の指定要件に該当するか否かで指定の要否を判断している。したがって、「極秘」及び「秘」と「特定秘密」とでは、根拠法と指定要件が異なっているといえる。

問 3. 特定秘密に指定すべき情報を特定秘密に指定せず、「極秘」や「秘」に指定して管理しているものがないか、当審査会が独立公文書管理監に依頼をして検証・監察させてもよいか。

[平成 30 年 11 月 8 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 当該検証・監察の内容については、現時点では不明な部分があるので、具体的な指示を踏まえて検討したい。

問 4. 外務省は、7 部局それぞれで特定秘密を管理しているようだが、どこが統括しているのか。つまり、縦割りの管理に横串を刺して全ての情報を把握する必要がある部署はどこなのか、お答えいただきたい。

[平成 30 年 11 月 8 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密については、知らしめてよい者かどうかを厳格に判断する

必要があることから、このような形となっている。そのため、7つの局、組織の長が、それぞれ特定秘密管理者という、法令で規定された責任者に指定されているので、責任ある立場の特定秘密管理者から、それぞれの部局の事情を踏まえて対応している。

- ・外務省において、特定秘密に関する事務の全体を統括しているのは大臣官房である。

問5. 特定秘密保護法が施行されてから、各国との情報のやり取りにはどのような変化があったのか。

[平成30年11月8日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密保護制度が設けられたことにより、我が国の情報保全制度の信頼性が高まったため、外国の政府等からの情報提供は促進されており、このことは官房長官等も記者会見において説明している。

問6. 平成24年12月21日、政府は平成15年のイラク戦争への対応についての検証結果のポイントを公表した。他国では膨大な資料を公表している一方で、外務大臣に報告された検証結果そのもの（以下「報告書」という。）は公表されていない。当審査会が報告書の開示を求める決議をした場合、どのような対応をとるのか。

また、報告書に記載された内容は特定秘密に該当するのか。

[平成30年11月8日審査会]

〔答弁概要〕

- ・報告書には、関係国政府との率直なやり取り、具体的な情報収集の態様等が含まれていることから、これを公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれ、今後の情報収集に支障を来すおそれがあるため、現時点では、報告書全体を公開することは考えていない。
- ・報告書は、秘密保全の必要性が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書に該当するので極秘文書とし、適切に情報保全を実施している。
- ・報告書及び報告書作成の際に用いた文書に、特定秘密が記録された行政文書は含まれていない。

問7. 特定秘密文書ではないが、特定秘密文書のように厳格な管理を行っている文書の開示を当審査会において決議した場合は、どのような対応をとるのか。

[平成30年11月8日審査会]

〔答弁概要〕

- ・「極秘」に該当する文書を、特定秘密について調査を行う審査会の場で開示できるかどうかについては、この場でお答えすることは困難である。

## キー② 外務省（国際情報統括官組織）（平成 30 年 11 月 8 日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

#### （平成 29 年中の特定秘密の指定解除状況）

国際情報統括官組織では、平成 29 年中に、外-12<sup>20</sup>の指定の一部を解除した。具体的には、当該指定の対象情報のうち、平成 25 年以前の情報は対象外とした。当審査会の意見も踏まえて検討を行った結果、一部解除したものである。これにより記載を、「平成 26 年までに」から「平成 26 年に」に改めている。

#### （平成 29 年及び平成 30 年中の特定秘密の指定状況）

国際情報統括官組織における平成 29 年中に新たに指定した特定秘密は、外-42<sup>21</sup>の 1 件である。これについては、平成 26 年、27 年、28 年にも同旨の情報を指定している。特定秘密の指定の 3 要件に関しては、別表該当性については第 2 号ハに当たり、非公知性及び特段の秘匿の必要性も満たしており、3 要件全てに該当している。また、外-12 及び外-36<sup>22</sup>の指定対象情報について、平成 27 年審査会意見に従い、単に「提供のあった情報」としていたところを、具体的な記述に改める修正を平成 28 年中に行ったが、外-42 も同様の書きぶりとしている。

なお、平成 30 年 1 月 1 日には、外-42 と同旨のものであって、平成 30 年中に提供を受ける見込みの情報を特定秘密に指定した<sup>23</sup>。

<sup>20</sup> 識別番号「外-12」は、指定の整理番号「11-201412-0012-2ハb-0002」のことである。その対象情報は、「平成 26 年に外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）」である。

<sup>21</sup> 識別番号「外-42」は、指定の整理番号「11-201701-0001-2ハb-0001」のことである。その対象情報は、「平成 29 年に外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）」である。

<sup>22</sup> 識別番号「外-36」は、指定の整理番号「11-201501-0001-2ハb-0001」のことである。その対象情報は、「平成 27 年に外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）」である。

<sup>23</sup> 「特定秘密保護法逐条解説」（平成 26 年 12 月 9 日、内閣官房特定秘密保護法施行準備室）によれば、「秘

#### (イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. テロ情報については、北米局が知らなくても、中東アフリカ局が知っていればよいというものではなく、外務省が持っている情報を総合して分析し、対処していかなければならない。この点は、国際情報統括官組織がその任に当たっているようだが、それで十分にカバーできているのか。

[平成 30 年 11 月 8 日審査会]

#### 〔答弁概要〕

- ・現在のネット社会では地域を越えてテロが生起することから、可能な限り情報を必要な部門で共有して分析し、対策をとっていくことが必要である。
- ・外務省においては、国際情報統括官組織等のテロ担当者が情報の収集・分析を行い、政策部門に提供するという活動を行っている。

問 1-2. 必要な部門にテロ情報を提供して共有することも必要だが、高度な専門知識を持った多数の担当者が、広く情報全体を見渡した上で、個々の情報の関連性などを精査することが行われていなければ、国民を守り切ることにはできないのではないのか。

[平成 30 年 11 月 8 日審査会]

#### 〔答弁概要〕

- ・外務省が入手するあらゆるテロに関する情報が国際情報統括官組織を経由するシステムになっている。これに基づき、可能な限り総合的かつ網羅的に分析を行い、政策提言を行ってまいりたい。

---

匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報…も、本項（注：特定秘密保護法第 3 条第 1 項）で特定秘密の指定の対象となる情報である」とされる。

問2. 行政文書が不存在の特定秘密に関しては、どのように管理しているのか。

[平成30年11月8日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 行政文書が不存在の特定秘密は、提供元において、文書の正本、原本を保有し続けて適切に管理していることから、提供先である外務省が文書を保有していなくても問題は生じないと考えている。
- ・ 当該特定秘密自体は、特定秘密の指定の要件は満たしているため、引き続き特定秘密として保護をして、提供先である外務省においても指定を継続していくことが、特定秘密の保護の観点から適当であると考えている。

問3. 特定秘密を指定している7部局では、それぞれ施錠して（特定秘密を）厳格に管理するような部屋を有しているのか。

[平成30年11月8日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 7部局それぞれにおいて、極めて厳格なルールに基づき特定秘密を管理している。

### キー③ 外務省（総合外交政策局）（平成 30 年 11 月 8 日審査会）

#### (7) 政府参考人からの説明概要

総合外交政策局では、3 件の特定秘密を指定している。

平成 26 年 12 月 26 日付で特定秘密に指定した、平成 25 年から 26 年までに登録された、我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議の内容に関する情報は、法別表第 2 号イの細目 a (a) に該当し、当該情報の漏えいにより、事態対処のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難となったりすることとなり、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるものである。

次に、平成 28 年 1 月 1 日付で特定秘密に指定した、平成 28 年中の国際テロリズムの「人的情報源」に関する情報は、法別表第 4 号ハに該当し、当該特定秘密が明らかになることにより、人的情報源等である者又はその親族等の関係者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれるおそれや、対象組織において情報保全強化の措置が講じられるおそれ、当該人的情報源から情報を収集する業務が停滞するおそれがあるものである。

また、平成 28 年 1 月 1 日付で特定秘密に指定した、平成 28 年中の国際テロリズムに関し、外国の政府又は国際機関から提供された情報は、法別表第 4 号ロの細目 b に該当し、当該外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用維持の観点から特に秘匿する必要のあるものである。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 平成 28 年中には、国際テロリズムの人的情報源に関する情報が 1 件指定されたものの、平成 29 年中は特定秘密の指定は無い。平成 30 年は、現在の段階で人的情報源に関する情報は、特定秘密に指定されているのか。

2020 年の東京オリンピックでのテロを最も危惧している。情報がないというのは、安心というより他省庁も含め、むしろ心配である。

[平成 30 年 11 月 8 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国際テロ情報収集ユニットの創設以降、国際テロリズムに関する情報収集は精力的に行っている。
- ・収集した情報のうち、特定秘密に該当するものは、平成 29 年に加え、平成 30 年も現在のところ存在しない。
- ・収集した情報のうち何が特定秘密に該当するかということについては、特定秘密保護法や同法の運用基準に基づき慎重に判断しており、特定秘密に指定している情報がないことと情報収集活動とは直接的には関連性がないと理解している。

問 1-2. 国際テロリズムに関する極秘文書はどれほど存在するのか。

[平成 30 年 11 月 8 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・手元にデータは持ち合わせていないので、保有件数を明示的にお答えすることはできないが、国際テロ情報収集ユニットが収集した情報の中に、特定秘密には該当しないものの、極秘には該当するもの、共有する者を非常に限定しているものは当然存在する。

#### キー④ 外務省（アジア大洋州局）（平成 30 年 11 月 8 日審査会）

##### 政府参考人からの説明概要

##### （特定秘密の指定理由）

アジア大洋州局では、3 件の特定秘密を、いずれも平成 26 年 12 月 26 日付で指定している。

北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報のうち、外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報は、法別表第 2 号ハの細目 a 等に該当し、本情報が漏えいすることにより、対抗措置が講じられ、爾後必要かつ正確な情報を入手することが著しく困難になり、我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがあるものである。

次に、北朝鮮による日本人拉致問題に関し、拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引き渡しを実現することを目的として、外国の政府等との交渉その他の方法により外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であって、拉致被害者に関するものは、法別表第 2 号イの細目 a (a) 等に該当し、本情報が漏えいすることにより、北朝鮮による日本人拉致問題に関して我が国が実施する施策、取組等に関する計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、外国の政府等との交渉又は協力に著しい支障を及ぼしたり、人的情報源の保護に支障を及ぼし、今後の情報収集活動等が滞ったりするなど、拉致被害者及びその配偶者等の生命及び身体の保護に支障を来すおそれがあるものである。

また、東シナ海における我が国領域の保全又は海洋、上空等における権益の確保に関する現に公になっていない情報のうち、公になった場合に我が国の安全保障に著しい支障を来す事態が生ずるおそれがあるものは、公になることにより、安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易になったり、外国の政府等との交渉が困難となるとともに、我が国の秘密保護への信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるものである。

##### （平成 29 年中の特定秘密の指定解除状況）

平成 29 年 3 月 13 日、平成 26 年度に指定した特定秘密のうち、「日韓

排他的経済水域境界画定交渉の方針（外－9<sup>24</sup>）」「竹島問題の交渉方針（外－10<sup>25</sup>）」及び「東シナ海資源開発に関する中国政府との交渉方針等（外－15<sup>26</sup>）」の3件の指定を解除した。特定秘密として保護すべき情報の入手を見込んであらかじめ特定秘密として指定したが、指定から2年以上が経過しても、特定秘密として保護すべき情報が出現しなかったことから、当審査会や独立公文書管理監の意見等も踏まえて検討した結果、指定を解除したものである。

---

<sup>24</sup> 識別番号「外－9」は、指定の整理番号「11-201412-0009-2イ a(b)-0001」のことである。その概要は「日韓排他的経済水域境界画定交渉を含む、日韓間の排他的経済水域の境界画定にかかる交渉の方針又は結果に関する情報であり、公になることにより、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内が露見し、我が国の立場を反映した交渉が困難となるもの（ただし、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る）。」である。

<sup>25</sup> 識別番号「外－10」は、指定の整理番号「11-201412-0010-2イ a(b)-0002」のことである。その概要は「竹島問題に関する情報のうち、外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容又は竹島問題に関し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であり、公になることにより、我が国領域の保全のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、竹島問題の平和的解決に向けた外国の政府等との交渉が困難となるもの（ただし、我が国の領域の保全に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る）。」である。

<sup>26</sup> 識別番号「外－15」は、指定の整理番号「11-201412-0015-2イ a(c)-0001」のことである。その概要は「東シナ海資源開発に関する中国政府との交渉又は協力の方針又は内容のうち、漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるもの（現に公になっていない情報に限る）。」である。

## キー⑤ 外務省（北米局）（平成 30 年 11 月 8 日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

北米局では、従来から指定している 2 件の特定秘密を引き続き指定しており、解除したものはない。

秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定、いわゆる G S O M I A に基づいて米国から提供される情報の指定書の記載は、従来、特定秘密保護法の規定を引用した書き方としていたところ、当審査会の平成 27 年意見による指摘を踏まえ、平成 28 年に、記載を「米側において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているもの」と改めた。これによって、特定秘密の指定対象は、G S O M I A で提供される情報の中でも「米国において特定秘密保護法と同等の保護措置が講じられた情報」に限られることとなり、現在は、この基準で運用している。

また、いわゆる日米 2 + 2 と日米ガイドラインに関する情報の指定書についても、従来、特定秘密保護法の規定を引用して記載していたところ、当審査会の平成 27 年意見による指摘を踏まえ、平成 28 年に、記載を「その漏えいにより、日米の安全保障協力に関する手の内や能力が露見して対抗措置が講じられたり、米国政府との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれたりする等により、米国政府との協力を含む我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがあるものに限る」と改めた。

### (4) 主な質疑及び答弁の概要

問 平和安全法制などの法律の制定前と制定後、あるいは米国におけるオバマ政権からトランプ政権への政権交代の前後で、日米間でやりとりされる情報の量に変化はあるか。

[平成 30 年 11 月 8 日審査会]

#### [答弁概要]

- ・ 特定秘密保護法の制定後、情報提供に関する米国との信頼関係がさらに強化されたと考えている。
- ・ 平和安全法制の制定後は、米艦防護等の任務に参加できるようになったことで、運用上の信頼性も向上したと考えている。

## キー⑥ 外務省（欧州局）（平成 30 年 11 月 8 日審査会）

### 政府参考人からの説明概要

特定秘密に指定している日露平和条約締結交渉に関する情報は、①北方領土問題に関するロシア政府等との様々な交渉の記録、②これら交渉に臨むに当たっての我が国政府の対処方針、③北方領土問題に関して収集した情報に分類できる。

これらの情報のうち、当該情報が公になることにより、日露平和条約締結交渉において我が国政府が実施する施策や取組等に関し、これらの計画、方針その他の措置が露見し、対抗措置が講じられ、我が国の立場を反映した交渉が困難となるとともに、今後の情報収集活動等が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるものについて、特定秘密に指定している。

なお、日露平和条約締結交渉に関する特定秘密を含む文書のうち、作成から 30 年を超えるものを保有している。

## キー⑦ 外務省（領事局）（平成 30 年 11 月 8 日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

領事局では、所掌事務の一つである「海外における邦人の生命及び身体への保護」のため、国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針で、我が国と関係国の双方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講じることが求められているものを特定秘密に指定している。

具体的には、武力紛争等、多くの邦人を退避させる必要があるような海外の事態を想定したものであり、本件の内容を明らかにすることは、①関係国との信頼関係及び協力関係が大きく損なわれる、②我が国の安全保障に著しい支障を与える、③邦人の安全な退避計画の策定と実施が困難となるため邦人の生命・身体を著しい危険にさらす事態が生じるものと判断したことによる。

### (4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 平成 29 年年次報告書の意見に対する対応状況について説明していただきたい。

[平成 30 年 11 月 8 日審査会]

#### 〔答弁概要〕

- ・平成 29 年年次報告書の審査会意見で指摘のあった「他の公開で行われる委員会等での答弁」は、衆議院外務委員会（平成 29 年 4 月 21 日）等で、地域を限定して「朝鮮半島において何か有事があった場合の対応」を問われた際に、「米国、韓国、さまざまな関係国と連携しながら対応していく」との政府の考え方を述べたものである。
- ・他方、本件特定秘密は「国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における関係国との協力の方針」であり、本方針で定める地域がどこを指すかは明らかにしておらず、また、国名を含めて全ての情報を秘匿している。本件特定秘密について地域や関係国が明らかになれば、信頼関係及び協力関係が大きく損なわれ、我が国の安全保障に著しい支障を与えることに加え、邦人の安全な退避計画の作成と実施が困難となり邦人の生命・身体を著しく危険にさらす事態が生じるおそれがある。
- ・当審査会において、議決により特定秘密の提示を求められた場合には、外務省として、国会法等の規定に従って適切に判断することとなる。

問2. 邦人ジャーナリスト安田純平氏がシリアで武装組織により拉致され、3年間にわたり拘束された事案について、特定秘密に該当する情報は入手しているか。

[平成30年11月8日審査会]

〔答弁概要〕

- ・領事局として特定秘密に指定しているものは1つのみであり、領事局として当該事案について特定秘密に該当する情報は保有していない。

## ク 経済産業省（平成 30 年 11 月 6 日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

平成 29 年末時点で 4 件の特定秘密を指定している。いずれも情報収集衛星に関するものであり、これらの特定秘密については、全て平成 26 年末の特定秘密保護法施行時に、既に内閣官房から提供を受けていた衛星情報について経済産業省本省において指定したものであり、それ以降、新たな指定や指定の解除はしていない。また、これらの特定秘密の取扱いの変更も行っていない。

### (4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 4 件の特定秘密が指定されたのは、いずれも平成 26 年であり、指定から一定の時間が経過している。これらの特定秘密の指定を解除せず、指定し続けなければならない理由はあるのか。

[平成 30 年 11 月 6 日審査会]

#### 〔答弁概要〕

- ・これらの特定秘密文書については、保有し続ける必要はないと考えており、現在、当該文書の廃棄協議を行っている。
- ・廃棄の手続きを進めている一方、当該特定秘密の内容を了知している職員が、今後、その内容を漏えいする可能性も考えられるため、現時点で、文書の廃棄に合わせて特定秘密の指定を解除することは考えていない。

## ケ 海上保安庁（平成 30 年 11 月 27 日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

#### (平成 29 年中の特定秘密の指定・解除状況)

海上保安庁では、平成 29 年末で指定している特定秘密は 18 件であり、その内訳は、①内閣情報調査室から提供を受けた外国政府等との情報協力業務関係が 3 件、②内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星関係が 11 件、③海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係が 4 件である。

また、平成 29 年中に指定した特定秘密は、外国政府との情報協力業務関係 1 件である。

なお、平成 29 年末までに指定を解除したものはない。

#### (指定の有効期間の延長)

平成 26 年に海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係 1 件について、平成 28 年 12 月に指定の有効期間を延長している。その理由は、指定期間の満了を迎えるに当たり、指定の理由を精査した結果、「別表該当性」「非公知性」「特段の秘匿の必要性」の 3 要件を満たしていたためである。

また、平成 27 年に海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務 1 件についても、平成 30 年 1 月に指定の有効期間を延長した。

#### (指定書における記載事項の変更)

情報保全諮問会議の意見を踏まえ、平成 29 年 12 月に、内閣情報調査室から提供を受けた情報に基づく 14 件の指定の解除条件を設定し、指定書の別紙「指定の理由」にその旨追記した。これに伴い指定書の記載事項を変更している。

また、平成 27 年 12 月に、独立公文書管理監からの指摘を踏まえ、平成 26 年及び平成 27 年に海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係 2 件の指定書の記載事項を変更した。

#### (イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 内外の諸情勢から、海上保安庁の業務は増えているが、外国政府との情報協力業務を通じて得られた情報が記録された文書件数はそれほど大きな変化が見られない。これについて、見解を伺いたい。

[平成 30 年 11 月 27 日審査会]

##### 〔答弁概要〕

- ・平成 26 年から 29 年にかけて海上保安庁が行った安全保障に関する外国政府との情報協力業務を通じて提供された情報は微増となっており、それほど差異がない。これらの情報は、日々の協力業務の中で提供される文書であり、社会情勢の変化と件数とは必ずしも比例関係にはない。
- ・一方で、平成 30 年に提供された情報が記録された文書の件数については、大きく増加している。

問 2-1. いわゆる「グレーゾーン事態」や海賊への対処において自衛隊との協力業務についての特定秘密は指定されていないようだが、協力業務はどのような状況なのか。

[平成 30 年 11 月 27 日審査会]

##### 〔答弁概要〕

- ・海上自衛隊とは連携協力し、いわゆる「グレーゾーン事態」や海賊対処等の業務を実施しているが、当該業務を通じて得られた情報で特定秘密に指定したものはない。他方、内閣官房事態対処室から提供を受けた特定秘密が記録された文書について、取扱者を限定し、厳格に保護措置を講じた上で保有している。

問 2-2. 自衛隊との協力業務を実施する中で、特定秘密はないのか。

[平成 30 年 11 月 27 日審査会]

##### 〔答弁概要〕

- ・当該業務を通じて得られた情報で特定秘密に指定したものはないが、そこまでは至らないものの、一定の保護措置を講じた上で情報の交換は行っている。

問2-3. 特定秘密に指定すると、取扱いが面倒だから指定しないということではないのか。

[平成30年11月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・そのようなことはない。海上保安官が見た情報につき、単独では3要件に該当せず、特定秘密に指定するまでには至らないものではあるが、非常に重要なものもあるので、一定の保護措置を講じた上で交換している。なお、これらの情報について、他の情報を組み合わせた場合、特定秘密に該当することになるものもある。

問2-4. 映像の情報が多いと思うが、海上保安庁と防衛省で同じ情報をそれぞれが持っていて、それ自体は特定秘密に該当するものではないが、それを前提に協力業務を行っているということか。

[平成30年11月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ご指摘のとおりである。

## コ－① 防衛省（防衛政策局）（平成 30 年 11 月 27 日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

防衛省は、特定秘密保護法施行以降、平成 29 年末までの間に、特定秘密の指定を 310 件、指定の解除を 8 件行い、平成 29 年末時点で 302 件の特定秘密を運用している。このうち、平成 29 年中には、特定秘密の指定を 19 件、指定の解除を 6 件、その他指定等についての記載事項の変更等を行った。

防衛政策局が担当した特定秘密の指定は 17 件である。その内訳は、日米戦略協議の検討に際して米国政府から提供された情報関係で指定したものが 1 件、情報本部等が収集整理した衛星の画像情報等関係で指定したものが 8 件、外国の政府等との情報協力等関係で指定したものが 4 件、外国軍隊等の戦力組織を見積もった情報関係で指定したものが 1 件、情報本部が実施する防衛、警備等計画に関する見積り関係で指定したものが 2 件、米軍主催の演習に関して外国政府から提供された情報関係で指定したものが 1 件となっている。

防衛政策局が担当した指定の解除は 5 件<sup>27</sup>で、いずれも自衛隊の運用関係で指定したものであって、既にこれらの特定秘密を記載した文書を全て廃棄し、当時の関係者の記憶から情報を正確に再現することが困難であることから、特段の秘匿の必要性は認められなくなったものである。

また、指定書等の記載事項等の変更を行ったものとして、指定書に指定の解除条件を記載したものが 2 件、指定の一部を解除したものが 2 件となっている。

---

<sup>27</sup> 防衛政策局において指定を解除した特定秘密は、識別番号「防－76」、「防－77」、「防－87」、「防－88」及び「防－91」の 5 件である。

識別番号「防－76」は、指定の整理番号「18-201412-076-1イa(c)-004」のことである。その対象情報は、「[不開示情報]」である。

識別番号「防－77」は、指定の整理番号「18-201412-077-1イa(c)-005」のことである。その対象情報は、「[不開示情報]」である。

識別番号「防－87」は、指定の識別番号「18-201412-087-1イa(c)-013」のことである。その対象情報は、「[不開示情報]自衛隊防衛及び警備基本計画」である。

識別番号「防－88」は、指定の整理番号「18-201412-088-1イa(c)-014」のことである。その対象情報は、「[不開示情報]自衛隊の防衛及び警備実施計画」である。

識別番号「防－91」は、指定の整理番号「18-201412-091-1イa(c)-017」のことである。その対象情報は、「[不開示情報]情勢等に関する見積り」である。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 小野寺前防衛大臣は、特定秘密保護法施行前に、文書廃棄を禁じる通達を出していたと承知しているが、防衛秘密から特定秘密に移行するにあたり、文書件数の増減等に係る同法施行前後の経緯について説明されたい。

[平成 30 年 11 月 27 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 特定秘密保護法施行時点での特定秘密文書の保有件数は、保存期間 1 年以上の文書が 84, 547 件、保存期間 1 年未満の文書が 13, 746 件である。
- ・ 同法施行時の防衛秘密がそれらの件数であり、基本的にそのまま特定秘密に移行したものである。
- ・ ただし、移行の際に廃棄を止めたものは保存期間 1 年以上の文書であり、保存期間 1 年未満の文書については保存期間に応じて廃棄した。

問 2-1. 防衛省・自衛隊が情報収集する過程の中で、目的外で意図せずに国民の個人情報収集してしまうことがあるのか。その場合に当該情報をどのように取り扱っているのか。

[平成 30 年 11 月 27 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 防衛省・自衛隊の情報収集活動の詳細についての回答は差し控えるが、防衛省設置法等の関連法制を遵守し、我が国防衛に必要な情報を収集しているものであり、目的に関係のない情報を集めることはしていない。
- ・ 万が一、仮に、意図しない形で目的に関係のない情報を入手してしまったとしても、必要のない情報は直ちに廃棄している。

問 2-2. 省内に意図せず収集した個人情報を廃棄することを定めた指針はあるのか。

[平成 30 年 11 月 27 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 統一的な指針があるかについては承知していないが、防衛省では長

年情報収集業務を行っており、必要なルールを念頭に置いて実務にあたっている。

問3. 指定管理簿における特定秘密の概要が「防衛及び警備基本計画」や「特定秘密から作成した特定秘密に該当する情報であって、その情報源は完全に削除されているもの」と記載され、わかりにくいものがある。より具体的に情報の内容がわかるよう記載すべきではないか。

[平成30年11月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・例えば、「防衛及び警備基本計画」については、特定秘密の概要に「防衛及び警備基本計画」という計画の名称を記述しているが、指定書の対象情報には、『防衛及び警備基本計画』として定める、自衛隊の運用に関する見積り及び計画」と具体的に記載しており、部内で業務をする者にとっては当該情報の内容を理解できるものとなっている。

コー② 防衛省（大臣官房）（平成 30 年 11 月 27 日審査会）

政府参考人からの説明概要

現在（平成 30 年 11 月 27 日）独立公文書管理監の検証・監察を終えた特定行政文書ファイル等（ファイル 39 件、文書 406 件）が廃棄協議中である。

## コー③ 防衛省（整備計画局及び統合幕僚監部）（平成 30 年 11 月 27 日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

#### （平成 29 年中の特定秘密の指定・解除状況）

整備計画局においては、平成 29 年中に情報収集関係の 1 件の特定秘密を新たに指定した。本情報は、法別表第一号の「防衛に関する事項」に該当し、具体的には、自衛隊指揮通信システム隊が防衛省・自衛隊の保有するシステム及びネットワークを防護するためにサイバー空間等を通じて収集する情報である。例えば、コンピュータ・ウィルスを解析することで得られた情報や、サイバー空間におけるサイバー攻撃に関する情報を分析することで得られた情報が該当する。

整備計画局において、平成 29 年中に指定が解除されたものは、電子戦運用教育実施に関する米軍情報（防-224<sup>28</sup>）の 1 件である。本情報は、法別表第一号の防衛に関する事項に該当するもので、あらかじめ指定していたが、情報が出現しなかったため解除したものである。

統合幕僚監部においては、平成 29 年中に自衛隊の運用関係の 1 件の特定秘密を新たに指定した。本情報は、法別表第一号の「防衛に関する事項」に該当し、「自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」及び「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」に該当するものとして指定しており、自衛隊の運用に関する情報で、かつ外国政府においても SECRET 以上の秘密区分で取り扱う情報が該当する。

なお、統合幕僚監部においては、平成 29 年中に指定を解除した特定秘密はなかった。

#### （指定書等における記載の変更）

（平成 28 年の当審査会での指摘を踏まえ）防-191<sup>29</sup>及び防-250<sup>30</sup>について、指定書等に指定の対象となる情報収集期間を新たに記載した。また、指定書等に指定の解除条件を新たに記載したものが 87 件となっている。

<sup>28</sup> 識別番号「防-224」は、指定の整理番号「18-201412-224-1 □ b-011」のことである。その対象情報は、「電子戦運用教育実施に関する米軍情報」である。

<sup>29</sup> 識別番号「防-191」は、指定の整理番号「18-201412-191-1 □ a-016」のことである。その対象情報は、「平成 27 年 3 月 31 日 24 時までの間に自衛隊指揮通信システム隊が実施する情報収集に関する研究に係る情報」である。

<sup>30</sup> 識別番号「防-250」は、指定の整理番号「18-201504-003-1 □ a-001」のことである。その対象情報は、「平成 27 年 4 月 1 日 0 時から平成 28 年 3 月 31 日 24 時までの間に自衛隊指揮通信システム隊が実施する情報収集に関する研究に係る情報」である。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問. サイバー攻撃に対しては、政府全体として内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が対処する一方で、防衛省に対する膨大な量の攻撃については同省が独自に対処していると承知している。これらの機関の間で、どのように連携して対処しているのか。

[平成30年11月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・サイバー攻撃に関し、政府全体に関わるものはNISCで対応し、防衛省関係のシステムへの攻撃に対しては、サイバー防衛隊等によって防衛省が独自に防護している。
- ・防衛省に対するサイバー攻撃に係る情報をNISCに提供する一方で、民間企業等への攻撃に係る情報については、逆にNISCから提供を受けるなど、政府全体あるいは官民を含めて相互に連携を図っている。
- ・諸外国との関係においても、例えば米国等で情報をつかんだような場合には、当方にも情報提供を受けている。

## サ 防衛装備庁（平成 30 年 11 月 27 日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

#### (特定秘密の概要)

防衛装備庁の保有する特定秘密には、次の 3 つの類型がある。

- ① 装備品の性能に関する情報
- ② 外国政府から提供された情報
- ③ 中期防や防衛大綱などの防衛諸計画の策定に必要な情報

#### (平成 29 年中の特定秘密の指定・解除状況)

平成 29 年中、特定秘密の新規指定・解除及び指定書等の内容の一部変更はなく、同年末時点の特定秘密指定件数は 18 件である<sup>31</sup>。

#### (特定秘密の指定の有効期間の決定理由)

防衛装備庁においては、特定秘密の指定有効期間として 5 年を定めているが、装備品の性能に関する情報については当該装備品が使用されている期間、外国政府から提供された情報については外国政府において秘匿されている期間、それぞれ延長を予定している。防衛諸計画の策定に必要な情報については、指定された情報をめぐる状況の変化を勘案する必要があることから、現段階で更新の見込みを述べることは困難である。

#### (特定行政文書ファイル等の廃棄協議の状況)

平成 17 年に作成した潜水艦の設計等に関する文書（件数 3、ファイル数 2）は、平成 30 年 3 月 15 日に独立公文書管理監より、保存期間満了後の廃棄措置は妥当である旨の通知を受け、現在、内閣総理大臣（公文書管理課）との廃棄協議中である。

---

<sup>31</sup> 平成 30 年 3 月 6 日、新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る日英共同研究の取決めに基づき提供される情報（装-17） 1 件について、当該情報の提供は発生しないことが明確になったことから、その指定が解除された。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問. 日米相互防衛援助協定に基づいて米国から供与された装備品や資材に関するものは特別防衛秘密になると承知しているが、こうした装備品や資材について、特定秘密になっているものはあるか。

[平成 30 年 11 月 27 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・防衛装備庁では、防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、米国政府から供与された特許技術に関する情報を指定しているが、ここには米国政府から供与された装備品や資材についての秘密は含まれていない。

## (2) 特定秘密の提示（内閣衛星情報センターにおける説明聴取（委員派遣））

情報監視審査会は、平成 30 年 6 月 6 日、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査のため委員を内閣衛星情報センター（東京都）に派遣した<sup>32</sup>。

なお、審査会は、派遣先において特定秘密の提示を受けるため、同年 5 月 31 日、国会法第 102 条の 15 に基づき、安倍内閣総理大臣に対して、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定及び取扱状況について特定秘密の提示を要求する決議を行い、併せて東京都（内閣衛星情報センター）への委員派遣の決議を行った。

派遣委員一行は、まず、木野村謙一所長、笠原俊彦次長及び内丸幸喜技術部長から、内閣衛星情報センターの概要、情報収集衛星の運用・管理及び情報収集衛星の開発業務について、それぞれ説明を聴取した。

次に、シールドルーム内において、内丸技術部長から、情報収集衛星の管制業務について、説明を聴取するとともに、質疑応答を行った。

続いて、別のシールドルーム内において、磯正人分析部長から、分析業務に関し、同センターが情報収集衛星によって得られた情報に基づいて作成した特定秘密である成果物の提示を受け、説明を聴取した。

その後、会議室において、同センターが運用する情報収集衛星に関する質疑応答を行った。

これらの概要は次のとおりである。

### ア 派遣委員

会 長	額 賀 福志郎 君（自民）	
	岩 屋 毅 君（自民）	今 村 雅 弘 君（自民）
	大 塚 高 司 君（自民）	山 内 康 一 君（立憲）
	渡 辺 周 君（国民）	太 田 昭 宏 君（公明）

### イ 内閣衛星情報センターの概要

#### (7) 情報収集衛星導入の経緯

平成 10 年 8 月の北朝鮮によるミサイル「テポドン」の発射を契機に、同年 12 月の閣議において、情報収集衛星の導入を決定した。

情報収集衛星については、自主開発の方針をとっており、地球上の特定地点

<sup>32</sup> 平成 30 年 5 月 31 日、派遣先において特定秘密の提示を受けるため、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定及び取扱状況について特定秘密の提示を要求する決議を行った。

を1日1回以上撮像し得るシステムとして、平成25年4月に衛星4機体制（光学衛星2機、レーダ衛星2機）が確立した。

**(イ) 情報収集衛星の種類と運用状況**

平成30年6月6日現在、光学衛星2機（4号機、5号機）及びレーダ衛星4機（3号機、4号機、予備機及び5号機）が運用されているが、うち3機は設計寿命である5年を経過している。なお、光学6号機については運用開始に向け、所要の作業中である。

**(ウ) 情報収集衛星の利用分野例**

情報収集衛星によって得られた情報は、我が国の安全保障に係る各種情報の収集、大規模災害による被災状況の把握及び推定等に利用されている。また、得られた情報及びこれに基づき作成された成果物は、内閣衛星情報センターから適時適切に内閣総理大臣官邸及び利用省庁に配付している。

**(エ) 組織体制**

内閣衛星情報センターは、内閣情報官をトップとする内閣情報調査室に設置されており、所長、次長の下、中央センター、副センター、北受信管制局及び南受信管制局が置かれている。職員数につき、平成30年度は定員221人、実員371人となっている。また、情報収集衛星の予算は、近年では、概ね600億円強となっている。

**(オ) 情報収集衛星の今後の運用体制**

平成30年2月に打ち上げられた光学6号機及び同年6月に打ち上げ予定のレーダ6号機は、過去打ち上げた衛星の設計寿命を踏まえ、開発・打ち上げを計画してきたものであり、設計寿命を超えた衛星と組み合わせて運用することで、関心対象を撮像する機会が増える。

**(カ) 今後の取組**

平成28年4月に閣議決定された宇宙基本計画を踏まえ、衛星10機体制（「基幹衛星」4機、「時間軸多様化衛星」4機及び「データ中継衛星」2機）を目標としている。10機体制が確立すれば、光学・レーダ衛星のそれぞれで関心対象を1日複数回撮像可能となり、また、これまでとは異なる時間帯に衛星を配備することで、より多くの時間帯の撮像が可能になる。さらに、データ中継衛星を介することで、伝送時間の大幅な短縮が可能になる。

今後は、特に 10 機体制に向けた開発を持続させるために必要な予算の確保、老朽化する施設の更改、10 機体制を見据えた施設の拡充、職員数の増、各人のスキルの向上、A I 等の最先端技術の取込など、衛星開発・運用及び画像分析等の体制・リソースをさらに強化することとしている。

## ウ 情報収集衛星の運用・管理の概要

### (7) 情報収集衛星の開発・運用体制

内閣情報会議の下に、情報コミュニティ省庁をメンバーとする情報収集衛星運営委員会及びこれにメンバーとして開発関係省庁が加わった情報収集衛星推進委員会が置かれている。その下で、内閣衛星情報センターが情報収集衛星の開発・運用を行っている。

### (イ) 情報収集衛星の利用の流れ

まず、情報収集衛星運営委員会が利用省庁からの撮像要求を調整、決定する。内閣衛星情報センターではこれに従い撮像計画を作成し、衛星にコマンドを送り、撮影したデータを衛星から受け取り、データの処理・分析を行った後、利用省庁にプロダクトとして配付している。

### (ウ) 撮像画像の公開

撮像画像は基本的に全て非公開であるが、平成 27 年以降、例外として、大規模災害発生等の際、加工処理を施した衛星画像を内閣官房ホームページに掲載している。

### (イ) 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定

内閣衛星情報センターでは、①画像情報の収集分析対象、画像情報そのもの及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報、②情報収集衛星が特定の時点、期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報、③情報収集衛星の暗号に係る情報の 3 種 51 件の特定秘密を指定している。

### (オ) 特定秘密が記録された文書等の保有状況

内閣衛星情報センターが保有する特定秘密が記録された文書等は、約 85,000 件に上り、そのほとんどが電磁的記録である。これらの保存期間については、各省庁に配付するプロダクトや画像情報の元データについては 30 年、画像高度化の調査研究等に供するものについては 3 年、それ以外の特定秘密に当たる

もので、別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書、別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材は1年未満としている。なお、保存期間満了時の措置については、プロダクトは特定秘密を含む全ての秘密が解除されたのち、国立公文書館等に移管、その他のものは廃棄としている。

#### (カ) 特定秘密が記録された文書等の管理

特定秘密が記録された文書等を取り扱う者には適性評価を行い、保全教育をしっかりと行っている。また、特定秘密に対する保全検査を年2回実施している。特定秘密の管理に関し、電磁的記録については、シールドルーム内に保管し、ICカード、パスワード等で厳しくアクセス制限をかけている。データを保管するシステムは外部から遮断されており、外部からの侵入を防いでいる。また、紙文書については、施錠した頑丈な金庫で厳重に保管している。

### エ 情報収集衛星の開発業務

内閣衛星情報センターで運用する光学衛星及びレーダ衛星は、宇宙の過酷な環境に加えて、様々な地域を撮像するなどのため、多くの可動部を有しているが、打ち上げ後の修復が困難であることから、開発や運用に細心の注意が求められる。そのため、大規模かつ長期の開発となるが、高精度の画像を追求し、日々厳しい運用に耐え得る信頼性の高い衛星を作る必要がある。

### オ 派遣委員による質疑の概要

- ・ 利用省庁からの情報収集衛星の撮像要求に関する情報収集衛星運営委員会における調整方法
- ・ 自衛隊の国際平和協力活動等における派遣地域の状況に関する撮像要求の有無
- ・ 我が国の周辺地域における撮像対象
- ・ 東日本大震災における情報収集衛星による対応
- ・ 日韓秘密軍事情報保護協定の締結に伴う情報提供の現状
- ・ 他国の情報収集衛星による我が国の活動に関する情報収集の状況
- ・ 暗号の運用状況 等

#### 4 適性評価

(1) 政府参考人（内閣情報調査室）からの報告聴取

行政機関における適性評価に係る実施状況等は次のとおりである。

《表 2-5》適性評価の実施状況（平成 29 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

項 目	件 数 等
○実施機関数	24機関
○実施件数	1 万 8,007件
行政機関の職員等	1 万 7,313件
適合事業者の従業者	694件
○評価対象者が同意しなかった件数	3 件
行政機関の職員等	3 件 (外務省・資源エネルギー庁・ 防衛省 各 1 件)
適合事業者の従業者	0 件
○同意を取り下げた件数	0 件
行政機関の職員等	0 件
適合事業者の従業者	0 件
○特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数	2 件
行政機関の職員等	2 件
適合事業者の従業者	0 件
○苦情件数	0 件

(国会報告（平成 30 年 5 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

《表 2-6》 指定行政機関、特定秘密が記録された行政文書の保有状況  
及び適性評価実施件数 対比表（平成 29 年）

行政機関名	指定行政機関	特定秘密が 記録された 行政文書数 <sup>※1</sup>	平成 29 年中の 適性評価実施件数 <sup>※2</sup> (うち行政機関の職員等)	
国家安全保障会議	○	0	0	(0)
内閣官房	○	92,146	570	(285)
内閣法制局	—	3	2	(2)
内閣府	○	1	65	(65)
宮内庁	—	0	0	(0)
国家公安委員会	○	0	0	(0)
警察庁	○	28,914	916	(916)
警察庁		28,819	182	(182)
都道府県警察	—	57	734	(734)
(行政文書を重複して保有)		38	—	—
金融庁	○	0	0	(0)
総務省	○	42	17	(17)
消防庁	○	0	18	(18)
法務省	○	4	16	(16)
公安審査委員会	○	0	1	(1)
公安調査庁	○	16,841	57	(57)
外務省	○	107,008	386	(382)
財務省	○	6	67	(67)
文部科学省	—	0	30	(13)
厚生労働省	○	0	15	(15)
農林水産省	—	0	31	(31)
水産庁	—	0	35	(35)
経済産業省	○	125	39	(39)
資源エネルギー庁	○	0	12	(12)
国土交通省	—	3,031	32	(32)
気象庁	—	0	10	(10)
海上保安庁	○	15,439	150	(150)
環境省	—	0	6	(6)
原子力規制委員会	○	0	28	(28)
防衛省	○	119,876	15,051	(14,895)
防衛装備庁	○	297	453	(221)
合計	20	383,733	18,007	(17,313)

(国会報告（平成 30 年 5 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

※1 特定秘密が記録された行政文書の保有状況（平成 29 年 12 月 31 日時点）より抜粋

※2 平成 29 年中の各行政機関の適性評価の実施件数より抜粋

## (2) 関係行政機関からの説明概要及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

### ア 国家安全保障会議（平成 30 年 10 月 31 日審査会）

国家安全保障会議の議長及び議員は、いずれも行政機関の長又は国務大臣であることから、特定秘密保護法により、適性評価を受けることを要しないこととされており、適性評価を行っていない。

### イー① 内閣官房（内閣情報調査室）（平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会）

#### (ア) 実施体制

内閣官房における適性評価は、内閣情報調査室が一括して実施している。適性評価の結果等が目的外利用されることを防止するため、適性評価業務担当と人事担当は分けている。

#### (イ) 実施結果

適性評価の実施結果は、国会報告 10 頁に記載している。内閣官房では、職員に対して 285 件、適合事業者の従業者に対して 285 件、計 570 件の適性評価を実施した。

#### (ロ) 不同意、同意の取り下げ、苦情の申出等

適性評価の対象者が同意をしなかった件数は 0 件である。また同意の取り下げ、苦情の申出についても 0 件であった。

#### (ハ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 特定秘密の取扱い業務を行うことができる者の数が、トータルで膨大な数となっている。さらに、この中には民間の適合事業者の従業員も含まれており、そのような状況で、取扱者の適性は厳格に担保されているのか。

[平成 30 年 7 月 10 日審査会]

#### [答弁概要]

- ・特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者とは、適性評価の対象となって特定秘密を漏らすおそれがないと認められ、引き続き同一の行政機関、適合事業者において勤務している者をいう。そのため、この者全てが現在特定秘密を取り扱っているのではなく、別の部署に移った人間も含んでいるため、必ずしも現に特定秘密を取り扱っている

とは限らない。

- ・適性評価は法律上チェック項目が定まっており、それに沿った点検をするということである。その項目に関する限り、チェックはできていると考えている。

問 1-2. (適性評価では) 相当なところまで調べなければ取扱者の適性は担保できないと考えるが、(十分な調査を) 行えているのか。

[平成 30 年 7 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・本人の申告のみならず、上司や人事担当部局などの考えを踏まえて判断をしているので、法律に定められている範囲で実施している。

問 1-3. 特定秘密の取扱者の数は適正なのか。

[平成 30 年 7 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・適性評価を行うかどうかは、各行政機関の長において判断して、この者に対してやるということを決めているわけで、取り扱う可能性がある、取り扱うことが見込まれる以上は、適性評価を実施すべきものだと考えている。

問 2. 適性評価で不適格となった者は、配置転換されるのか。

[平成 30 年 10 月 31 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・(適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合は、) 特定秘密を取り扱うことができなくなる。現在の部署が、特定秘密を取り扱わずに仕事を続けることができるのであれば、人事配置に影響しないこともあり得るし、特定秘密を取り扱う前提でその職場に配置するというのであれば、結果として人事配置を伴うことになる。

イー② 内閣官房（国家安全保障局）（平成 30 年 10 月 31 日審査会）

イー③ 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（平成 30 年 11 月 6 日審査会）

**政府参考人からの説明概要**

（ともに）内閣官房の適性評価実施部署である内閣情報調査室から説明済みである。

ウ 警察庁（平成 30 年 11 月 6 日審査会）

**(7) 政府参考人からの説明概要**

特定秘密保護法においては、警察庁の職員及び都道府県警察本部長については警察庁長官が適性評価を実施することとされており、都道府県警察本部長以外の都道府県警察の職員については都道府県警察本部長が適性評価を実施することとされている。

平成 29 年中の適性評価の実施件数は、警察庁が 182 件、都道府県警察が 734 件、計 916 件である。

適性評価を実施すべき適合事業者に該当するものはなかった。

同年中に実施した適性評価において、実施に同意をしなかった件数及び同意を取り下げた件数はいずれも 0 件であった。

なお、特定秘密保護法第 14 条に基づく苦情の申出はなされていない。

**(4) 主な質疑及び答弁の概要**

問. 適性評価の実施件数は 916 件とのことだが、916 人に実施したということによいか。また特定秘密の件数と比較して、適性評価を受けた人数が多いように思うが、その理由と受けた人全てが特定秘密を扱っているのかということについて伺いたい。

[平成 30 年 11 月 6 日審査会]

**〔答弁概要〕**

- ・実施したのが 916 人ということである。
- ・適性評価を受けた者全てが特定秘密を扱っているわけではなく、扱う可能性がある業務に従事している者が、実際扱うこととなった場合に対応できるように、あらかじめ受けている。

エ 総務省（平成 30 年 11 月 6 日審査会）

**政府参考人からの説明概要**

平成 29 年 1 月から 12 月までの間、適性評価を実施した職員の数は 17 名、適合事業者の従業員数は 0 名である。適性評価の実施に同意をしなかつ

った者及び同意を取り下げた者の数はそれぞれ0名で苦情の申出件数は0件である。

#### オ 法務省（平成30年11月6日審査会）

##### 政府参考人からの説明概要

平成29年中に適性評価を実施した職員は16名である。適性評価の対象となる適合事業者はない。

#### カ 公安調査庁（平成30年11月6日審査会）

##### 政府参考人からの説明概要

公安調査庁では、57人に対し適性評価を行った。

不同意件数、同意取下げ件数及び苦情の申出の件数はいずれも0件であった。なお、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、平成29年末時点で188人である。

#### キ 外務省（平成30年11月8日審査会）

##### 政府参考人からの説明概要

外務省では、平成29年中に386件の適性評価を実施した。内訳は、職員が382件、適合事業者の従業者が4件である。適性評価の評価対象者が適性評価の実施について同意しなかった件数は、職員が1件である。

なお、平成29年中、適性評価の対象者が同意を取り下げた件数及び苦情の申出件数はともに0件である。

#### ク 経済産業省（平成30年11月6日審査会）

##### 政府参考人からの説明概要

平成29年中に、合計39名の適性評価を実施し、全ての職員が問題ないと認められている。なお、現在、適合事業者はいない。

#### ケ 海上保安庁（平成30年11月27日審査会）

##### 政府参考人からの説明概要

平成29年中における実施件数は、職員に対して150件、適合事業者の従業員に対して0件であった。

なお、不同意、同意の取り下げ、苦情の申出については、いずれも0件であった。

## コ 防衛省（平成 30 年 11 月 27 日審査会）

### (7) 政府参考人からの説明概要

平成 29 年中に、職員に対して 14,895 件、適合事業者の従業者に対して 156 件、計 15,051 件の適性評価を実施した。また、同年中に防衛省本省において適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は、1 件である。

### (イ) 主な質疑及び答弁の概要

問. 平成 29 年 12 月 4 日の審査会において、委員から適性評価の実施件数について対象者が多すぎるのではないかと指摘をしたが、その後、防衛省において、当該件数の適正性の確認や見直し等を行ったのか。

[平成 30 年 11 月 27 日審査会]

### 〔答弁概要〕

- ・適性評価の対象者が多すぎるとの指摘については、防衛省として見直しに努めている。
- ・平成 29 年末時点の特定秘密の取扱者数は約 7 万人であり、これは必要最小限の範囲ということで前年よりも約 2 千人削減した数である。
- ・適性評価を受けた者の人数は、人事異動に伴ってどうしても毎年少しずつ増える傾向があるが、取扱者については可能な限り最小限に絞っていく。

## サ 防衛装備庁（平成 30 年 11 月 27 日審査会）

### 政府参考人からの説明概要

平成 29 年中の適性評価の実施件数は、職員が 221 件、適合事業者の従業者が 232 件、合計 453 件である。

なお、対象者が同意をしなかった件数、対象者が同意を取り下げた件数及び対象者からの苦情の申出の件数は、いずれも 0 件である。

## 5 参考人からの意見聴取及び質疑

平成 30 年 5 月 21 日、当審査会は平成 29 年年次報告書について、下記の参考人から意見を聴取し、質疑を行った。以下、その概要を記載する。なお、詳細については会議録<sup>33</sup>を参照されたい。

- ・植松 信一君（前内閣情報官）
- ・小谷 賢君（日本大学危機管理学部教授）
- ・山田 健太君（専修大学教授）

### (1) 参考人からの主な指摘事項

#### ア 植松参考人

##### (7) 特定秘密保護制度の適正な運用の確保について

- ・情報源や情報の提供元との信頼関係維持等の観点から、特定秘密自体を提示し、説明することが困難な場合がある。例えば、ヒューミントにおける情報源の秘匿や、サードパーティールールなどの場合については、具体的な脈絡・ケースに即して適切に審議いただくようご賢察を賜りたい。

##### (イ) 審査会意見について

###### a. いわゆる「あらかじめ指定」について

- ・現場サイドからすると、特定秘密の入手が見込まれる場合にあらかじめ指定をしておくことで保全に万全を期すべき場合も考えられる。必要最小限の情報を必要最小限の期間に限り特定秘密に指定するという大原則・制度の本旨に則って、今後の実務での運用状況や具体的必要性等を引き続き見極めながらご審議いただきたい。

###### b. 特定秘密指定書及び同管理簿の積極的な公表の検討について

- ・外国情報機関にとってみれば、どこにどのような秘密があるか、当該秘密をいつ入手したか等の情報は探索や諜報活動を可能・容易にする端緒となり得る。特定部分を黒塗りにしても、そのこと自体が情報として意味を持ってしまうこともある。カウンターインテリジェンスの観点から、小心翼翼を旨として用心を細密にすることが求められることから、特定秘密指定書及び同管理簿の公表の在り方については、慎重な検討が必要である。

##### (ウ) 審査会と行政機関との関係

- ・行政機関との間に、緊張感の中にも信頼関係が構築され、今後とも引き続き真剣かつ活発な審議が重ねられ、特定秘密保護制度の運用が我が国及び国民の安全確保、国民の権利や国民全体の基本的利益の擁護のために有益なものとなることを願う。

<sup>33</sup> 第 196 回国会衆議院情報監視審査会議録第 6 号（平成 30 年 5 月 21 日）

## イ 小谷参考人

### (7) 特定秘密文書の廃棄について

- ・役所の裁量で特定秘密が管理されることは、ある程度は理解できる。文書作成から30年経ったという理由だけで国立公文書館に移管しなければならないとなれば、各省庁における文書破棄を誘発するおそれがある。破棄されるぐらいであれば、非公開のまま保管しておいた方が好ましい。
- ・保存期間1年未満といえども、特定秘密文書が各行政機関の裁量で廃棄されてしまうのはいかがなものかと憂慮している。特定秘密に指定する以上、保存期間を1年以上とすべきではないかと考える。どうしても困難なものについては、例外規定を設ければよい。

### (4) 特定秘密文書のチェック体制について

- ・まずは独立公文書管理監の権限と情報保全監察室の体制を強化していくことが必要であるが、同室による特定秘密のチェックが追いついていない印象である。
- ・アーキビストによる廃棄や公開に関する助言制度のようなものを導入すべきである。情報保全諮問会議は制度の運用や法的側面が重視されているようなので、これと別に、特定秘密に歴史資料としての価値があるか否かを精査する組織があってもよいと考える。
- ・当面の助言制度としては、内閣府において、廃棄される文書が歴史資料に該当しないか審査する有識者委員会（仮称）を設置する形が考えられる。

### (5) 審査会と行政機関との関係

- ・特定秘密の制度に関与する者は、常に国益と国民の権利について配慮する必要がある。行政の側は基本的に特定秘密に指定された文書の廃棄を行わない、その代わり立法府は特定秘密を絶対に外部に漏らさないという原則を確立すべきではないかと考える。そのために、行政府と立法府の間の信頼関係の醸成が必要である。

## ウ. 山田参考人

### (7) 審査会の活動について

- ・今後、日本型監視システムとして、審査会のこれまでの活動結果としてのすり合わせ（運用上の確認と制度整備）、串刺し（構造上の不備の摘出）及び見直し（秘密制度自体が有する課題の摘示）を調整して、バランスをとりながら活動していくことを期待している。

#### (イ) 特定秘密文書廃棄問題について

- ・文書廃棄の問題とは、誰が、なぜ、どのように廃棄するのかという問題である。何が問題であり、どのようにすればよいのかということは、報告書から読み取ることができる。今後は、それを具体的な形にし、運用をルール化していくことが必要である。

#### (ウ) 個別課題について

- ・特定秘密の指定解除に関し、どのようにルール化するかについては議論されておらず、また、実際の運用ルールについても、まだ十分に明確ではない。ルールの厳格化と適正運用が制度上の大きな課題である。
- ・どのように電子ファイル・データを保存・保管するかという問題については、日本は他国と比べて検討が遅れており、情報公開制度及び公文書管理制度も遅れているとの指摘がある中、特定秘密保護法を考える上で、まずルール化を行うことが必要である。
- ・意思決定過程を含む会議公開法を整備していく必要がある。また、現行の情報公開法について、公開の対象をいかに司法及び立法を含めた国家全体に拡大していくのかということは重要である。

### (2) 主な質疑事項及び意見の概要

委員からの主な質疑事項及び意見の概要は以下のとおりである。

#### ア 対植松参考人、小谷参考人及び山田参考人

- 同盟国である米国から提供を受けた情報に関する我が国の検証能力についての所見
- 情報監視の運用における会計検査院の役割に関する所見
- 意思決定者や国家指導者による SNS への発信情報に対するインテリジェンス機関における精査の在り方

#### イ 対植松参考人及び小谷参考人

- インテリジェンスコミュニティをめぐる現状に対する認識
- NSC（国家安全保障会議）に代表される官邸の政策決定機能強化、政策決定の基になるインテリジェンスの選別及び政府中枢への報告の在り方についての所見

#### ウ 対植松参考人

- 内閣情報官の経験を踏まえた特定秘密保護制度及び当審査会の活動に関する所見
- 特定秘密保護制度が創設されたことによる具体的な成果
- 権力者に都合のよい情報だけが提供されるといった情報の政治化を防ぐための方策
- 情報を取り扱う業務に従事する者に対する組織としての教育の実施の有無
- 我が国には対外情報機関が敢えて無いとすることによる利点もあるとする意見についての所感
- 我が国で行われているとされる「ネット諜報活動」の適正性を確保するため、総務省等の第三者がチェックを行う必要性

#### エ 对小谷参考人

- 我が国に対外情報機関を創設する場合の当該機関のあるべき姿及び当審査会が果たすべき役割に関する所見
- 防衛省のいわゆる日報問題についての所見
- 一般の行政文書と特定秘密文書について、行政による監視体制の強化や有識者委員会（仮称）の設置を通じて歴史資料として保存する必要があるとする理由
- 議会が監視すべきインテリジェンス機関の範囲についての所見
- 我が国における内部告発者保護の仕組みの現状についての見解

#### オ 対山田参考人

- 特定秘密に至らない省秘等の秘密文書や記録の管理の在り方
- 政府が秘密に該当しない情報を秘密指定することを防ぐための方策

## 6 海外派遣

衆議院イスラエル、フィンランド及びデンマークにおける情報機関に対する議会監視等実情調査議員団は、本院から派遣され、平成 30 年 7 月 28 日から 8 月 5 日までの 9 日間、イスラエル、フィンランド及びデンマークを訪問した。派遣議員は、額賀福志郎君を団長とし、岩屋毅君及び渡辺周君の 3 名である。本件調査の概要は以下のとおりである（内容、肩書き等は派遣当時のもの）<sup>34</sup>。

### はじめに

今般、イスラエル、フィンランド及びデンマークにおける情報機関に対する議会の監視等の実情調査のために派遣された当議員団は、議会並びに情報機関をはじめとした様々な関係者との会談等を精力的に行った。それらから得た各国の現状や課題並びに多くの助言は、我が国における特定秘密保護制度や情報監視審査会の運営や調査の諸課題に対し、非常に示唆に富むものであった。

### 1 イスラエル

イスラエルの情報機関は、1948 年の建国以前から存在はしていたが、建国後に分化され、現在の情報機関（モサド<sup>35</sup>、シャバク<sup>36</sup>、アマン<sup>37</sup>）の形となった。これらの情報機関は、相互に連携し、アラブ諸国に対する監視活動や、反イスラエルを標榜するテロ組織に対する監視、また、国外に住むユダヤ人を秘密裏にイスラエルに帰国させる活動等を行っている<sup>38</sup>。

これら強力な情報機関を監視する組織として、議会（クネセツ）の外交・防衛委員会の下に「情報、秘密情報機関、捕虜及び行方不明兵士に関する小委員会」（以下「情報小委員会」という。）が設けられている。

今回、当議員団は、アヴィ・ディヒテル外交・防衛委員長兼情報小委員長、同委員会の委員でもある野党代表<sup>39</sup>のツイピ・リヴニ議員及びイエシュ・アティード党党首のヤ

<sup>34</sup> 本項目は主に会談した各国議会の監視機関及び情報機関等関係者、国立国会図書館等からの説明、資料に基づいている。

<sup>35</sup> イスラエル諜報・特務庁。イスラエルの対外情報機関であり、1949 年に設立された。

<sup>36</sup> イスラエル保安庁。イスラエル国内での情報収集、防諜担当組織であり、主な任務は国内における過激派の監視、テロ活動の防止、要人警護である。

<sup>37</sup> イスラエル国防軍参謀本部情報局。軍の情報機関であり、外国の軍事情報の収集及び国レベルの情報分析を行い、政府や軍に情報提供を行う。

<sup>38</sup> 上田篤盛「戦略的インテリジェンス入門」（並木書房、2016 年）264 頁

<sup>39</sup> 野党代表（Leader of the Opposition）は、議会における公式な野党の代表者である。最大野党会派から選出されている。

イール・ラピード議員などの議会関係者と面会して説明を聴取し、意見交換を行ったほか、元アマン長官であるアモス・ヤドリン氏が所長を務める国家安全保障研究所を訪問し、議会と情報機関との関係等につき意見交換を行った。

### (1) 議会による監視活動

情報小委員会は、モサド、シャバク、アマン等の情報機関の監視のほか、関連法規の承認、情報機関の活動計画及び予算の承認等を行っている。その活動は、長期にわたり、不文の政党間合意に基づき行われていたが、2002年に制定されたイスラエル保安庁(シャバク)法により、初めてその存在が法律に明記された。構成は小委員長を含め8名であり、その内訳は、与党会派4名、野党会派4名となっており、小委員長は第一会派である与党のリクード党から選出されている。情報小委員会では国家安全保障の見地から専門的な議論が行われ、近年は政治的な対立は持ち込まれていないとの説明があった。

また、同小委員会は、日常的監視活動として、情報機関の幹部に対するヒアリング、定期的な報告書の受領等を行っている。また、議会における調査委員会としての機能も有しており、特定のテーマを調査し、その調査報告書を公開する場合もあるとされている。

原則として外交・防衛委員会及び情報小委員会の議事録は部外秘で、公の閲覧に供しないものとされている。また、情報小委員会の開催自体も部外秘とされており、公式の議事日程に記載されることもない。さらに、小委員は元閣僚や情報機関出身者等、情報機関に理解があるとされている。これらのことから、一般的に情報機関が議会で証言する際は情報漏えいの可能性を考慮して慎重になる傾向にあるものの、イスラエルにおいては、小委員会側からの情報漏えいの心配がないことから、安心して証言できる等の説明があり、同国における議会と情報機関とは、互いに信頼関係を築いているとの印象を受けた。

### (2) その他の監視活動等

イスラエルにおいては、議会による監視のほか、情報機関の活動を政府が調査委員会を設置して検証することがある。例えば、2006年の第2次レバノン戦争<sup>40</sup>後、戦術的敗北を喫したことを検証するため、ウィノグラード(元裁判官)委員会が設置され、検証が行われたことが挙げられる。

---

<sup>40</sup> 2006年7月、レバノンに国内国家を形成するシーア派系非国家軍事組織ヒズボラ(神の党)によるイスラエル・レバノン間の国境侵犯攻撃を受けて、イスラエル軍がヒズボラをレバノン領内に追跡侵攻した戦争。

## 2 フィンランド

フィンランドは、ロシアと約 1,300 kmの国境を有していることから、対露関係に常に腐心している。そのため、安全保障政策においては、NATOには加盟せず、徴兵制を維持する中立政策をとってきた。そうした中、2014年にロシアがクリミアを併合し、また、フィンランド国内でもテロ事件が発生するなど、同国を取り巻く環境に変化が生じている。そのような状況を踏まえ、フィンランドにおいて情報機関（フィンランド国防軍情報局、フィンランド治安警察等）の権限の強化の必要性が検討されるとともに、情報機関に対する監視も強化する必要性が求められ、同国政府は憲法第10条（通信の秘密の保護）の改正、国会における監視機関（情報活動監視委員会）の新設等に係る法案を2018年1月に国会に提出した。

今回、当議員団は、インテリジェンス法案検討議員連盟会長を務めたタパニ・トッリ議員、元内務大臣で対日友好議員連盟メンバーであるパイヴィ・ラサネン議員等の議会関係者と面会して現在審議中の法案について説明を聴取し、意見交換を行った。また、フィンランド国防軍情報局のエサペッカ・ヴェフカオヤ次長から、同局の情報収集活動及び審議中の法案の概要につき説明を聴取したほか、アレクサンテリ研究所のマルック・キヴィネン教授らと面会し、情報機関の活動を理解する上でのフィンランドの対外政策、特に対ロシア政策について意見交換等を行った。

### （1）情報活動監視委員会

新設が検討されている情報活動監視委員会は、国会の全会派から選出される11名の委員で構成され、情報機関の監視に必要なあらゆる情報について、秘密保護規定にかかわらず、情報機関その他公的機関に情報提供と説明を求める権限を有することとなる。また、同委員会は、重要と思料される案件に係る報告書を作成する権限を有するが、その調査の過程で、新たに設置される情報活動オンブズマンから必要な情報を得ることができるとされており、同オンブズマンの報告等に基づいて、情報機関の活動に係る適法性等を評価し、本会議に報告書を提出するとされている。

なお、法案では、情報活動監視委員会の委員に就任するに当たり、候補者（議員）に対して包括的適性評価<sup>41</sup>を課すとされている。これについては、全ての政

---

<sup>41</sup> 包括的適性評価は、その開示や不正な扱いにより国家安全保障、国防、国際関係を損なうおそれがある情報を扱う者等に適用され（適性評価法第20条）、対象者について、国の各種情報システムに登録されている内容等所定の情報に加え、事業活動、保有資産・債務等、親族等の調査も行う（同法第27条）。

党が法律を施行する上で適性評価を行うことはやむを得ないと考えており、反対する政党はないものの、国会議員に対する適性評価の実施は今回が初めてのこととなるため、国会での議論が続けられており、実施するか否かの結論は出ていないとのことであった。

## (2) 情報活動オンブズマン

情報活動監視委員会とともに新設が検討されている情報活動オンブズマンは、他の機関から独立して情報活動の監視を行うこととされており、情報活動監視委員会には行うことができない情報機関への立入検査や、情報システムにアクセスする権限を有するものとされている。フィンランドでは、これまでも国会オンブズマンが情報機関を含むあらゆる行政機関の活動を監視する任務を有していたが、今回新設される情報活動オンブズマンの監視対象は情報機関の活動にフォーカスするとのことであった。

## 3 デンマーク

デンマークの主な情報機関は、デンマーク国家警察情報局（以下「国家警察情報局」という。）及びデンマーク国防情報局（以下「国防情報局」という。）である。このうち国防情報局は、軍の情報機関としての役割のほかに、対外情報機関の役割を担っているのが特徴である。また、2012年には国防情報局内の部署としてサイバーセキュリティ・センターが設置された。これらの情報機関を監視する機関として、国会に情報機関委員会<sup>42</sup>が設置されている一方、国会とは別に、情報機関による個人情報取扱いの適法性監視を目的とする情報監視評議会がある。

今回、当議員団は、国会の情報機関委員会の前事務局員であるピーター・リース氏、情報監視評議会のミカエル・キストロップ委員長、また、情報機関関係者として、国防情報局副長官と面会し、意見交換を行った。

### (1) 情報機関委員会

国会に設置されている情報機関委員会は、5つの大会派より各1名の5名で構成される。また、委員長は野党第一党の議員が選出されることが不文律となっているとのことであり、議論を政治的に扱わないこと、そして、機密情報を扱うことについてのコンセンサスを与野党間で形成するのが目的との説明があった。

情報機関委員会は、政府に対し、情報機関の活動に関する情報の提供と情報機関のトップの出席説明を求める権限を有している。ただし、政府による情報提供に際しては、情報活動の特殊事情が考慮されることから、同委員会が行う監視は、

<sup>42</sup> 「国防情報局及び国家警察情報局に関する委員会の設置に関する法律」（1988年）により設置。

事後的な性質のものとなる。また、別途設置されている情報監視評議会((2)参照)において、情報機関による個人情報の取扱いに法令遵守がなされていないと結論付けられる場合は、同委員会へ報告がなされる。

法的に定められてはいないものの、情報機関委員会は報告書を作成している。報告書は、過去30年で5回作成されているが、その作成の判断は、時々の委員長の考えによるところが大きいとのことである。

## (2) 情報監視評議会

情報監視評議会は、2014年1月に設置された、独立した監視機関であり、5名のメンバーで構成される。委員長は、東部高等裁判所及び西部高等裁判所の両裁判長の勧告に基づき、また、他の4名は情報機関委員会との協議の上で、それぞれ政府から任命される。委員長は判事と定められており、委員長以外の4名は大学教授、弁護士、地方自治体の法務責任者等が務めている。これらのメンバーは別途常勤の職務に就いているが、その理由として、社会一般の感覚・視点を、機密という閉じられた分野に取り入れるためとの説明があった。

情報監視評議会の職務は、自然人・法人情報に係る情報機関による収集・取得、機関内部における取扱い(保管期限及び消去等)及びその提供の監督である。また、情報機関に対し、監督活動に重要な情報、資料及び陳述書の提出、情報処理に関する施設へのアクセス及び代表者による直接の説明を求めることができるとされている。

情報監視評議会は、毎年年次報告書を作成し、国会の財務委員会、会計検査院及び財務省に提出する。また、自然人及び法人は、情報機関が、自らに関する情報を不適切に収集し、または取り扱っていないか、評議会に対して調査を要求できることとされている。

なお、情報監視評議会は、情報機関の活動の監視に当たり、国会の情報機関委員会とは直接は連携をしていないとの説明を受けた。

## おわりに

今回の調査を通して、各国議会の情報機関の監視制度につき、その実情を把握し、多くの知見を得ることができた。加えて、フィンランドのアレクサンテリ研究所においては、情報機関の活動の理解に資するフィンランドの対ロシア政策や、北方領土問題等につき意見交換するなど、極めて有意義であった。

各国においては、当然のことながら、それぞれの事情により、情報機関の活動や、それらに対する監視活動は異なるが、各国とも状況に応じて権限や運営の工夫を

絶えず行い、監視機関を機能させるための努力を行っている。また、各国とも情報機関の監視に際しては政党間の対立を持ち込まないとし、また、可能な限りコンセンサスを形成するような措置をとっている。

個別にみると、イスラエルにおいては、議会による監視機関はあるものの、自国がいまだに戦争状態であること、そのために情報機関に対する国民の理解が得られていることや、国民の知る権利よりも国家安全保障が優先されるとの意見があり、我が国と状況が大分異なるとの印象を受けた。他方、北欧諸国では、国民からの苦情の申し出に基づいて行政を監視するオンブズマン制度が確立しており、フィンランドで創設が検討されている情報活動オンブズマンや、デンマークの情報監視評議会は、いずれも国会議員ではない専門知識を持った者が、国民からの苦情に基づき調査することができるのは注目すべきところであった。

今回の調査で得られた知見は、今後の国会活動等の場において有効に活用していく所存である。

## 第3 政府に対する意見

- 1 政府に対する意見 ..... 124
- 2 政府に対する意見の理由及び背景 ..... 127

### 第3 政府に対する意見（調査結果）

衆議院情報監視審査会は、本報告書における対象期間中、数次にわたる調査を行うとともに、委員間で活発な議論を行った。

その結果、当審査会は、政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する意見として、以下のとおり合意した。

#### 1 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、政府に対し、引き続き当審査会をはじめとした立法府に対する説明責任を十分果たすとともに、当審査会において指摘を行った事項及び以下に記した意見について、早急に改善を図ることを強く求める。なお、これまでの審査会意見に対しても同様である。

本意見に対し、政府が具体的な改善を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16に基づく勧告<sup>43</sup>を行うものとする。

#### 1 運用基準の見直し関係

(1) 本年12月に特定秘密保護法施行後5年となり、運用基準を見直す時期を迎えることから、これまで当審査会が指摘してきた以下の事項につき、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。

- ①特定秘密の名称に係る統一方針
- ②行政文書が不存在の特定秘密関係
  - ・いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件
  - ・指定管理簿への記載等記録に残すための措置
- ③作成から30年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続き
- ④独立公文書管理監の活動状況の審査会への報告
- ⑤独立公文書管理監による検証・監察関係
  - ・各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務
  - ・保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務
  - ・保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス

<sup>43</sup> 国会法第102条の16において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる」とされている。

(2) 運用基準の見直しに当たり、(1)以外の改正等を行おうとする場合には、当審査会に報告すること。また、運用基準の見直しのスケジュールが決まり次第、速やかに当審査会に報告すること。なお、(1)の②に関連し、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすること。

## 2 秘密指定の在り方関係

- (1) 特定秘密に指定される情報と特定秘密とはカテゴリーが異なる「極秘」「秘」等の秘密情報との違いが必ずしも明確ではないことから、実際の事例や情報を用いる等の方法により、具体的に説明すること。また、独立公文書管理監が検証・監察を行う際には、対象となる特定秘密文書の関連文書もチェックするなどして、本来、特定秘密に指定されるべき情報が意図的に外されていないかという観点からも実施すること。
- (2) 特定秘密に該当し得る情報を収集する過程において、意図せずこれと無関係の個人情報を入力してしまった場合には、個人情報保護の観点から、速やかかつ確実に廃棄することを含め、政府における厳格な対応指針を作成し、その周知徹底を図る等適切に対応すること。

## 3 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係

保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況につき、引き続き当審査会に報告すること。また、国会報告への継続的な記載を検討すること。

## 4 作成から30年を超える特定秘密文書関係

作成から30年を超える特定秘密文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものに係る個別具体的な理由の疎明に至っていない指定行政機関にあっては、速やかに対応すること。

## 5 適性評価関係

各行政機関の業務や特定秘密の保有件数等からみた適性評価の実施件数の適正性について、運用基準の見直しの時期にあわせ検証し、必要に応じて適宜適切な見直しを行うこと。

## 6 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監は、その職務の拡大を契機として、業務の充実を図り、情報保全監察室と公文書監察室との連携を強化することにより、実効的な特定秘密文書の検証・監察に努めること。なお、実効性の確保に向け、業務の増加に伴う体制強化に努めること。

7 当審査会への対応関係

当審査会からの説明要求に対し、指定行政機関、とりわけ外務省等サードパーティールールが適用される特定秘密を保有している機関は、審査会設置の趣旨を改めて確認の上、真摯に対応すること。

## 2 政府に対する意見の理由及び背景

### 1 運用基準の見直し関係

- (1) 本年 12 月に特定秘密保護法施行後 5 年となり、運用基準を見直す時期を迎えることから、これまで当審査会が指摘してきた以下の事項につき、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。
- ①特定秘密の名称に係る統一方針
  - ②行政文書が不存在の特定秘密関係
    - ・ いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件
    - ・ 指定管理簿への記載等記録に残すための措置
  - ③作成から 30 年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続き
  - ④独立公文書管理監の活動状況の審査会への報告
  - ⑤独立公文書管理監による検証・監察関係
    - ・ 各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務
    - ・ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務
    - ・ 保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス
- (2) 運用基準の見直しに当たり、(1) 以外の改正等を行おうとする場合には、当審査会に報告すること。また、運用基準の見直しのスケジュールが決まり次第、速やかに当審査会に報告すること。なお、(1)の②に関連し、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすること。

#### (理由及び背景)

特定秘密保護法の施行に当たり、閣議決定された運用基準においては、「特定秘密保護法の施行後 5 年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表する」<sup>44</sup>とされている。

国会の情報監視審査会は、特定秘密保護制度の運用に際し、我が国の安全保障に関する情報の秘匿の必要性に留意しつつ、国会の行政監視機能、ひいては国民の知る権利に資するとの観点から設置されたものである。運用基準は特定秘密保護制度の実際の運用における重要な指針であり、その見直しについては、当審査会としても重大な関心を持たざるを得ない。政府は、この点についても国会、とりわけ両院の情報監視審査会に対して十分な説明責任を果たす必要がある。

<sup>44</sup> 運用基準VI

このため、当審査会としては、これまでも審査会の場で適宜指摘を行うとともに、審査会意見においても検討を求めてきたところであり、既に平成30年12月6日の当審査会では、内閣情報調査室より、運用基準の見直しに当たっては審査会の意見も聴いていきたい旨の答弁があったところである。

本年12月に特定秘密保護法施行後5年の運用基準見直しの時期を迎えるにあたり、これまでの指摘事項の中でも、特に上に掲げた①～⑤の項目については、運用基準に盛り込む必要があると考える。政府においては、これらについての検討結果をまとめて当審査会に報告することを求めるものである。当該指摘事項の趣旨は以下のとおりである。

まず、①については、情報監視審査会の調査の端緒となる指定管理簿や指定書において各行政機関による特定秘密の内容を示す名称の付け方が平準化しているとは認められないことから、名称により容易に内容を想起できるようにするため、現在よりも詳細な分類かつ具体的な表記とし、そのうち行政機関横断的な事項についてある程度統一したものとすべきであること。

次に、②について、当審査会における調査により、特定秘密の指定がなされいながら、当該特定秘密が記載された行政文書が存在していない事例（行政文書不存在）があることが明らかになったが、当該指摘を受け、政府は事務連絡<sup>45</sup>を発出しており、当該事務連絡の内容については運用基準に盛り込むべきであること。これに関し、行政文書不存在の特定秘密がある場合には、指定管理簿等にその旨記載するなどの措置を講ずべきであること。

③については、特定秘密の指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長する場合には内閣の承認を得ることが求められる<sup>46</sup>ところ、既に作成から30年を超えている文書を特定秘密に指定し、保有する場合にも、同様の厳格な手続きを経るべきと思われること。

さらに、④及び⑤について、当審査会と独立公文書管理監の連携を深める観点から、同管理監の活動状況を当審査会へ報告するとともに、独立公文書管理監による特定秘密文書の廃棄に係る検証・監察をより実効的なものとするため、同管理監が行うべき活動等について可能な限り運用基準に明文化すべきであること。

加えて、見直しに向けた検討の結果、①～⑤以外のものを運用基準に盛り込む改正等を行おうとする場合にはその内容の詳細を、また、運用基準見直しの具体的なスケジュールが決定した際には当該スケジュールを、速やかに当審査会へ報告することも併せて求めるものである。

---

<sup>45</sup> 巻末 参考資料5(1)参照

<sup>46</sup> 特定秘密保護法第4条第4項

また、(2)のなお書き部分につき、政府からは、行政文書が不特定の特定秘密のうち、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、提供先の行政機関が文書を保有していなくても、当該特定秘密の情報提供元の行政機関において、当該特定秘密文書の正本・原本を保有し適切な管理を継続していれば、政府として漏えい等に関する立証に必要な対応も十分に可能であり、問題は生じない旨の説明があった。しかし、当審査会としては、特定秘密に限らず重要な情報は、従来から、文書にして管理するのが一般、また通例であり、特定秘密についても、今後、そのような扱いをするのが通例である旨の説明を受けている（平成 29 年 1 月 30 日 審査会）ことに加え、そもそも、特定秘密の指定・解除の法律上の権限は各行政機関にあるというのが制度の基本的な仕組みであることから、指定した行政機関がそれぞれ当該特定秘密に係る文書を保有すべきと考えており、問題なしとはしない。

以上を踏まえ、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、例えば、提供を受けた行政機関が文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすることを改めて求めるものである。

## 2 秘密指定の在り方関係

- (1) 特定秘密に指定される情報と特定秘密とはカテゴリーが異なる「極秘」「秘」等の秘密情報との違いが必ずしも明確ではないことから、実際の事例や情報を用いる等の方法により、具体的に説明すること。また、独立公文書管理監が検証・監察を行う際には、対象となる特定秘密文書の関連文書もチェックするなどして、本来、特定秘密に指定されるべき情報が意図的に外されていないかという観点からも実施すること。
- (2) 特定秘密に該当し得る情報を収集する過程において、意図せずこれと無関係の個人情報を入力してしまった場合には、個人情報保護の観点から、速やかかつ確実に廃棄することを含め、政府における厳格な対応指針を作成し、その周知徹底を図る等適切に対応すること。

### (理由及び背景)

当審査会の調査においては、管理・保全に関する業務量が多いことを理由に、本来であれば特定秘密に指定されるべき情報が「極秘」「秘」等にされているのではないかと懸念を指摘するとともに特定秘密に指定される情報と「極秘」「秘」等の秘密情報との違いについて説明を求めた。これに対し政府から、特定秘密は、特定秘密保護法に規定される「別表該当性」「非公知性」「特段の秘匿の必要性」の3要件に該当するか、秘密文書は、ガイドラインにおいて定められる要件<sup>47</sup>に該当するかで指定の要否を判断しており、

<sup>47</sup> ガイドラインにおいて、秘密文書は、秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書に該当する「極秘文書」及び極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、

両者は根拠法と要件が異なる旨の答弁を受けたところである。

当審査会としては、3要件の適用が恣意的になされる懸念もあり、また、両者の違いが必ずしも明確とはなっていないことから、具体的事案を用いる等の方法により、特定秘密と「極秘」「秘」等との指定の相違について政府が明確に説明することを求めるものである。また、独立公文書管理監に対し、上記の観点からの検証・監察の実施を併せて求めるものである。

なお、近年、外国の情報機関による個人情報網羅的な収集をはじめとし、政府機関における個人情報の取扱い方法に関する様々な問題が報道されている。これに関連し、指定行政機関が、特定秘密に該当する可能性のある情報を収集する過程において、意図するしないにかかわらず個人情報を取得する可能性があることから、そのような場合には、個人情報保護の観点から、速やか、かつ、確実に廃棄することを含め、政府において厳格な対応指針を作成し、その内容の周知徹底を図る等適切に対応することを求めるものである。

### 3 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係

保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況につき、引き続き当審査会に報告すること。また、国会報告への継続的な記載を検討すること。

#### (理由及び背景)

当審査会は特定秘密の指定の有効期間中にもかかわらず、当該特定秘密が記録されている文書が廃棄されている現状に鑑み、特定秘密文書の廃棄について強い関心を持ってきた。また、その廃棄に当たっては、特定秘密文書の保存期間が1年以上のものと1年未満のものとの間で取扱いを異にするものとなることから、とりわけ保存期間1年未満のもの取扱いについて、これまでも指摘を行ってきたところである。これらを受け、政府において、独立公文書管理監が保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察を行うこととするなど、一定の対応がなされたことは評価する。

政府における特定秘密文書の廃棄状況についての全体像を把握する目的で行った平成29年審査会意見により、保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況について、平成30年国会報告「6(2) 情報監視審査会による調査等への対応」中に記載されることとなり、この対応についても了とするものである。当審査会としては、昨今、政府における公文書管理の在り方に関する様々な問題が明らかとなり国民の関心が高まっていること、秘密保持の観点から特定秘密文書については特に慎重な管理が求められること、保存期間1年未満の特定秘密文書の管理が適正に行われているかを判断するには一定の期間にわたる継続的な調査が不可欠であること等から、保存期間1年未満の

---

関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書に該当する「秘文書」の2種類に区分し、指定するとされている。

特定秘密文書の廃棄状況につき、引き続き報告を行うとともに国会報告への継続的な記載を検討するよう求めるものである。

#### 4 作成から 30 年を超える特定秘密文書関係

作成から 30 年を超える特定秘密文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものに係る個別具体的な理由の疎明に至っていない指定行政機関にあっては、速やかに対応すること。

##### (理由及び背景)

特定秘密保護法において、特定秘密の指定の有効期間は、理由を示して内閣の承認を得ない限り、通算で 30 年を超えることはできないと規定されており、また、運用基準においては、指定の有効期間が通じて 30 年を超える特定秘密が記録された文書は、指定解除後、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとされている。一方で、同法施行以前に作成され、30 年を超える特定秘密が記載されている文書が存在するが、これらの文書については法施行時から特定秘密の指定の有効期間が開始されたものとされている。特定秘密保護法の対象は、文書ではなく情報であるものの、そもそも、特定秘密として保護される条件を考慮すれば、当該文書作成時において、既に指定されたものとみなすことが妥当であることから、作成から 30 年を経過したものは指定から 30 年を経過したものと同等のものとも考えられる。以上から、当審査会としては、当該文書を保有する行政機関に対し、概要を整理した上で報告するとともに、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とすることを検討するよう求めて来たところである。

当該文書を保有する警察庁、外務省及び防衛省から説明を受けたが、防衛省からは、作成から 30 年を超える特定秘密文書を 57 件保有していること及び行政文書の移管・廃棄の一般論としての考え方について説明があったものの、保存期間満了時の措置に対する再検証の結果については個別具体的な説明はなかったため、改めて、同省に対し、作成から 30 年を超える特定秘密文書のうち、保存期間満了時の措置の再検証の結果について説明を求めるとともに、仮に廃棄としたものがあれば、その理由を併せて説明することを求めるものである。

#### 5 適性評価関係

各行政機関の業務や特定秘密の保有件数等からみた適性評価の実施件数の適正性について、運用基準の見直しの時期にあわせ検証し、必要に応じて適宜適切な見直しを行うこと。

##### (理由及び背景)

特定秘密保護法の施行から 5 年目を迎え、特定秘密の取扱い業務を行うことができる者は、総計で 12 万人を超え（平成 29 年末時点）、適性評価の実施

件数は、年間1万8千件以上（平成29年中）となっている。このような現状に対し、当審査会において、適性評価の実施件数について、対象者が多過ぎるのではないかと懸念を示してきたが、これに関し、防衛省からは、見直しに努め、平成29年は特定秘密の取扱者数を約2千名削減したとする旨の答弁があったところであり、こうした取組について一定の評価をしたい。

一方で、適性評価は、個人のプライバシーを深く調査するものであり、評価実施の拒否等の権利は付与されているものの、その実施については慎重にすべきと考える。また、本来、特定秘密を取扱う者は限定される必要があると考えられ、取扱可能者を安易に拡大することは、特定秘密保護制度の根幹を揺るがす懸念も生じる。については、法施行5年を迎えるに当たり、各行政機関においては、業務に対する取扱者数の適正性をまず確認するとともに、運用基準の見直しの時期にあわせ、適性評価の実施件数についても検証し、必要に応じて見直しを行っていくことを求めるものである。

## 6 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監は、その職務の拡大を契機として、業務の充実を図り、情報保全監察室と公文書監察室との連携を強化することにより、実効的な特定秘密文書の検証・監察に努めること。なお、実効性の確保に向け、業務の増加に伴う体制強化に努めること。

### （理由及び背景）

昨今の公文書の隠蔽、改ざんといった公文書にまつわる諸問題が相次いで発覚したことを受け、平成30年9月3日、公文書全般を監視する「公文書監察室」が設置され、独立公文書管理監がその長を兼務することとなった。

当審査会としては、今回の職務拡大の機会を捉え、独立公文書管理監が、情報保全監察及び公文書監察両室の室長となる利点を生かした実効的な特定秘密文書の検証・監察に努めることを求めるものである。

また、独立公文書管理監は、当審査会の指摘に基づき、「特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか」についての検証・監察を行うこととなった。こうした業務の増嵩に伴い、現実的な体制強化に努めることを求めるものである。

## 7 当審査会への対応関係

当審査会からの説明要求に対し、指定行政機関、とりわけ外務省等サードパーティールールが適用される特定秘密を保有している機関は、審査会設置の趣旨を改めて確認の上、真摯に対応すること。

### （理由及び背景）

当審査会への政府の対応については、審査会の発足後4年が経過し、一定

の緊張感を確保しながらも信頼関係が徐々に醸成されつつあると考えており、当審査会へ真摯な対応に努めている行政機関があることは評価しているところである。

一方、当審査会からの説明要求に対し、外務省からは、同省が指定する安全保障に係る我が国政府と外国の政府との協議や協力関係に関する特定秘密<sup>48</sup>について明らかになれば、信頼関係及び協力関係が大きく損なわれ、我が国の安全保障に著しい支障を与えるという趣旨の答弁があった。

いわゆるサードパーティールールが適用されることとなる外国の政府等から提供を受けた情報等は、当該情報を管理する部局以外に提供されることによって当該国との信頼関係が毀損されるおそれがあり、当該情報の具体的内容を明らかにすることについて慎重に対応する必要があることは、当審査会としても十分理解しているところである。そのため、衆議院は、当審査会で調査を行うに当たり、特定秘密保護法の趣旨も踏まえ、特定秘密等を他に漏らさない旨の委員の宣誓、会議の原則非公開等必要な保護措置<sup>49</sup>を講じている。こうしたことを踏まえると、外務省からの発言は、あたかも当審査会での発言が、公になることを前提としているとも受け取れ、問題なしとはしない。

衆議院情報監視審査会としては、各行政機関が審査会において丁寧に説明することにより、国会の信頼、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼が得られることにつながるものと認識している。このような趣旨から、当審査会が政府との信頼関係構築のための努力を継続することは当然であるが、各行政機関においても、改めて当審査会設置の趣旨を確認した上で、当審査会へ真摯に対応することを強く求めるものである。

---

<sup>48</sup> 本報告書「第2、2 平成29年『政府に対する意見』（審査会意見）への政府の対応状況、(6) 外務省及び経済産業省の指定する特定秘密関係、イ」参照

<sup>49</sup> 本報告書「第1 調査及び審査の経過、1 情報監視審査会について、(3) 情報監視審査会の保護措置」参照



## 參考資料

1	関係法規	137
	(1) 国会法（昭和22年4月30日法律第79号）（抄）	137
	(2) 衆議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄）	141
	(3) 衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）	142
	(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）	147
	(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を 図るための基準（平成26年10月14日）（抄）	149
2	国会報告	
	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」 （平成30年5月18日閣議決定）（抜粋）	151
3	各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（平成30年12月末現在） （内閣官房HP）	180
4	独立公文書管理監報告	
	「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」（平成30年6月22 日内閣総理大臣報告）（抜粋）	183
5	内閣情報調査室から発出した事務連絡の内容（当審査会からの指摘に基づくもの）	201
	(1) 行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方につ いて（通知）（平成29年11月8日）	201
	(2) 内閣府独立公文書管理監による「特定秘密である情報を記録する保存期間1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか」 の検証・監察について（通知）（平成30年7月27日）	202
6	提示を受けた特定秘密一覧	205
7	会長及び委員一覧	206
8	参考人一覧	208
9	活動経過一覧表	209

## 1 関係法規

### (1) 国会法（昭和 22 年 4 月 30 日法律第 79 号）（抄）

〔情報監視審査会の設置〕

**第 102 条の 13** 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第 104 条第 1 項（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

〔調査のための報告〕

**第 102 条の 14** 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第 19 条の規定による報告を受ける。

〔特定秘密の提出〕

**第 102 条の 15** 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第 104 条の 3 までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 15 第 1 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 15 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3 行政機関の長が第 1 項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

4 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

5 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

〔勧告〕

**第 102 条の 16** 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

〔審査〕

**第 102 条の 17** 情報監視審査会は、第 104 条の 2（第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

2 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

3 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 17 第 2 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 17 第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

4 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が第 2 項の求めに応じない場合について準用する。

5 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

6 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第 5 項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

7 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

〔事務を行う者の制限〕

**第 102 条の 18** 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をい

う。)においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

〔特定秘密の利用又は知ることができる者の範囲〕

**第 102 条の 19** 第 102 条の 15 及び第 102 条の 17 の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

〔準用規定〕

**第 102 条の 20** 情報監視審査会については、第 69 条から第 72 条まで及び第 104 条の規定を準用する。

〔情報監視審査会に関する事項〕

**第 102 条の 21** この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

〔官公署等に対する報告及び記録の提出要求〕

**第 104 条** 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

〔審査の要請〕

**第 104 条の 2** 各議院又は各議院の委員会が前条第 1 項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第 2 項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第 3 項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

〔特定秘密を含む報告等の利用又は知ることができる者の範囲〕

**第 104 条の 3** 第 104 条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

附 則（抄）

（国会法等の一部を改正する法律（1条））（平成26年法律第86号）

〔施行期日〕

- 1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の施行の日から施行する。ただし、第3条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

〔準備行為〕

- 2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

〔検討〕

- 3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (2) 衆議院規則（昭和 22 年 6 月 28 日議決）（抄）

〔委員による特定秘密の閲覧〕

**第 56 条の 5** 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔秘密を漏らした者に対する懲罰〕

**第 234 条の 2** 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。

2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

〔議員による特定秘密の閲覧〕

**第 256 条の 2** 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

### (3) 衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）

〔設置の趣旨〕

**第 1 条** 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

〔委員数〕

**第 2 条** 情報監視審査会は、8 人の委員で組織する。

〔委員〕

**第 3 条** 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

**第 4 条** 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第 17 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

**第 5 条** 委員に選任された者は、正当な理由がなければ、その任を辞することができない。

2 委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を経由して、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

3 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

**第 6 条** 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

〔会長〕

**第 7 条** 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 衆議院規則第 101 条及び第 102 条の規定は、会長について準用する。

**第 8 条** 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表

する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

〔開会〕

**第9条** 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。

**第10条** 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第67条第2項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。

〔情報監視審査室〕

**第11条** 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

〔定足数〕

**第12条** 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

〔表決〕

**第13条** 情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

〔審査〕

**第14条** 情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

〔委員の発言〕

**第15条** 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

〔議長及び副議長の出席及び発言〕

**第16条** 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

〔審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言〕

**第17条** 情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1

人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事1人」と、「委員長（常任委員長を除く。）及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、衆議院規則第101条第2項及び第3項の規定を準用する。

〔特定秘密を利用し又は知ることができる者の範囲〕

**第18条** 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

〔委員の派遣〕

**第19条** 情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

〔特定秘密の提出又は提示〕

**第20条** 情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。

〔勧告〕

**第21条** 情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。

- 2 情報監視審査会は、議長を経由して、国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。

〔報告書の提出〕

**第22条** 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

- 2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

- 3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

〔会議の秩序保持〕

**第23条** 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

〔休憩及び散会〕

**第24条** 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

〔懲罰事犯の報告等〕

**第25条** 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めるときは、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

- 2 衆議院規則第235条の規定は、情報監視審査会における懲罰事犯について準用する。

〔傍聴〕

**第 26 条** 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとするができる。

〔特定秘密の保管〕

**第 27 条** 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会（会長が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

〔特定秘密の閲覧〕

**第 28 条** 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔会議録〕

**第 29 条** 情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。

2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

3 会議録は、これを印刷して配付することをしない。

4 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第 23 条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

**第 30 条** 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

3 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯の報告等〕

**第 31 条** 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2 衆議院規則第 235 条の規定は、前項の懲罰事犯について準用する。

〔事務局〕

**第 32 条** 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長 1 人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

**第 33 条** 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

〔準用〕

**第 34 条** 衆議院規則第 41 条、第 45 条の 2、第 45 条の 3、第 47 条の 2、第 51 条、第 52 条、第 56 条、第 70 条、第 85 条の 2 及び第 234 条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附 則

〔施行期日〕

- 1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）の施行の日〔平成 26 年 12 月 10 日〕から施行する。

〔衆議院政治倫理審査会規程の一部改正〕

- 2 衆議院政治倫理審査会規程（昭和 60 年 6 月 25 日議決）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「若しくは憲法調査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

#### (4) 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

〔その他公益上の必要による特定秘密の提供〕

**第 10 条** 第 4 条第 5 項、第 6 条から前条まで及び第 18 条第 4 項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第 4 号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第 10 条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの

〔ロ 省略〕

〔第 2 号以下 省略〕

〔第 2 項以下 省略〕

〔特定秘密の指定等の運用基準等〕

**第 18 条** 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第一項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かななければならない。

〔第 4 項 省略〕

〔国会への報告等〕

**第 19 条** 政府は、毎年、前条第 3 項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

〔国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方〕

**第 10 条** 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用する

ものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日）（抄）

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

5 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

ア 行政機関の長は、毎年 1 回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去 1 年に新たに指定をした特定秘密の件数（Ⅱ 1 (1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。）

(イ) 過去 1 年に指定の有効期間の延長をした件数

(ウ) 過去 1 年に指定を解除した件数

(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に国立公文書館等に移管した件数

(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に廃棄した件数

(カ) 過去 1 年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(キ) 過去 1 年に処理した 4 (2)ア(ア)の通報の件数

(ク) 過去 1 年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ケ)及び(コ)において同じ。）

(ケ) 過去 1 年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第 12 条第 3 項の同意をしなかった件数

(コ) 過去 1 年に申出のあった特定秘密保護法第 14 条の苦情の件数

(サ) 過去 1 年に行った適性評価に関する改善事例

(シ) その他参考となる事項

イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年 1 回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2) 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年 1 回、(1)エの状況を特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

### (3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

### 6 その他の遵守すべき事項

(1) 2、3(1)イ、4(2)イ(エ)又は5(1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣保全監視委員会又は内閣府独立公文書管理監は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 内閣保全監視委員会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(3) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

## VI 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、定期的に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。なお、特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合には、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

## 2 国会報告

### 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」 (平成30年5月18日閣議決定)(抜粋)

平成30年 5月

#### 1 報告の趣旨

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第19条では、政府は、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。この報告及び公表に当たっては、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者\*1の意見（特定秘密保護法第18条第2項及び第3項）を付することとされている。本報告は、これらの規定に従い行うものである。

#### 2 対象期間

本報告の対象期間は、平成29年1月1日から12月31日までの間（以下「対象期間」という。）である。

#### 3 指定権限を有する行政機関

##### (1) 指定の要件と指定権限を有する行政機関

特定秘密保護法第3条第1項の規定により、「行政機関」の長は、

- ① 特定秘密保護法別表に掲げる事項に該当する。
- ② 公になっていない。
- ③ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である。

という3要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされている\*2。これを受けて、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）では、特定秘密保護法別表の各事項の内容を更に限定・細分化した細目を定めている。

ここでいう「行政機関」（特定秘密保護法第2条に定義されているもの）に該当する機関は、対象期間末（平成29年12月31日）時点で67機関あるが\*3、各機関における指定の見込み等を踏まえ、指定を行わない機関を政令（特定秘密の保護に関する法律施行令

---

\*1 内閣総理大臣がこれら各分野の外部の有識者の意見を聴く場として、「情報保全諮問会議」が開催されており、本報告に際し、第7回会議が平成30年4月23日に開催された。情報保全諮問会議については資料1参照。

また、平成30年1月17日、同会議の構成員は全員再任された。同日時点における構成員一覧は資料2のとおり。  
\*2 特定秘密の指定の対象は、個々の文書ではなく、情報である。特定秘密が記録された行政文書の件数は、特定秘密ごとに異なる。

\*3 67機関の内訳は、資料3のとおり。本報告において、検察庁については、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁をまとめて1機関としている。

(平成26年政令第336号。以下「施行令」という。)) で定めることとされており(特定秘密保護法第3条第1項ただし書)、その結果、対象期間末時点では、特定秘密の指定権限を有する行政機関は、表1に掲げる20機関に限定されている(施行令第3条)。対象期間中、その増減はなかった。

表1 特定秘密の指定権限を有する行政機関(平成29年12月31日時点)

国家安全保障会議	消防庁	経済産業省
内閣官房	法務省	資源エネルギー庁
内閣府	公安審査委員会	海上保安庁
国家公安委員会	公安調査庁	原子力規制委員会
警察庁	外務省	防衛省
金融庁	財務省	防衛装備庁
総務省	厚生労働省	

## (2) 特定秘密管理者

運用基準において、行政機関の長は、施行令第12条第1項第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する部局の長等を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な措置を講じさせるものとされている(運用基準Ⅱ2)\*4。

特定秘密の指定権限を有する20の行政機関のうち、対象期間末時点において特定秘密管理者として指名されている者の数は、計375人であった\*5。

## 4 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

### (1) 特定秘密の指定の状況

#### ア 政府全体の指定の状況

特定秘密の指定権限を有する20の行政機関のうち、対象期間中に特定秘密を指定したのは8機関であった。

これらにより同期間中に指定された特定秘密の件数は、政府全体で計39件であった。行政機関別の内訳は表2のとおりである。

\*4 特定秘密を指定している行政機関に限らず、特定秘密の提供を受けた行政機関や都道府県警察においても、施行令第13条又は第18条の規定に基づき、特定秘密の保護に関する業務を管理する者が置かれている。

\*5 そのうち、指定に係る特定秘密管理者(各行政機関の長が指定した特定秘密を主管する部局の長等)の数は23人であった。内訳は、資料4のとおり。

各行政機関ごとの指定件数を見ると、指定をした8の行政機関のうち、対象期間中の指定件数が最も多かったのは防衛省であり、その数は19件であった。次いで、内閣官房（7件）、警察庁（5件）、公安調査庁（4件）となっている。

表2 平成29年中の各行政機関の指定件数

行政機関名	件数
国家安全保障会議	1
内閣官房	7
警察庁	5
総務省	1
公安調査庁	4
外務省	1
海上保安庁	1
防衛省	19
<b>合計</b>	<b>39</b>

対象期間中における政府全体の総指定件数39件のうち、毎年作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される情報について、年単位等で期間を区切って指定したものは33件である\*6。

## イ 事項別の指定の状況

### (7) 法別表の分野別の指定の状況

特定秘密となり得る事項を分野別に列挙した特定秘密保護法の別表は、防衛に関する事項を掲げた第1号、外交に関する事項を掲げた第2号、特定有害活動の防止に関する事項を掲げた第3号及びテロリズムの防止に関する事項を掲げた第4号がある。

対象期間中に指定された特定秘密について、これら4分野のうちどの分野に該当するとされたものが多いかを見ると（指定された特定秘密ごとに示されている、最も関連性の高い「事項の細目」（運用基準Ⅱ 1 (1)）により分類）、最も多い分野

\*6 このような情報については、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとされている（運用基準Ⅱ 3 (3)）。例えば、内閣官房において、内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報等は年で期間を区切って指定されている。

は第1号で19件であり、次いで第2号が11件、第3号が5件、第4号は4件であった（表3参照）。

表3 平成29年中の特定秘密の指定状況と該当分野

行政機関名	指定件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動 防止関連)	第4号 (テロリズム 防止関連)
国家安全保障会議	1		1		
内閣官房	7		7		
警察庁	5			2	3
総務省	1		1		
公安調査庁	4			3	1
外務省	1		1		
海上保安庁	1		1		
防衛省	19	19			
合計	39	19	11	5	4

(イ) 運用基準の「事項の細目」別の指定の状況

特定秘密の指定の3要件（3(1)参照）のうち、別表該当性についての判断は、運用基準に示された55の「事項の細目」に該当するかどうかにより行うこととされている。対象期間中に各行政機関が指定した特定秘密の「事項の細目」別の内訳は、資料5\*7のとおりである。

ウ 対象期間中における各行政機関の指定の状況\*8

(7) 国家安全保障会議（1件）

国家安全保障会議では、対象期間中、平成29年中に開催した国家安全保障会議の議論の結論に関する情報（2-①）を1件、特定秘密として指定した。

\*7 各行政機関が特定秘密の指定を行う際は、どの「事項の細目」に該当するかを明らかにしている。特定秘密に指定しようとする情報が複数の「事項の細目」に該当する場合は、最も関連性の高い「事項の細目」を1項目示した上、併せて、関連のあるその他の「事項の細目」も明らかにしている。資料5においては、最も関連性の高い「事項の細目」の内訳を示しており、対象期間中における特定秘密の指定件数を内数で括弧内に記した。

\*8 括弧内に記載されている番号は、資料5における「番号」と対応する。

(イ) 内閣官房（7件）

内閣官房では、対象期間中、①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報（2-①）を1件、②平成29年中に決定された内閣情報調査室と外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2-⑤）を1件、③平成29年中に内閣情報調査室が行った外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2-⑭）を1件、④平成30年中における内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（2-⑯）を1件、⑤情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報（2-⑰）を1件、⑥平成29年中における内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報（2-⑱）を2件、特定秘密として指定し、総件数は7件であった。

(ロ) 警察庁（5件）

警察庁では、対象期間中、①平成29年中に収集・分析により得られた、特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報（3-⑥）を1件、②平成29年中に行った外国の政府等との情報協力業務に関する情報（3-⑦）を1件、③平成29年中に策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（4-①）を1件、④平成29年中に収集・分析により得られた、テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（4-⑤）を2件、特定秘密として指定し、総件数は5件であった。

(ハ) 総務省（1件）

総務省では、対象期間中、在日米軍が使用する周波数に関する情報（2-⑤）を1件、特定秘密として指定した。

(ニ) 公安調査庁（4件）

公安調査庁では、対象期間中、①平成29年中に収集・分析により得られた、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報（3-⑥）を1件、②平成29年中に特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（3-⑦）を1件、③平成29年中における人的情報収集に関する情報（3-⑨）を1件、④平成29年中にテロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（4-⑥）を1件、特定秘密として指定し、総件数は4件であった。

(ホ) 外務省（1件）

外務省では、対象期間中、平成29年中に外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報（2-⑭）を1件、特定秘密として指定した。

(ヘ) 海上保安庁（1件）

海上保安庁では、対象期間中、平成29年中に行った外国の政府との情報協力業務に関する情報（2-⑭）を1件、特定秘密として指定した。

#### (ク) 防衛省（19件）

防衛省では、対象期間中、①平成29年度中に自ら収集した電波情報等の情報（1-⑤）を9件、②平成29年度中に外国の政府等（外国軍隊を含む。）から提供された電波情報等の情報（1-⑥）を6件、③平成29年度中に作成した外国軍隊等の組織を見積もった情報（1-⑦）を1件、④平成29年度中に外国の政府（外国軍隊を含む。）から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報（1-⑧）を1件、⑤平成29年度中における防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り（分析評価又は予測）等に関する情報（1-⑨）を2件、特定秘密として指定し、総件数は19件であった。

### (2) 特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の状況\*9

#### ア 指定の解除の状況

特定秘密保護法では、指定の要件が充足されているかどうかを定期的に確認し、要件を欠くに至った場合は速やかに指定を解除することができるよう、指定に際しては5年以内の有効期間を定めるものとされており（特定秘密保護法第4条第1項）、指定の要件を欠くに至った場合は、有効期間内であっても、指定を解除するものとされている（同条第7項）。

対象期間中に特定秘密の指定を解除した件数は9件であった。外務省では、日韓E E Z交渉の方針及び結果に関する情報（2-②）1件、竹島問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報（2-②）1件並びに東シナ海資源開発に関する交渉及び協力の方針等に関する情報（2-③）1件について、防衛省では、旧防衛秘密\*10のうち電波情報、画像情報等に関する情報1件について、それぞれ特定秘密の指定を解除した。これら4件の特定秘密については、各行政機関において特定秘密に該当する情報を入手する可能性があり、かつ、当該情報が出現した段階で的確に保護する必要があると判断し、あらかじめ特定秘密として指定したものの、当該情報が出現しなかったため指定を解除するに至ったものである。

また、防衛省では、旧防衛秘密のうち自衛隊の運用計画等に関する情報5件について特定秘密の指定を解除した。これらの特定秘密については、時の経過や情勢の変化により、もはやその漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあると

\*9 括弧内に記載されている番号については、脚注8参照。

\*10 特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。

までは言えず、特定秘密として保護すべき程の特段の秘匿の必要性がなくなったとして、指定を解除したものである。

以上のほか、内閣官房では、内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報（２－⑯）１件について、警察庁では、テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（４－⑤）１件について、外務省では、外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報（２－⑭）１件について、防衛省では、自ら収集した電波情報等の情報（１－⑤）１件及び外国の政府等から提供された電波情報等の情報（１－⑥）１件について、指定の一部を解除<sup>\*11</sup>した。

## イ 指定の理由の点検

運用基準において、行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めるときには、速やかに指定を解除するものとされている（運用基準Ⅲ 2 (1)）。施行令第12条第1項の規定に基づき定める特定秘密を適切に保護するための措置の実施に関する規程（以下「保護規程」という。）において、特定秘密の指定の理由の点検は少なくとも年1回以上行うこととされている。

対象期間中に、特定秘密を指定している11の行政機関において、個々の指定について、例えば、指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化していないかなどといった観点から指定の理由の点検を実施し、防衛省では、自ら収集した電波情報等の情報（１－⑤）１件について指定の一部を解除した（ア参照）。行政機関別の点検状況は資料6のとおりである。

なお、特定秘密を保有する16の行政機関では、指定の理由の点検のほか、保護規程に基づく特定秘密の保護の状況に関する定期検査を実施し、内閣官房及び公安調査庁では、特定秘密文書等管理簿の表記上の誤りを補正するなどした。行政機関別の検査状況は資料7のとおりである。

## ウ 指定の有効期間の満了及び延長の状況

特定秘密保護法では、有効期間満了時にも要件を満たしている場合は、有効期間を延長するものとされている（特定秘密保護法第4条第2項）。

有効期間が満了した件数及び有効期間を延長した件数は、いずれも0件であった。

---

\*11 指定された特定秘密の一部を特定秘密として取り扱うことを要しなくなった場合には、行政機関の長は、特定秘密保護法第4条第7項の規定に基づき、当該特定秘密の指定の一部を解除している。

### (3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況

特定秘密である情報又は特定秘密であった情報が記録された行政文書についても、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）の規定が適用される。よって、行政文書の保存期間満了時には、同法に基づき移管又は廃棄される。

対象期間中、以前に特定秘密であった情報が記録された行政文書及びそれをまとめたファイルであって行政文書ファイル管理簿に記載されているもの（特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等）を同法に基づき国立公文書館その他の施設に移管した件数、それらを廃棄した件数並びに現に特定秘密である情報が記録された行政文書及びそれをまとめたファイルであって行政文書ファイル管理簿に記載されているもの（以下「特定行政文書ファイル等」という。）\*12を廃棄した件数は、いずれも0件であった。なお、対象期間中、緊急廃棄\*13された文書の件数も0件であった。

### (4) 運用基準に基づく通報の状況

運用基準において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は特定秘密を知得した者は、特定秘密保護法や運用基準に従っていない事例を認めた場合、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている（運用基準V 4(1)）\*14。

対象期間中、運用基準に基づいて各行政機関の長が設置した通報窓口で処理された特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報の件数は0件であった。

### (5) 適性評価の実施の状況

#### ア 適性評価の実施件数

特定秘密保護法では、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関及び都道府県警察の職員（以下「行政機関の職員等」という。）並びに物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置している

---

\*12 公文書管理法において、行政機関の長は、行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めるものとされているところ（同法第5条第5項）、対象期間末時点において、全ての特定行政文書ファイル等について保存期間が満了したときの措置が定められている。

\*13 特定秘密である情報が記録された文書、図画、物件等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕などの方法による当該文書等の廃棄をいう（施行令第12条第1項第10号）。

\*14 特定秘密を指定している11の行政機関においては、職員に対する特定秘密の保護に関する教育を実施する際などの機会に通報の制度及びその方法を周知している。

ことその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）の従業者について、各行政機関において、その漏えいのおそれの有無に関する評価（適性評価）を実施し、そのおそれがないと認められた者に限って当該業務を行わせることとされている（特定秘密保護法第11条及び第12条）。

対象期間中に適性評価を実施したのは24機関であった\*15。

これらの行政機関が同期間中に適性評価を実施した件数は、全体で18,007件であり、その内訳は、行政機関の職員等への実施件数が17,313件、適合事業者の従業者への実施件数が694件であった\*16。行政機関別の内訳は表4のとおりである。

適性評価を実施した24の行政機関のうち、対象期間中の実施件数が最も多かったのは、防衛省（15,051件）であった。次いで、警察庁（916件）\*17、内閣官房（570件）、防衛装備庁（453件）、外務省（386件）となっている。対象期間中に実施した適性評価のうち、2件（職員）については、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった\*18。

---

\*15 適性評価を実施した件数とは、適性評価を実施し、その結果を評価対象者に通知した件数のことをいう。

なお、適性評価を実施するのは、特定秘密を指定している行政機関に限られず、特定秘密保護法第6条第1項又は第7条第1項の規定により特定秘密の提供を受ける行政機関も含まれる。

\*16 適性評価の対象となり、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が、適性評価を実施した行政機関以外の行政機関の職員となり、そこでも特定秘密の取扱いの業務を行う場合、再び適性評価を受けることになる。この場合における適性評価の実施件数については、各行政機関においてそれぞれ件数を計上した。

\*17 都道府県警察が実施した分も含む。

\*18 特定秘密保護法第13条第4項の規定に基づき、当該行政機関の長は、あらかじめ特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった理由の通知を希望しない旨を申し出た1名を除き、評価対象者に対し当該理由を通知した。

表4 平成29年中の各行政機関の適性評価の実施件数

行政機関名	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計
内閣官房	285	285	570
内閣法制局	2	0	2
内閣府	65	0	65
警察庁	916	0	916
警察庁	182	0	182
都道府県警察	734	0	734
総務省	17	0	17
消防庁	18	0	18
法務省	16	0	16
公安審査委員会	1	0	1
公安調査庁	57	0	57
外務省	382	4	386
財務省	67	0	67
文部科学省	13	17	30
厚生労働省	15	0	15
農林水産省	31	0	31
水産庁	35	0	35
経済産業省	39	0	39
資源エネルギー庁	12	0	12
国土交通省	32	0	32
気象庁	10	0	10
海上保安庁	150	0	150
環境省	6	0	6
原子力規制委員会	28	0	28
防衛省	14,895	156	15,051
防衛装備庁	221	232	453
<b>合計</b>	<b>17,313</b>	<b>694</b>	<b>18,007</b>

## イ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数

特定秘密保護法では、適性評価の実施に当たり、

- ① 第12条第2項各号に掲げる事項\*19について調査を行うこと。
- ② ①の調査を行うため必要な範囲において、職員に本人や関係者に質問させ、若しくは本人に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して報告を求めることがあること。
- ③ 評価対象者が同条第1項第3号に該当する者\*20として適性評価を実施しようとする場合は、その旨を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとされており（特定秘密保護法第12条第3項）、評価対象者が同意しない限り、行政機関は適性評価を実施することはできない。

対象期間中、適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は、政府全体で3件であった。その内訳は、外務省が1件（職員）、資源エネルギー庁が1件（職員）、防衛省が1件（職員）であった。

なお、運用基準において、特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、「適性評価の実施についての同意の取下書」の提出により、取り下げることができるものとされている（運用基準IV 4(4)）。

対象期間中、適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数は、政府全体で0件であった。

## ウ 対象期間中に申出のあった苦情の状況

特定秘密保護法では、第13条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができるものとされている（特定秘密保護法第14条）。

対象期間中に申出のあった苦情の件数は、政府全体で0件であった。

## エ 適性評価に関する改善事例

運用基準において、行政機関の長は、毎年1回、過去1年に行った適性評価に関する

---

\*19 特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、薬物の濫用及び影響に関する事項、精神疾患に関する事項、飲酒についての節度に関する事項並びに信用状態その他の経済的な状況に関する事項を指す。

\*20 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情のあるものを指す。

る改善事例を内閣保全監視委員会\*21に報告するものとされている（運用基準V 5 (1)ア(㉞)）。

対象期間中、適性評価に関する改善事例の報告はなかった。

## 5 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

### (1) 特定秘密の指定の状況

#### ア 政府全体の指定の状況

前述の特定秘密の指定権限を有する20の行政機関のうち、対象期間末時点において特定秘密を指定しているのは11機関であった。

これらにより対象期間末時点において指定されている特定秘密の件数は、前回報告した平成28年12月31日時点における件数487件に、対象期間中に指定された39件が加わった一方、対象期間中に指定が解除された9件が除かれたことから、政府全体で計517件であった。行政機関別の内訳は表5のとおりである。

行政機関ごとの件数を見ると、特定秘密を指定している11の行政機関のうち、対象期間末時点における件数が最も多かったのは防衛省であり、その数は302件\*22であった。次いで、内閣官房（73件）、外務省（37件）、警察庁（34件）となっている。

---

\*21 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置し、同委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理するものとされている（運用基準V 1 (2)）。内閣保全監視委員会の構成等については、資料8のとおり。

\*22 経過措置（脚注10参照）の適用により、特定秘密保護法の施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされたものは246件（「事項の細目」ごとの内訳は資料9のとおり。）であったが、対象期間中にこのうち6件について指定が解除（4(2)ア参照）されたため、対象期間末時点では240件となっている。本報告では、便宜上、この経過措置が適用された旧防衛秘密についても指定件数として計上しており、表5に掲げた防衛省の「指定件数」302件には、旧防衛秘密の240件が含まれている。

表5 各行政機関において指定されている特定秘密の件数（平成29年12月31日時点）

行政機関名	平成27年末時点	平成28年末時点	平成29年末時点
国家安全保障会議	2	3	4
内閣官房	57	66	73
内閣府	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0
警察庁	24	29	34
金融庁	0	0	0
総務省	3	5	6
消防庁	0	0	0
法務省	1	1	1
公安審査委員会	0	0	0
公安調査庁	12	16	20
外務省	38	39	37
財務省	0	0	0
厚生労働省	0	0	0
経済産業省	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0
海上保安庁	16	17	18
原子力規制委員会	0	0	0
防衛省	270	289	302
防衛装備庁	16	18	18
<b>合計</b>	<b>443</b>	<b>487</b>	<b>517</b>

## イ 事項別の指定の状況

### (ア) 法別表の分野別の指定の状況

対象期間末時点において指定されている特定秘密について、前述の4分野（4(1)イ(ア)参照）のうちどの分野に該当するとされたものが多いかを見ると、最も多い分野は第1号で320件、次いで第2号が146件、第3号が32件、第4号が19件であった（表6参照）。

表6 特定秘密の指定状況と該当分野（平成29年12月31日時点）

行政機関名	指定 件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動 防止関連)	第4号 (テロリズム 防止関連)
国家安全保障会議	4		4		
内閣官房	73		72		1
警察庁	34			22	12
総務省	6		6		
法務省	1		1		
公安調査庁	20		6	10	4
外務省	37		35		2
経済産業省	4		4		
海上保安庁	18		18		
防衛省	302	302			
防衛装備庁	18	18			
合計	517	320	146	32	19

(イ) 運用基準の「事項の細目」別の指定の状況

対象期間末時点に各行政機関において指定されている特定秘密の「事項の細目」別の内訳は、資料5のとおりである。

ウ 情報の類型別の指定の状況

対象期間末時点において指定されている特定秘密について類型別に見ると、暗号に関する情報が多く指定されており、政府全体の総指定件数517件のうち、119件が該当する。この中には、情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関連する情報24件が含まれる。

また、情報収集衛星に関連する情報も多く指定されており、91件が該当する。この中には、情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関連する情報24件が含まれる。

さらに、武器等の仕様、性能等に関連する情報も多く指定されており、72件が該当する。

これら3類型の情報の指定件数を合わせると計258件となる（重複する24件を除いている。）。

## エ 指定の有効期間別の件数

特定秘密保護法では、特定秘密の指定をするときは、5年以内の有効期間を定めるものとされており（特定秘密保護法第4条第1項）、また、運用基準において、行政機関の長は、指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとされている（運用基準Ⅱ4(1)）。

対象期間末時点において政府全体で指定されている特定秘密517件のうち、5年の有効期間が設定されたものが511件であった。他方、3年の有効期間が設定されたものが4件あったほか、有効期間が満了する年月日を平成31年12月9日とするために3年3月23日の有効期間が設定されたものが2件あった\*23。

## オ 指定を解除すべき条件の設定の状況

運用基準において、特定秘密指定書（以下「指定書」という。）\*24における対象情報の記述は、必要に応じ、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにし、また、特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとされている（運用基準Ⅱ3(3)及び(4)）。

対象期間末時点において政府全体で指定されている特定秘密517件のうち、指定を解除すべき条件を設定しているのは、174件であった\*25。

なお、指定後に、一定の条件が生じた場合、手続を経て指定の対象となる情報の一部を特定秘密として取り扱わなくなる旨指定書に記載されている特定秘密がある。内

---

\*23 3年の有効期間を設定したのはいずれも海上保安庁であり、その特定秘密の内容は、外国の政府との情報協力業務に関する情報（2-⑭）であった。他方、3年3月23日の有効期間を設定したのはいずれも防衛省であり、その特定秘密の内容は画像情報の収集に関する情報（1-⑤）であったが、既存の特定秘密1件と関連する情報であったため、その有効期間（注：平成31年12月9日）と合わせるために、日単位での有効期間を設定したものである。

\*24 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている（運用基準Ⅱ3(2)）。

\*25 内閣官房及び防衛省では、暗号に関する情報111件について、当該暗号の運用を終了し、かつ、他の運用中の暗号を推察されるおそれなくなった場合を指定を解除すべき条件として設定している。警察庁、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省及び防衛省では、内閣官房から特定秘密保護法施行前に特別管理秘密として提供を受けていた衛星画像等であって、特定秘密として指定している情報57件について、内閣官房における特定秘密の指定の有効期間が満了したとき又は指定が解除されたときを指定を解除すべき条件として設定している。総務省では、在日米軍が使用する周波数に関する情報6件について、在日米軍より、特段の扱いを求められなくなったときを指定を解除すべき条件として設定している。

閣官房においては、このような特定秘密が24件ある。例えば、内閣衛星情報センターが保有する情報収集衛星の識別能力に関する画像情報については、原画像の画素を結合させることなどにより識別能力を正確に察知され得ないようにしたものは、特定秘密として取り扱われることはない\*26。

## カ 対象期間末時点における各行政機関の指定の状況\*27

### (7) 国家安全保障会議（4件）

国家安全保障会議では、対象期間末時点において、国家安全保障会議の議論の結論に関する情報（2-①）を4件、特定秘密として指定しており、総件数は4件であった。

### (イ) 内閣官房（73件）

内閣官房では、対象期間末時点において、①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報（2-①）を1件、②国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報（2-②）を1件、③特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報（2-④）を4件、④内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2-⑤）を4件、⑤領域保全の措置及び方針に関する情報（2-⑫）を2件、⑥内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2-⑭）を4件、⑦内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（2-⑯）を16件、⑧情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報（2-⑰）を8件、⑨内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報（2-⑱）を8件、⑩情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報（2-⑲）を24件、⑪国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報（4-⑧）を1件、特定秘密として指定しており、総件数は73件であった。

### (ウ) 警察庁（34件）

警察庁では、対象期間末時点において、①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報（3-⑥）を4件、②外国の政府等との情報協力業務に関する情報（3-⑦）を4件、③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（3-⑨）を11

---

\*26 内閣情報調査室においては、国内における大規模な被害を伴う災害や事故等の発生に際し、情報収集衛星の画像が被災等の状況の早期把握や被災者等の迅速な救助・避難等に資すると判断された場合には、情報収集衛星の画像の加工処理画像を内閣官房ホームページに掲載するなどして国民に公開することとしている。例えば、平成29年7月に発生した九州北部豪雨の際には、被災地域の加工処理画像を公開している（<http://www.cas.go.jp/jp/houdou/170711saigai.html>）。

\*27 括弧内に記載されている番号については、脚注8参照。

件、④警察の人的情報源等となった者に関する情報（３－⑨）を２件、⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報（３－⑩）を１件、⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（４－①）を４件、⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（４－⑤）を８件、特定秘密として指定しており、総件数は34件であった。

**(イ) 総務省（６件）**

総務省では、対象期間末時点において、在日米軍が使用する周波数に関する情報（２－⑤）を６件、特定秘密として指定しており、総件数は６件であった。

**(オ) 法務省（１件）**

法務省では、対象期間末時点において、領域保全の措置及び方針に関する情報（２－⑫）を１件、特定秘密として指定しており、総件数は１件であった。

**(カ) 公安調査庁（20件）**

公安調査庁では、対象期間末時点において、①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報（２－⑤）を１件、②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（２－⑯）を５件、③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報（３－⑥）を３件、④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（３－⑦）を４件、⑤人的情報収集に関する情報（３－⑨）を３件、⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（４－⑥）を４件、特定秘密として指定しており、総件数は20件であった。

**(キ) 外務省（37件）**

外務省では、対象期間末時点において、①拉致問題に関する情報（２－①）を１件、②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報（２－①）を１件、③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報（２－①）を１件、④東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報（２－②）を１件、⑤北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報（２－②）を１件、⑥内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（２－⑤）を４件、⑦大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報（２－⑤）を１件、⑧北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報（２－⑬）を１件、⑨外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報（２－⑭）を４件、⑩内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（２－⑭）を４件、⑪日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報（２－⑭）を１件、⑫内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（２－⑯）を11件、⑬公電の秘匿等に用い

る暗号に関する情報（２－⑰）を４件、⑭国際テロリズムに関して外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報（４－⑥）を１件、⑮国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報（４－⑧）を１件、特定秘密として指定しており、総件数は37件であった。

**(ク) 経済産業省（４件）**

経済産業省では、対象期間末時点において、内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（２－⑯）を４件、特定秘密として指定しており、総件数は４件であった。

**(ケ) 海上保安庁（18件）**

海上保安庁では、対象期間末時点において、①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（２－⑤）を２件、②外国の政府との情報協力業務に関する情報（２－⑭）を４件、③内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（２－⑭）を１件、④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（２－⑯）を11件、特定秘密として指定しており、総件数は18件であった。

**(コ) 防衛省（302件）**

防衛省では、対象期間末時点において、①防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報（１－③）を１件、②自衛隊の運用についての米軍との運用協力に関する情報（１－④）を１件、③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報（１－⑤）を１件、④自ら収集した電波情報等の情報（１－⑤）を29件、⑤外国の政府等から提供された電波情報等の情報（１－⑥）を12件、⑥電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報（１－⑦）を３件、⑦外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報（１－⑧）を３件、⑧防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報（１－⑨）を７件、⑨防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報（１－⑩）を１件、⑩防衛の用に供する暗号に関する情報（１－⑭）を４件、計62件を特定秘密として指定している。

また、旧防衛秘密\*28から、⑪自衛隊の運用計画等に関する情報を55件、⑫電波情報、画像情報等に関する情報を33件、⑬防衛力の整備計画等に関する情報を15件、⑭防衛の用に供する通信網の構成に関する情報を１件、⑮防衛の用に供する暗号に関する情報を85件、⑯武器等の仕様、性能等に関する情報を57件、計246件が特定秘密として指定されたものとみなされたところ、このうち6件について対象期間中

---

\*28 平成14年11月から5年間で212件、平成19年11月から5年間で17件、平成24年11月から特定秘密保護法が施行された日の前日（平成26年12月9日）までに17件が指定されている。

に指定が解除（４（２）ア参照）されたため、対象期間末時点では計240件となっている。

その結果、対象期間末時点において、総件数は302件であった。

#### （ウ） 防衛装備庁（18件）

防衛装備庁では、対象期間末時点において、①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報（１－⑥）を１件、②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報（１－⑨）を２件、③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報（１－⑮）を12件、④英国との間の共同研究等において提供される情報（１－⑯）を３件、特定秘密として指定しており、総件数は18件であった。

## （２） 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況

本報告に際し、特定秘密が記録された行政文書の保有件数を、行政機関ごとに集計した\*29。対象期間末時点で、政府全体の保有件数は383,733件であり、平成28年末時点と比べ、57,550件増加した。行政機関別の内訳は、表7のとおりである。

1,000件以上の行政文書を保有する行政機関は7機関あり、多い順に防衛省（119,876件）、外務省（107,008件）、内閣官房（92,146件）、警察庁（28,914件）\*30、公安調査庁（16,841件）、海上保安庁（15,439件）、国土交通省（3,031件）であった。

前年と比して件数が増減しているのは、主に情報収集衛星関連の情報が記録された行政文書の増減によるものである。

---

\*29 特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがある（特定秘密保護法第6条第1項又は第10条第1項）。このため、取りまとめた各行政機関ごとの件数には、他の行政機関により指定された特定秘密が記録された行政文書の件数が含まれる。したがって、自らは特定秘密を指定しない行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を保有することがある（例えば、災害対策に用いられる被災地の衛星写真や予算案の審査の過程で提供される関係資料等）。

一方で、指定をした行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を事務局たる別の行政機関に保有させているため、特定秘密を指定した行政機関が、その特定秘密が記録された行政文書を保有しないことがある（国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、国家安全保障会議ではなく、同会議の事務局たる内閣官房国家安全保障局の保有件数（内閣官房の保有件数の内数）として計上されている。）。

\*30 都道府県警察が保有する分も含む。

表7 特定秘密が記録された行政文書の保有状況（平成29年12月31日時点）

行政機関名	平成27年末時点	平成28年末時点	平成29年末時点
国家安全保障会議	0	0	0
内閣官房	76,254	83,471	92,146
内閣法制局	3	3	3
内閣府	1	6	1
国家公安委員会	0	0	0
警察庁	21,836	25,334	28,914
警察庁のみ保有	21,747	25,240	28,819
都道府県警察のみ保有	53	56	57
重複して保有	36	38	38
金融庁	0	0	0
総務省	38	40	42
消防庁	5	1	0
法務省	3	3	4
公安審査委員会	0	0	0
公安調査庁	11,426	14,087	16,841
外務省	76,816	99,089	107,008
財務省	4	8	6
文部科学省	0	2	0
厚生労働省	0	0	0
経済産業省	118	120	125
資源エネルギー庁	2	0	0
国土交通省	1,679	2,412	3,031
海上保安庁	11,108	13,285	15,439
原子力規制委員会	0	0	0
防衛省	72,325	88,004	119,876
防衛装備庁	402	318	297
合計	272,020	326,183	383,733

（注1）資料3で下線を付した12の行政機関は内閣官房の内数とし、破線を付した10の行政機関は内閣府の内数とした（なお、これら22の行政機関の保有する特定秘密が記録された行政文書の件数は、いずれも0件である。）。

（注2）防衛省及び防衛装備庁においては、一部の部局において特定秘密が記録された行政文書の件数の計上に当たり、従来から紙の文書とそれと同一の内容の電磁的記録とを別個に計上する扱いをしていたが、平成28年末時点から、他の行政機関と同様、これを1件として計上することとするなど計上方法を改めている。その計上方法によれば、平成27年末時点は、防衛省が63,970件、防衛装備庁が280件となる。

### (3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

特定秘密保護法では、特定秘密の取扱いの業務は、原則として、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならないものとされている（特定秘密保護法第11条）。

対象期間末時点において、適性評価の対象となって特定秘密を漏らすおそれがないと認められ、引き続き同一の行政機関等又は適合事業者において勤務している者（特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者）は全体で124,514人であり、その内訳は、行政機関の職員等が121,501人、適合事業者の従業者が3,013人である。行政機関別の内訳は、表8のとおりである。

表8 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数（平成29年12月31日時点）

行政機関名	平成27年末時点			平成28年末時点			平成29年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	1,367	663	704	1,803	747	1,056	2,036	799	1,237
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	3	3	0
内閣府	43	43	0	53	53	0	89	89	0
宮内庁	1	1	0	2	2	0	2	2	0
警察庁	2,494	2,494	0	3,136	3,136	0	3,654	3,654	0
警察庁	534	534	0	558	558	0	588	588	0
都道府県警察	1,960	1,960	0	2,578	2,578	0	3,066	3,066	0
金融庁	5	5	0	7	7	0	7	7	0
総務省	15	15	0	19	19	0	34	34	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	15	15	0
法務省	25	25	0	30	30	0	40	40	0
公安審査委員会	2	2	0	2	2	0	2	2	0
公安調査庁	123	123	0	160	160	0	188	188	0
外務省	1,203	1,162	41	1,449	1,397	52	1,686	1,645	41
財務省	82	82	0	92	92	0	137	137	0
文部科学省	19	19	0	17	17	0	39	25	14
厚生労働省	0	0	0	19	19	0	23	23	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	28	28	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	33	33	0
経済産業省	36	36	0	57	57	0	81	81	0
資源エネルギー庁	13	13	0	14	14	0	18	18	0
国土交通省	52	52	0	70	70	0	86	86	0
気象庁	0	0	0	3	3	0	10	10	0
海上保安庁	289	289	0	404	404	0	532	532	0
環境省	0	0	0	0	0	0	6	6	0
原子力規制委員会	0	0	0	5	5	0	23	23	0
防衛省	88,939	88,363	576	103,393	102,713	680	113,986	113,280	706
防衛装備庁	1,489	578	911	1,593	646	947	1,756	741	1,015
合計	96,200	93,968	2,232	112,331	109,596	2,735	124,514	121,501	3,013

## 6 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

### (1) 内閣府独立公文書管理監からの指摘等への対応<sup>\*31</sup>

運用基準において、内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証・監察し、行政機関の長によるこれらの行為が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、これらの行為を行った行政機関の長に対し、当該指定の解除その他の是正を求めるとともに、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとされている（運用基準Ⅴ 3 (1)ア及びウ）。

対象期間中において、内閣府独立公文書管理監により各行政機関の特定秘密の指定等について検証・監察が行われた結果、平成29年3月21日付けで防衛大臣に対して、外国の政府等から提供された電波情報等の情報（1－⑥）1件に関し、不適正ではないものの、対象情報をより適切に管理できるようにするためには、期間を区切って記述することが特定秘密保護法の運用の適正を確保する観点から望ましいとの指摘があった。当該指摘を受け、防衛省においては、指定の一部を解除した（4 (2)ア参照）。

なお、平成26年中に指定された特定秘密に関し、その文書等への記録及び特定秘密表示の適否に関する検証・監察を行った結果、各行政機関が保有する文書について、特定秘密表示の方法が統一されていないことが判明したとして、政府内における情報共有の際に特定秘密の範囲についての認識が共有されないおそれがあるという状況を改善するための所要の措置を講ずることを求める意見が、平成28年8月9日付けで内閣保全監視委員会に対してなされたことを受け、平成29年3月、内閣官房から各行政機関に対して、他の行政機関に特定秘密である情報を記録する行政文書を提供する際における特定秘密の表示の方法について通知を発出した。

### (2) 情報監視審査会による調査等への対応

#### ア 情報監視審査会による調査への対応

国会法（昭和22年法律第79号）では、各議院の情報監視審査会<sup>\*32</sup>は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査した結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとされている（同法第102条の16）。

\*31 括弧内に記載されている番号については、脚注8参照。

\*32 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの国会法第104条第1項の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設けることとされている（同法第102条の13）。

対象期間中において、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について各議院の情報監視審査会による調査が行われたところ、同法第102条の16第1項の規定に基づく勧告はなされなかった。

調査の一環として、衆議院情報監視審査会においては、特定秘密とそれが記録された行政文書との関係について、その指定の適否や管理の在り方等について調査が行われた。同審査会における指摘を踏まえ、平成29年3月、外務省では3件の特定秘密について、防衛省では6件の特定秘密について指定を解除した（4(2)ア参照）。そのほか、内閣官房、公安調査庁、外務省及び防衛省においては、特定秘密が記録された行政文書を整備するなどした。

さらに、同審査会においては、特定秘密が記録された行政文書の廃棄について調査が行われ、特定秘密が記録された保存期間が1年未満の行政文書の廃棄状況に関し、平成28年中は別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し（413,313件）、別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材（28,272件）及び暗号関係（3,292件）の文書を廃棄したことなどを説明した\*33。

他方、参議院情報監視審査会においては、特に、いわゆるサードパーティ・ルールについて調査が行われた。同審査会では、特定秘密保護法案審査時等の国会答弁と同法施行後の運用や審査会での政府側の説明との整合性について公開の場で確認するため、審査会の決議により議員その他の者の傍聴を許すものとした審査会において質疑を行うこととなった\*34。

## イ 情報監視審査会の年次報告書における意見・指摘への対応

### (7) 平成28年年次報告書への対応

平成29年3月29日に、衆議院情報監視審査会の会長から衆議院議長に対して、平成29年6月7日に、参議院情報監視審査会の会長から参議院議長に対して、平成28年年次報告書が提出された。

衆議院情報監視審査会の報告書においては、政府に対し6点について意見が出され、参議院情報監視審査会の報告書においては1点について指摘がなされた（資料10参照）。衆議院情報監視審査会から出された特定秘密が記録された行政文書の存

---

\*33 「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定、平成29年12月26日一部改正）第4-3（6）では、保存期間を1年未満とすることができる行政文書の類型として、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」、「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」、「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」、「保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書」等が例示されている。

\*34 平成30年2月20日及び4月3日、参議院情報監視審査会に上川国務大臣が出席し、いわゆるサードパーティ・ルールが適用される特定秘密の提供を求めた場合の政府の対応等に関する質疑が行われた。

否に関する意見その他の意見については、政府で対応を検討し、同審査会において説明した。対応状況の概要は表9のとおりである。

(イ) 平成29年年次報告書への対応

平成30年3月28日に、衆議院情報監視審査会の会長から衆議院議長に平成29年年次報告書が提出され、政府に対し、7点について意見が出された（資料11参照）。今後、政府においては、これを重く受け止め、対応方針について真摯に検討し、衆議院情報監視審査会に対し説明する。

表9 衆議院情報監視審査会の平成28年年次報告書における意見への対応状況（概要）

No.	意見の要点	政府側の対応状況
(1) 行政文書不 存在関係	<p>① 行政文書が不特定の特定秘密の必要性や出現可能性の厳格な審査</p> <p>② 特定秘密をあらかじめ指定する場合の具体的な情報の出現の蓋然性が極めて高い場合への限定と最低限の期間に区切った指定。情報の出現が見込めない場合の速やかな解除。情報が不特定のままの有効期間の不更新</p> <p>③ 「あらかじめ指定」に係るより適切な規定の制定</p> <p>④ 職員の知識の中にだけ存在する特定秘密の指定の暫定的な処置としてやむを得ない場合への限定</p>	<p>○ 内閣情報調査室から、以下のような考え方を示す事務連絡「行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方について（通知）」を発出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定秘密をあらかじめ指定する場合は、情報の出現可能性について慎重に判断し、例えば、情報の入手時期が確定していないときなどは指定をしない。</li> <li>・ 異なる時期に複数回の保有が想定される特定秘密は、期間を適切に区切って指定する。</li> <li>・ 情報の出現可能性がないことが確定した場合には、速やかに指定を解除する。</li> <li>・ 情報が出現せず、指定の有効期間が満了した場合は有効期間を延長しない。</li> <li>・ 公文書管理法に基づき、特定秘密が記録された行政文書の管理を適切に行う。</li> <li>・ 上記について、運用基準への反映を検討する。</li> </ul>
(2) 作成から30年を超 える特定秘密文 書関係	① 作成から30年を超える特定秘密が記録された行政文書について、独立公文書管理監による審査や指定の有効期間を30年を超えて延長する場合と同等の厳格な措置の検討	○ 作成から30年を超える特定秘密が記録された行政文書の保有の状況を確認した。引き続きその把握に努め、必要な検討を行う。
	② 特定秘密が記録された行政文書を廃棄等する場合における審査会への資料提出・説明	○ 平成28年中に廃棄した保存期間1年未満の特定秘密が記録された行政文書の件数等に関する資料を提出し、説明した。

		○ 独立公文書管理監が廃棄妥当とした特定行政文書ファイル等を提示し、説明した。
	③ 「平成26年までに」等と指定書等に記載している特定秘密について、平成26年以前の情報を保有していない場合における記述の修正	○ 3件の特定秘密について指定の一部を解除した（4(2)ア参照）。
(3) 政府における指定理由に係る定期点検、内部監査関係	① 定期点検等における是正事項の審査会への報告・公表	○ 平成28年中の指定の理由の点検等の結果について審査会に説明し、本報告に記載した（4(2)イ参照）。
	② 定期点検の内容等の国会報告への掲載	○ 点検内容等を本報告に掲載した（4(2)イ参照）。
	③ 指定の解除の審査会への報告・公表	○ 引き続き、審査会に報告し、公表する。
(4) 独立公文書管理監関係	① 是正の求め等の審査会への報告・公表・フォローアップ ② 特定秘密文書等管理簿をチェックするための方針の策定・審査会への報告。それに基づく検証・監察の結果の報告 ③ 歴史公文書に該当しない特定秘密が記録された行政文書の廃棄についての検証 ④ 内閣総理大臣報告の内容の審査会への説明	(省略)
(5) 特定秘密の指定の在り方関係	① 経済産業省が指定する特定秘密について、資源エネルギー庁による指定等の検討	○ 本省における指定が妥当である理由について説明した。
	② 特定秘密が記録された行政文書の行政機関間における共有、提供の状況の説明	○ 特定秘密ごとの他の行政機関から提供を受けた文書等の件数に関する資料を提出し、説明した。
(6) 国会報告及び情報監視審査会における政府の説明関係	① 年次報告書で表明した意見への対応方針等の国会報告への反映及び担当大臣から審査会への説明	○ 意見への対応方針及び対応状況について国会報告に記載（本表）するとともに、担当大臣等から審査会に説明した。
	② 審査会が平成27年年次報告書で表明した意見に関する改善等の取組	○ 引き続き、改善等の取組に努める。

(注) 内閣府独立公文書管理監に関する意見への対応状況については、運用基準（V5(1)オ）に基づく内閣総理大臣への「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」として公表される。

## 7 内閣府独立公文書管理監からの意見

運用基準において、内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べるができるものとされており（運用基準V 5 (1)ウ）、平成30年3月7日に、以下の意見が提出された。

平成29年中には、本職による指摘を受けて、防衛省において、特定秘密指定書の対象情報が期間を区切った記述に変更され、それに伴い指定が一部解除されたものと承知している。各行政機関にあっては、「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定する」ものとされていることを踏まえ、引き続き、特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい。

## 8 有識者からの意見

第6回情報保全諮問会議における有識者からの意見に基づいて、国会報告における記述を追加したほか（資料12参照）、第7回情報保全諮問会議に際し、有識者から本報告に関し意見を聴取したところ、以下の意見が出されたことから、必要な修正を行った。

- 特定秘密の指定の一部解除について、特定秘密保護法の規定との関係が理解しにくいので説明を加えるべきである。
- 防衛省が3年3月23日の指定の有効期間を設定した理由について、分かりやすく説明するべきである。
- 指定を解除すべき条件が設定されている特定秘密について、どのような内容の条件が設定されているのか説明を加えるべきである。
- 平成29年7月に発生した九州北部豪雨の際に内閣官房ホームページに掲載した被災地域の加工処理画像について、URLを掲載すべきである。
- 内閣府独立公文書管理監による「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告（平成29年5月19日付け）」における「内閣保全監視委員会への意見」に対する対応状況を記載すべきである。
- 平成29年12月の行政文書の管理に関するガイドラインの改正により、保存期間を1年未満とすることができる類型が具体化されたので、その類型について記載することも検討すべきである。
- 表9の「政府側の対応状況」に内閣情報調査室から発出した事務連絡の名称を記載すべきである。

そのほか、特定秘密保護法の運用等に関して以下の意見が出された。

- 立法府等からの昨年の指摘を踏まえ、「あらかじめ指定」の解除が円滑に行われるな

ど改善がみられ、情報管理はおおむね適切に運用されていると思われる。北朝鮮情勢の緊迫化をはじめとする安全保障環境の変化の中で、関係諸国との緊密な情報交換が不可欠になっている折り、本法の役割は一段と重要度を増している。他方、公文書管理をめぐる不祥事やサイバー攻撃による電磁的情報の流出など、国民の不信や不安を招くような事案が近年生じていることから、こうした社会状況も視野に入れつつ、情報保全に当たってはより一層、慎重かつ適正な取り扱いに努めることが必要と考える。

- 運用基準は有識者からの意見を聴いた上で定められているが、実際に運用基準に従って特定秘密に該当する情報を管理するようになって、実施機関において運用上の不都合や現場への過度な負担が生じていないか、問題が生じていれば修正の必要があるので、実際の運用の状況を確認していただきたい。
- 特定秘密の保護に関する制度について各政党、マスコミ、一般市民に誤解を生じることのないよう、常日頃から正確な理解のための周知に努めるべきである。
- 特定秘密を記録する文書の在り方への信頼を高めるため、特定秘密に関する管理・監督体制の強化、担当職員の倫理研修のほか、内部通報制度に関する制度の運用上の問題点の洗い出し等について可能なものを実施するよう検討すべきである。
- 特定秘密を指定する権限を有する20の行政機関のうち、過去において一度も特定秘密を指定したことがない行政機関が9機関存在する。特定秘密の指定権限を有する行政機関が法施行後5年を経過した段階で指定を行っていなかった場合、特定秘密を指定する見込みがあつて権限を付与されたのに指定をしなかった理由を提出して、我々が意見を言える機会を設けていただきたい。
- 特定秘密の指定の一部解除について、特定秘密保護法の解釈と必要性については理解できるが、一部解除の方法、手続及び事項の細目との関係等が法文上明らかにされておらず、行政機関間で違いが生じるおそれもあるため、運用基準の見直し等までは通知を发出するなどして対応すべきである。
- 衆議院情報監視審査会の平成29年年次報告書においては、「作成から30年を超える特定秘密文書について、その秘密として取り扱われてきた期間の長さを考慮し、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管することを検討すること。」との意見が記載されているが、30年という長い期間保存している特定秘密文書については、保存期間満了後、なるべく前向きに歴史公文書等として国立公文書館等に移管されるようにすべきである。
- 今後、特定行政文書ファイル等の廃棄がなされた場合には、「行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」における記述に加え、内閣府独立公文書管理監により廃棄が妥当とされた行政機関、その旨の通知がなされた年月日といった事項についても記述すべきである。
- 特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった理由の公表を始め、適性評価が恣意的でないことを明らかにする手立てについて引き続き検討し、国会報告に記載すべき

である。

- 法律は指定の有効期間を「5年を超えない範囲内」と規定し、最長を5年としたのに、実務の運用では517件中の511件と、ほとんどすべての特定秘密について5年の指定の有効期間が設定されている。指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間となっているか点検した上、より短期の有効期間を設定し、必要があれば更新すべきである。
- 指定の有効期間が指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間となっているかの点検については、随時行われるべきである。
- 指定を解除すべき条件を設定した特定秘密の件数については、平成28年末時点で5件（全体の1.0%）であったのに比べ、平成29年末時点では174件（全体の33.7%）となっており、大幅に改善されている。しかし、そもそも指定に当たり、運用基準に従って、国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性について検討するなど指定解除の条件を具体的に検討しておくべきであり、より多くの指定について解除の条件を設定すべきである。
- 公文書管理について国民の関心も高まっていることから、内閣情報調査室が発出した事務連絡「行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方について（通知）」について、内閣官房の「特定秘密保護法関連」のホームページで公開すべきである。

3 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（平成30年12月末現在）（内閣官房HP）

平成31年1月

各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（平成30年12月末現在）

※( )内の数値は、平成30年中に指定した特定秘密の件数で、内数  
※▲が付された数値は、平成30年中に指定が解除された特定秘密の件数

別表	事項の細目	国家 安全 保障 支 障	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計	
第1号 【防衛に 関する 事項】	イ【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げるものを除く。】 a【自衛隊の訓練又は演習】 (a)自衛隊の訓練又は演習 (b)自衛隊の情報収集・警戒監視活動((c)に掲げるものを除く。) (c)【自衛隊法(昭和29年法律第169号)に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警備活動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動】										1		1	
											7		7	
	ロ【防衛に關し、画像情報、画像情報その他の重要な情報】	a【電波情報、画像情報その他の情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。】										53	(7)	53
		b【外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するに相当する措置が講じられるものに限る。)]										28	(6)	29
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力(ロa)からcまでに掲げるものを除く。)] a【防衛力の整備に関する方針】 b【防衛力の整備のための計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの】	a【電波情報、画像情報その他の情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。】										5	(1)	5
		b【外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するに相当する措置が講じられるものに限る。)]										9	(1)	9
	ニ【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究】	a【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの】										11		11
		b【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの】										2		2
	ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。)、及び(リ)において同じ。)の種類の又は数量、武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対応に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類の又は数量のうち当該部隊が当該事態に對する能力を推察できるもの】	イ【防衛の用に供する物(船舶を含む。)、及び(リ)において同じ。)の種類の又は数量、武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対応に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類の又は数量のうち当該部隊が当該事態に對する能力を推察できるもの】												0
		ロ【防衛の用に供する物(船舶を含む。)、及び(リ)において同じ。)の種類の又は数量、武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対応に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類の又は数量のうち当該部隊が当該事態に對する能力を推察できるもの】										1		1
ヘ【防衛の用に供する情報の構成又は通信の方法:自衛隊の部隊間の通信に使用する通信網の構成又は通信の方法(外国の政府等から提供されたもの)にあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するに相当する措置が講じられるものに限る。)]	イ【防衛の用に供する情報の構成又は通信の方法:自衛隊の部隊間の通信に使用する通信網の構成又は通信の方法(外国の政府等から提供されたもの)にあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するに相当する措置が講じられるものに限る。)]										89		89	
	ロ【防衛の用に供する情報の構成又は通信の方法:自衛隊の部隊間の通信に使用する通信網の構成又は通信の方法(外国の政府等から提供されたもの)にあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するに相当する措置が講じられるものに限る。)]										54	12	66	
ト【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の物の研究開発段階のもの、性能又は使用目的、性能又は使用目的のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するに相当する措置が講じられるものに限る。)]	イ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の物の研究開発段階のもの、性能又は使用目的、性能又は使用目的のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するに相当する措置が講じられるものに限る。)]										3	2 ▲1	5 ▲1	
	ロ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の物の研究開発段階のもの、性能又は使用目的、性能又は使用目的のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するに相当する措置が講じられるものに限る。)]												0	
又【防衛の用に供する施設(性能又は内部の用途(へ)に掲げるものを除く。)]防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報(外国の政府等から提供されたもの)にあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するに相当する措置が講じられるものに限る。)]	イ【防衛の用に供する施設(性能又は内部の用途(へ)に掲げるものを除く。)]防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報(外国の政府等から提供されたもの)にあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するに相当する措置が講じられるものに限る。)]												0	
	ロ【防衛の用に供する施設(性能又は内部の用途(へ)に掲げるものを除く。)]防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報(外国の政府等から提供されたもの)にあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するに相当する措置が講じられるものに限る。)]													0



別表	事項の細目	国家安全 保衛企画	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計													
第3号 【特定有 害活動 の防止 に関する 事項】	イ【特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】 a【特定有害活動の防止のため措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(b)に掲げるものを除く。】 (a)【特定有害活動の防止のため措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(b)に掲げるものを除く。】 (b)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】 (c)【重要施設、要人等に対する警戒警備】 (d)【サイバー攻撃の防止】												0													
	ロ【特定有害活動の防止に関する情報収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】 a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。】 b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)] c【a又はbを分析して得られた情報】			4		3								7												
第4号 【テロリズムの 防止に 関する 事項】	イ【テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】 a【テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(b)に掲げるものを除く。】 b【テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)] c【a又はbを分析して得られた情報】			13		3							16													
	ロ【テロリズムの防止に関する情報収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】 a【テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(b)に掲げるものを除く。】 b【テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)] c【a又はbを分析して得られた情報】			5		5							10													
第5号 【テロリズムの 防止に 関する 事項】	イ【テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】 a【テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(b)に掲げるものを除く。】 b【テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)] c【a又はbを分析して得られた情報】			10		5							10													
	ロ【テロリズムの防止に関する情報収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】 a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。】 b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)] c【a又はbを分析して得られた情報】			1		1								6												
計		5	(1)	81	(8)	38	(4)	7	(1)	1	1	0	22	(2)	38	(1)	4	0	19	(1)	319	(17)	17	▲1	551	(35)

551  
総計

#### 4 独立公文書管理監報告

「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」(平成30年6月22日内閣総理大臣報告)(抜粋)

##### 1 本報告について

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。) V5(1)オにおいて、内閣府独立公文書管理監(これを長とする情報保全監察室の職員を含む。以下「独立公文書管理監」という。)は、特定秘密<sup>1</sup>の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除(以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。)並びに特定行政文書ファイル等<sup>2</sup>の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告するとともに公表することとされている。

本報告は、平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間)(以下「報告対象期間」という。)に、独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を報告するものである<sup>3</sup>。

##### 2 独立公文書管理監の任務・権限

平成25年12月6日、特定秘密の漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的として、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)が成立し、平成26年12月10日から施行された。

独立公文書管理監は、特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、特定秘密保護法の適正な運用を確保するためには、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日に、内閣府に設置された<sup>4</sup>。

独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「施行令」という。)の規定並びに運用基準ⅠからⅢまで(以下「特定秘密保護法等」という。)に従って適正に行われて

<sup>1</sup> 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を特定秘密として指定する(特定秘密の保護に関する法律第3条第1項)。

<sup>2</sup> 特定行政文書ファイル等とは、行政文書ファイル管理簿(公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。)に記載された行政文書ファイル等(公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。)のうち特定秘密である情報を記録するものをいう(運用基準V1(3))。

<sup>3</sup> 前回の報告における対象期間が平成29年3月31日までであったことから、今回は、報告対象期間を、この翌日から平成29年度末までとした。今後の報告においては、対象期間を年度ごとに区切ることを予定している。前回までの報告については以下を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/kenshoukansatsu/houkoku/index.html>

<sup>4</sup> 情報保全監察室は、同日、室長である独立公文書管理監以下20名の体制で設置された。

いるかどうか検証・監察する。この任務<sup>5</sup>を達成するための権限は、運用基準に以下のとおり具体的に定められている。

- ・ 必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をする（運用基準V 3(1)イ）。
- ・ 行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求める（運用基準V 3(1)ウ、4(2)イ(キ)）。
- ・ 特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていない旨の通報を受理し、必要な調査を行う（運用基準V 4(2)イ(ウ)及び(エ)）。

独立公文書管理監は、独立した公正な立場において、定められた任務を適切に遂行し、検証・監察を厳正かつ実効的に行うことにより、特定秘密保護法等の適正な運用を確保する役割を果たしていくこととなる。

### 3 検証・監察の対象となる事項

特定秘密保護法等に基づき、独立公文書管理監が検証・監察を行うこととなる事項は以下のとおりである<sup>6</sup>。

#### (1) 特定秘密の指定

##### ア 特定秘密の指定<sup>7</sup>

特定秘密の指定が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。

##### イ 特定秘密の指定の有効期間の延長

特定秘密の指定の有効期間の延長が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。

##### ウ 特定秘密の指定の解除

特定秘密の指定の解除が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。

##### エ 特定秘密の記録、その表示・通知

特定秘密を記録する文書、図画又は電磁的記録の内容が、指定された情報の内容と整合しているか、また、特定秘密に係る表示<sup>8</sup>及び特定秘密表

<sup>5</sup> 独立公文書管理監（情報保全監察室の職員を除く。）の任務は、内閣府本府組織令（平成12年政令第245号）第8条第6項に、情報保全監察室の任務は、情報保全監察室の設置に関する訓令（平成26年12月9日内閣府訓令第55号）に、それぞれ規定されている。

<sup>6</sup> 適性評価の実施については、独立公文書管理監が行う検証・監察の対象とはされていない。特定秘密である情報を化体する物件の管理についても、同様である。

<sup>7</sup> 特定秘密の指定とは、広義では、特定秘密を指定する行為のほか、指定の有効期間の設定、指定の有効期間の延長、特定秘密の指定の解除及び特定秘密の表示等を含むものであるが、ここでいう特定秘密の指定とは、前二者のみを指す。

<sup>8</sup> 特定秘密に係る表示とは、特定秘密表示のほか、指定の有効期間満了に伴う特定秘密表示の

示の措置が困難である場合における取扱者への通知等が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。

## (2) 特定行政文書ファイル等の管理

### ア 特定行政文書ファイル等の保存

特定行政文書ファイル等が、特定秘密保護法等に従って適正に保存されているか。

### イ 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置

特定行政文書ファイル等について、保存期間が満了したときの措置（以下「保存期間満了時の措置」という。）が、特定秘密保護法等に従って適正に定められているか。

## 4 報告対象期間中に実施した検証・監察事項

### (1) 特定秘密の指定

平成 29 年に 39 件の特定秘密が、8 の行政機関<sup>9</sup>において指定されたところ、これらの適否について検証・監察を行った。なお、各行政機関における特定秘密の指定の状況については、表 1 のとおりである。

#### ア 検証・監察のポイント

特定秘密保護法第 22 条において、同法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことはあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨規定されている。また、運用基準 I 2(1)においては、特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行う全ての者は、この規定の内容を十分に理解し、「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定する」こととされている。

特定秘密の指定に当たっては、特定秘密保護法第 3 条第 1 項において、以下の 3 つの要件が規定されている。

- ① 当該行政機関の所掌事務に係る同法別表に掲げる事項に関する情報であること。（別表該当性）
- ② 公になっていない情報であること。（非公知性）
- ③ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること。（特段の秘匿の必要性）

これを受け、運用基準 II 1 においては、それぞれの要件を満たすか否かを判断するに当たっての基準が定められており、その中で、「特に遵守すべき事項」として、以下のものが掲げられている。

---

抹消及び指定有効期間満了表示並びに指定の解除に伴う特定秘密表示の抹消及び指定解除表示を含む。

<sup>9</sup> 国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、公安調査庁、外務省、海上保安庁及び防衛省

- ・ 3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないようにすること。
- ・ 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと。
- ・ 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。

また、運用基準Ⅱ 3(2)において、指定する際には、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の「指定の理由」を記すこと、当該指定に係る「対象情報の記述」は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならないこと、及び指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとされている。

さらに、指定の際の有効期間の設定に関しては、特定秘密保護法第4条第1項において、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内において有効期間を定めるものとされ、運用基準Ⅱ 4(1)においては、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切と考えられる最も短い期間を定めるものとされている。また、指定の解除に関しては、特定秘密保護法第4条第7項において、指定をした情報が特定秘密保護法第3条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、速やかにその指定を解除するものとされている。

## イ 検証・監察の過程及びその結果

### (ア) 特定秘密指定管理簿<sup>10</sup>の提出

運用基準Ⅴ 3(2)ア(ア)において、行政機関の長は、特定秘密を指定し、特定秘密指定管理簿に必要な事項を記載し又は記録したときは、速やかに、独立公文書管理監に当該指定に関する特定秘密指定管理簿の写しを提出することとされている。これに基づき、各行政機関から独立公文書管理監に、特定秘密指定管理簿の写しの提出がなされた。

### (イ) 特定秘密指定書<sup>11</sup>の提出

独立公文書管理監は、提出された特定秘密指定管理簿の記載内容を精査するとともに、指定された個々の情報の内容や、指定の要件の該当性をより具体的に把握する資料とするため、各行政機関から、特定秘密

<sup>10</sup> 特定秘密指定管理簿とは、特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定をした年月日、有効期間、特定秘密の概要等を記載し、又は記録したものをいう（施行令第4条）。

<sup>11</sup> 行政機関の長が特定秘密を指定する際に、対象情報、法別表の事項の細目のいずれに関するものであるかの別、指定の理由、指定の有効期間等を記載して作成される文書である。本報告では、各行政機関におけるその名称ではなく、機能に着目して、これらを「特定秘密指定書」としている。

指定書の写しの提出を受けた。

(ウ) 説明の聴取

特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定書に記載された内容を基に、専門用語の意味内容、公開情報との関係、当該特定秘密以外の情報との区別等様々な観点から、疑問点その他の確認を要する事項を抽出し、各行政機関に対し、書面又は口頭で説明の聴取を行った。この過程は、各行政機関から十分な回答が得られ、独立公文書管理監が納得して、検討・判断の前提となる事実関係の調査を了としたと言える状態となるまで、繰り返し行った。この際、必要に応じ、独立公文書管理監からの要請に基づき、各行政機関から独立公文書管理監に対して、検証・監察に資する資料が提出された。

(エ) 適否の判断

各行政機関が提出した資料やその説明を基に、情報保全監察室における累次の部内検討を経て、それぞれの特定秘密の指定について、その適否を判断した。

(オ) 検証・監察の結果

平成 29 年に指定された 39 件の特定秘密の指定について、いずれも適正に行われているものと認められた。

表 1 各行政機関における特定秘密の指定の状況

	平成29年末 時点での 指定件数	平成29年	平成29年	平成28年	平成28年	平成27年	平成26年
		中の解除 件数	中の指定 件数	中の解除 件数	中の指定 件数	中の指定 件数	中の指定 件数
国家安全保障会議	4	0	1	0	1	1	1
内閣官房	73	0	7	0	9	8	49
警察庁	34	0	5	1	6	6	18
総務省	6	0	1	0	2	1	2
法務省	1	0	0	0	0	0	1
公安調査庁	20	0	4	0	4	2	10
外務省	37	3	1	2	3	3	35
経済産業省	4	0	0	0	0	0	4
海上保安庁	18	0	1	0	1	1	15
防衛省	302	6	19	2	21	23	247
防衛装備庁	18	0	0	0	2	16 ※	-
合計	517	9	39	5	49	61	382

※ 防衛装備庁については、平成 27 年 10 月 1 日に設置された。

## (2) 特定秘密の指定の解除

平成 29 年に、外務省の 3 件及び防衛省の 6 件の特定秘密の指定が解除されたほか、4 の行政機関<sup>12</sup>において 5 件の特定秘密の指定が一部解除<sup>13</sup>された。そのうち前回の報告にて報告済みである外務省の解除 3 件及び一部解除 1 件並びに独立公文書管理監の指摘による防衛省の一部解除 1 件を除く、解除 6 件及び一部解除 3 件の計 9 件の適否について検証・監察を行った<sup>14</sup>。

### ア 検証・監察のポイント

特定秘密保護法第 4 条第 7 項において、行政機関の長は、指定をした情報が特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、速やかにその指定を解除するものとする旨規定されている。運用基準Ⅲ 2(1)においては、行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めるときには、速やかに指定を解除することとされている。

指定の要件等に関する検証・監察のポイントは、上記(1)アに記載した検証・監察のポイントと同様である。

### イ 検証・監察の過程及びその結果

#### (ア) 特定秘密指定解除書等<sup>15</sup>の提出

独立公文書管理監は、検証・監察の基礎資料及び指定が解除された理由をより具体的に把握する資料とするため、各行政機関から、特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定解除書の写しの提出を受けた。

#### (イ) 説明の聴取

各行政機関に対し、当該指定又はその一部が要件を満たさなくなったと判断した理由について、書面又は口頭で説明の聴取を行った。

#### (ロ) 適否の判断及び検証・監察の結果

各行政機関が提出した資料やその説明を基に、情報保全監察室における部内検討を経て、特定秘密の指定の解除の適否を判断した結果、9 件全てについて、適正に行われているものと認められた。

<sup>12</sup> 内閣官房 1 件、警察庁 1 件、外務省 1 件及び防衛省 2 件

<sup>13</sup> 一部解除については、特定秘密保護法等には明記されていないが、特定秘密の指定及び解除という制度に内在するものと整理されている。

<sup>14</sup> 前回の報告 4 (1)イ(オ)のとおり、防衛省において平成 28 年になされた指定 1 件について、不適正ではないものの、対象情報をより適切に管理できるようにするためには、期間を区切って記述することが特定秘密保護法の運用の適正を確保する観点から望ましいと判断される旨、平成 29 年 3 月 21 日に指摘した。防衛省においては、平成 29 年 4 月 13 日に、指摘のとおり、特定秘密指定書の記載が修正され、これに伴い当該指定の一部解除の措置が講じられた。当該一部解除については、解除に至る経緯の性質上、改めて検証・監察の対象とはしなかった。

<sup>15</sup> 本報告では、その名称にかかわらず、特定秘密保護法第 4 条第 7 項の規定に基づき特定秘密の指定を解除する際の様式を特定秘密指定解除書と呼称する。

### (3) 特定秘密の記録とその表示<sup>16</sup>

特定行政文書ファイル等の保存の検証・監察と同一機会に、同検証・監察の対象となった8の行政機関<sup>17</sup>の43部署を対象に、特定秘密の記録とその表示の適否について検証・監察を行った。

#### ア 検証・監察のポイント

特定秘密を記録する文書等<sup>18</sup>については、特定秘密保護法第3条第2項の規定に基づき、特定秘密表示をすることとされている。

文書に対する表示の具体的方法については、施行令第5条において、見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすることとされ、この場合において、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすることとされている。

また、平成29年3月9日付け内閣官房内閣情報調査室次長通知<sup>19</sup>において、特定秘密を記録する文書のうち当該特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができる場合の特定秘密の表示について、どの程度の具体性が必要かについては、当該文書の分量、形態等によっても異なり得ると考えられるが、他の行政機関に特定秘密を記録する文書を提供する際には、以下のような措置を講ずることが適当であるとされている。

- ・ 特定秘密である情報を記録する頁ごとに、その見やすい箇所に、特定秘密の表示を行うこと。  
複数頁にわたる特定秘密を記録する文書のうち、特定秘密である情報が記録されていない頁については、特定秘密の表示を行わない、又は特定秘密が含まれていない旨を明記する措置を講ずること。
- ・ 冒頭の頁に特定秘密である情報が記録されていない場合には、当該頁に「特定秘密文書」の表示を行い（施行令第12条第1項の規定に基づき定められる規程において当該表示に係る規定が整備されている場合）、又は特定秘密の表示を行った上で、当該頁に特定秘密である情報は記録されていない旨を付記すること。

<sup>16</sup> 特定秘密保護法において、特定秘密表示が困難である場合には、特定秘密である情報を取り扱う者に対して当該情報が特定秘密に当たる旨の通知をすることとされているが、報告対象期間においては、文書にした特定秘密表示に係る検証・監察の方が優先度が高いものと判断し、同通知に係る検証・監察は行わなかった。

<sup>17</sup> 内閣官房5部署、警察庁2部署、公安調査庁2部署、外務省4部署、国土交通省1部署、海上保安庁1部署、防衛省25部署及び防衛装備庁3部署である。

<sup>18</sup> 以下「文書」とは、特定秘密保護法にいう文書をいい、「文書等」とは、同法にいう文書又は電磁的記録をいう。

<sup>19</sup> 本通知は、独立公文書管理監が、平成28年8月9日、内閣保全監視委員会に対して、施行令第5条第1号の規定に関し、具体的な解釈基準を示すこと等により特定秘密表示の方法の統一を図ること等について所要の措置を講じるよう意見を述べたことに対応する措置として発せられた。

## イ 検証・監察の過程及びその結果

### (ア) 特定秘密を記録する文書等の提供

各行政機関に対しては、下記(4)イ(エ)で選定された特定行政文書ファイル等から、1ファイルにつき1件以上、特定秘密を記録した文書等を提供するよう求め、その提供を受けた<sup>20</sup>。文書等の選定に当たっては、独立公文書管理監が文書の選定基準<sup>21</sup>を示し、可能な限り幅広い種類の文書等を確認することに配慮した。なお、当該文書等の特定は、それぞれに係る特定秘密文書等管理簿<sup>22</sup>により行った。

### (イ) 特定秘密を記録する文書等の確認

実地調査において、文書等を確認し、その内容が、特定秘密に指定された情報の内容と整合するかどうか、すなわち、当該文書等に特定秘密に指定された情報が実際に記録されているかどうかを検証・監察した。また、併せて、特定秘密表示が特定秘密保護法等に従って適正になされているかどうか検証・監察した。この際、各行政機関から、当該文書等に記録されている内容が特定秘密に指定された情報に該当すると判断した理由や表示の方法等について、補足説明を聴取した。

### (ウ) 適否の判断

文書等の確認の結果を踏まえ、情報保全監察室における部内検討を経て、文書等への記録や表示について、その適否を判断した。

### (エ) 検証・監察の結果

検証・監察を行った43部署のうち、下記(オ)の是正の求めに至った1件を除く42部署について、特定秘密に指定された情報が特定秘密文書等に記録されていて不整合はなく、かつ、特定秘密表示も適正に行われているものと認められた。

### (オ) 是正の求め（特定秘密でない情報のみが記録されている頁の特定秘密表示を抹消すること）

防衛装備庁において、特定秘密表示を特定秘密である情報が記録されている頁にしている特定秘密文書等について、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができるにもかかわらず、特定秘密でない情報のみが記録されている1頁に、誤って同表示をしていることから、平成30年3月15日、防衛装備庁長官に対し、当該表示を

<sup>20</sup> 提供を求める特定秘密を記録する文書等としては、文書を基本としたが、文書がない場合等については、電磁的記録の提供を求めた。

<sup>21</sup> 文書の選定基準は、①過去に独立公文書管理監が提供を受けたことのない特定秘密の指定に係る文書等、又は、②平成29年3月9日以降で他の行政機関に提供したことのある文書等である。①又は②に係る文書が複数ある場合には、各行政機関に1文書以上を選定させた。また、これらに該当する文書等がない場合には、過去に独立公文書管理監が提供を受けたことがない文書等を各行政機関に選定するよう求めた。

<sup>22</sup> 本報告では、その名称にかかわらず、特定秘密を記録する文書等の作成、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊を特定秘密文書等管理簿と呼称する。この簿冊には、特定秘密を記録する文書等の件名等が記載又は記録されている。

抹消するよう、是正の求めを行った。なお、防衛装備庁からは、当該表示を抹消した旨の報告を、同月 27 日に受けている。

#### (4) 特定行政文書ファイル等の保存

特定行政文書ファイル等を保有している行政機関のうち、自ら特定秘密を指定した行政機関（以下「指定・保有行政機関」という。）<sup>23</sup>を主対象としつつ、特定秘密を指定していないが他の行政機関から特定秘密の提供を受けた行政機関にも対象を広げて、保存の適否について検証・監察を行った。また、平成 29 年度から東京都以外に所在する機関等（以下、「都外機関等」という。）も対象とした。

##### ア 検証・監察のポイント

特定秘密保護法第 5 条第 1 項において、行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置（以下、施行令に関連規定を有する特定秘密の保護に関し必要な措置を「保護措置」という。）を講ずるものとする旨規定されている。これを受けて、施行令第 12 条第 1 項において、特定秘密を適切に保護するための規程（以下「保護規程」という。）を定めるものとする旨が、同条第 2 項において、同規程に従い、同条第 1 項各号に掲げる保護措置を講ずることとする旨が、それぞれ規定されている。

また、特定秘密保護法第 6 条及び第 10 条の規定により特定秘密の提供を受ける行政機関の長等も、それぞれ保護措置を講ずる旨規定されている<sup>24</sup>。さらに、施行令第 16 条において、特定秘密保護法第 6 条、第 10 条等の規定により特定秘密の提供をする行政機関の長は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知する旨が規定されている。

##### イ 検証・監察の過程及びその結果

###### (ア) 特定行政文書ファイル等の管理に資する事項の報告

運用基準 V 3(2)ア(イ)において、行政機関の長は、毎年 1 回、特定行政文書ファイル等の名称、保存場所、保存期間満了時の措置その他の特定行政文書ファイル等の管理に資する事項を、独立公文書管理監に報告することとされている。これに基づき各行政機関から独立公文書管理監に、平成 29 年 3 月 31 日時点での状況について、報告がなされた。

###### (イ) 検証・監察の対象となる部署の選定

指定・保有行政機関のうち 7 の行政機関に対し、行政文書ファイル管理簿に記載された「管理者」を基準に、特定行政文書ファイル等を管理する部署を選定するよう求めたほか<sup>25</sup>、特定秘密を指定していないが他

<sup>23</sup> 報告対象期間においては、内閣官房、警察庁、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁の 9 行政機関である。

<sup>24</sup> 特定秘密保護法第 6 条の規定により特定秘密の提供を受ける行政機関の長が講ずることとされている保護措置は、施行令第 12 条第 1 項各号に掲げる措置であり（施行令第 17 条）、同法第 10 条の規定により特定秘密の提供を受ける者が講ずることとされている保護措置は、施行令第 18 条各号に掲げる措置である。

<sup>25</sup> 内閣官房 5 部署、警察庁 2 部署、公安調査庁 2 部署、外務省 4 部署、海上保安庁 1 部署、防

の行政機関から特定秘密の提供を受けた行政機関のうち1の行政機関<sup>26</sup>も対象として、合計43部署<sup>27</sup>に対して、順次、検証・監察に着手した。

(ウ) 説明の聴取

各行政機関が定めた保護規程<sup>28</sup>及びこれに従って講じた保護措置について具体的に把握するとともに、実地調査において確認すべき点を抽出するため、各行政機関に対し、書面又は口頭で説明の聴取を行った。

(エ) 検証・監察の対象となる特定行政文書ファイル等の選定

検証・監察の対象となる特定行政文書ファイル等については、各部署が管理する特定行政文書ファイル等の中から、まず、独立公文書管理監が実効的・効率的な検証・監察を実施する観点から約2割のファイルを抽出し、次に、各行政機関に対し、その内の半数（全体の約1割）を選定するよう求めた<sup>29</sup>。

(オ) 実地調査

各行政機関を往訪し、検証・監察対象の特定行政文書ファイル等の背表紙、冊数等の現況を確認しつつ、保護規程に従った保護措置（施設設備の設置、立入り・機器持込みの制限等）の実施の状況を確認した。

なお、上記(3)イ(ア)のとおり、この機会に当該特定行政文書ファイル等にまとめられた特定秘密を記録する文書等について、特定秘密の記録とその表示に係る検証・監察を行った。各行政機関に対し、1ファイルにつき1件以上、特定秘密を記録した文書等を提供するよう求め、その内容が特定秘密に指定された情報の内容と整合するかどうかを確認し<sup>30</sup>、また、特定秘密表示が適正になされているかどうか検証・監察した。

(カ) 適否の判断

説明聴取及び実地調査の結果を踏まえ、情報保全監察室における部内検討を経て、特定行政文書ファイル等の保存について、その適否を判断した。

(キ) 検証・監察の結果

検証・監察を行った43部署のうち、下記(ウ)及び(ク)の是正の求めに至った2件を除く41部署について、検証・監察事項たる保護規程及び

---

衛省25部署及び防衛装備庁3部署を選定するよう求めた。

<sup>26</sup> 国土交通省1部署を対象とした。

<sup>27</sup> そのうち都外機関等は4部署である。

<sup>28</sup> 保護規程は多岐にわたるため、特定秘密の保護に関する業務を管理する者、必要な施設設備の設置、取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限、文書等の保管の制限並びに取扱いの業務の状況の検査に関する規定について、検証・監察を行った。

<sup>29</sup> ただし、当該部署が保管する特定行政文書ファイル等が100件を超える場合には、効率的な業務遂行の観点から、各行政機関が選定したファイルの中から、独立公文書管理監が10件のファイルを選定した。

<sup>30</sup> これは、当該ファイルが特定行政文書ファイル等に該当することを確認するためのものであるが、効率性の観点から、特定秘密の記録とその表示の検証・監察を兼ねたものとして行った。

保護措置が適正であるものと認められた。

他方、不適正ではないものの、特定秘密文書等管理簿に、特定秘密文書等に記録された特定秘密とは異なる特定秘密の指定の整理番号を記載しているなどの誤りを認めたことから、特定秘密保護法の運用の適正を確保する観点から修正が望ましいとして、平成 30 年 3 月 15 日、経済産業省及び国土交通省に対し、その旨指摘した<sup>31</sup>。

- (ク) 是正の求め（機器持込禁止場所に機器の持込みをしてはならない旨の掲示を行うこと）

海上保安庁において、特定秘密が取り扱われる場所への機器持込みを禁止した場合に、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うものとされているが、実地調査の際、機器持込みを禁止したにもかかわらず、その旨の掲示を行っていなかったことから、平成 30 年 3 月 15 日、海上保安庁長官に対し、当該掲示を行うよう、是正の求めを行った。なお、海上保安庁長官からは、当該措置を講じた旨の報告を、同月 19 日に受けている。

- (ケ) 是正の求め（特定秘密の提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する正しい年月日を通知すること）

国土交通省において、独立公文書管理監に対して、特定秘密文書等を提供するに当たり、当該文書等に記録された特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日として、誤った年月日を通知したことから、平成 30 年 3 月 15 日、国土交通大臣に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する正しい年月日を通知するよう是正の求めを行った。なお、国土交通大臣からは、当該措置を講じた旨の報告を、同月 23 日に受けている。

---

<sup>31</sup> 経済産業省及び国土交通省においては、それぞれ、平成 30 年 3 月 23 日に、各指摘のとおり修正した旨の連絡があった。

## (5) 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置

本来国立公文書館等に移管すべき特定行政文書ファイル等が、ひとたび廃棄されてしまえば、決して元に戻すことはできず、その保存期間満了時の措置の適否に関する検証・監察は、独立公文書管理監の重要な任務であることから、慎重の上にも慎重を期して検証・監察を行った。検証・監察の対象は、①保存期間満了時の措置が廃棄とされ、②平成29年度末までに保存期間が満了し、③その保存期間を延長する予定がない特定行政文書ファイル等を保有する3の行政機関（経済産業省、防衛省及び防衛装備庁）とした<sup>32</sup>。

### ア 検証・監察のポイント

運用基準I 2(2)において、特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行う全ての者は、公文書管理法についても各規定の内容を正確に理解してその適正な運用を徹底し、国民に対する説明責務を全うしなければならないこととされている。

公文書管理法第5条第5項において、行政機関の長は、行政文書ファイル等について、保存期間満了時の措置として、歴史公文書等にあつては国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては、廃棄の措置をとるべきことを定めなければならないこととされている。また、同法第8条第1項において、行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、この定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないこととされている。いずれの規定も特定行政文書ファイル等の場合に当然適用される。

なお、同条第2項において、廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない旨規定されている。歴史公文書等に該当するかどうかの基準については、「行政文書の管理に関するガイドライン」<sup>33</sup>（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）の別表第2「保存期間満了時の措置の設定基準」<sup>34</sup>を踏まえ、各行政機関の行政文書管理規則において定められている。また、運用上、「公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順について」（平成23年4月1日内閣府大臣官房公文書管理課長決定）3(1)に基づき、特定行政文書ファイル等について

<sup>32</sup> 公文書管理法第5条第4項によれば、行政機関の長による保存期間の延長が可能であることから、保存期間満了日が迫り、かつ、その延長予定がない特定行政文書ファイル等（以下「対象ファイル」という。）の方が、それ以外のものよりも優先順位が高いと判断した。

<sup>33</sup> <http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/kanri-gl.pdf>

<sup>34</sup> 以下のいずれかに該当する文書は、歴史公文書等に当たり、保存期間満了後には国立公文書館等に移管することとされている。

- 【Ⅰ】 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅳ】 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

は、独立公文書管理監による保存期間満了時の措置についての検証・監察において、廃棄と設定した措置は妥当との通知を受けた上で、保存期間満了年度別に一括して内閣総理大臣に協議することとされている<sup>35</sup>。

## イ 検証・監察の過程及びその結果

### (ア) 特定行政文書ファイル等の管理に資する事項の報告

運用基準V3(2)ア(イ)において、行政機関の長は、毎年1回、特定行政文書ファイル等（対象ファイルもこれに含まれる。）の名称、保存期間、保存期間満了時の措置その他の特定行政文書ファイル等の管理に資する事項を、独立公文書管理監に報告することとされている。これに基づき各行政機関から独立公文書管理監に、平成29年3月31日時点での状況について、報告がなされた。

### (イ) 対象ファイルの確定

上記(ア)の報告には、特定行政文書ファイル等の保存期間を延長する予定の有無が含まれていないため、各行政機関に対して、①保存期間満了時の措置が廃棄とされ、②平成29年度末までに保存期間が満了し、③その保存期間を延長する予定がない特定行政文書ファイル等を保有しているかどうかを確認し、これらについて各行政機関側の判断が確定した段階で、順次、検証・監察に着手した。

### (ウ) 説明の聴取

各行政機関に対し、対象ファイルの保存期間満了時の措置を廃棄と設定した理由、すなわち、歴史公文書等に該当しないと判断した理由について、書面又は口頭で説明の聴取を行った。

### (エ) 実地調査

各行政機関を往訪し、対象ファイル（経済産業省1件、防衛省33件及び防衛装備庁2件）に係る特定秘密を記録する全ての文書（経済産業省17件、防衛省400件及び防衛装備庁3件）の提供を受け、その内容を確認した。

### (オ) 適否の判断及び検証・監察の結果

説明聴取及び実地調査の結果を踏まえ、情報保全監察室における累次の部内検討を経て、計36件全ての対象ファイルについて、設定された保存期間満了時の措置（廃棄）は妥当であると認められたので、平成30年3月15日、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁に対して、それぞれその旨通知した。

<sup>35</sup> このように、独立公文書管理監による検証・監察は、廃棄協議の手順との関係では、その過程における中間的な措置として位置付けられることとなった。そのため、廃棄が妥当である旨は、行政機関の長に通知するだけでなく、内閣府大臣官房公文書管理課にも連絡することとした。

## 5 検証・監察に関する定量的指標

検証・監察の過程において、99回にわたり、各行政機関からの説明聴取、行政機関に赴いての現地調査等を行った。

これらの過程において、特定秘密を記録する文書等について、計644件<sup>36</sup>（これら文書等に記録されている特定秘密の件数としては延べ1,669件<sup>37</sup>）の提供を受け、その内容を確認した。

なお、行政機関の長が特定秘密である情報の提供の求めに応じず、運用基準V3(2)ウに基づく理由の疎明を行った事案はなかった。

行政機関別の説明聴取、現地調査等の回数及び確認した特定秘密を記録する文書等の件数等については、表2のとおりである。

表2 各行政機関に対する検証・監察の実施回数等

	検証・監察の実績		
	説明聴取、 現地調査等の 回数	確認した特定 秘密を記録す る文書等の 件数	文書等に記録さ れていることを 確認した特定 秘密の件数 (延べ数)
国家安全保障会議	1	※ 0	0
内閣官房	11	63	385
警察庁	6	3	5
総務省	1	0	0
法務省	1	0	0
公安調査庁	5	2	2
外務省	3	5	5
経済産業省	2	17	22
国土交通省	6	2	4
海上保安庁	11	1	1
防衛省	46	544	1,235
防衛装備庁	6	7	10
合計	99	644	1,669

※ 国家安全保障会議については、事務局である国家安全保障局（内閣官房に設置）が同会議の指定した特定秘密を記録する文書を保有することから、同会議としては特定秘密を記録する文書を保有していない。

<sup>36</sup> 例えば、報告対象期間中に一つの文書を複数回提供されて確認した場合には、1件と計上している。

<sup>37</sup> 例えば、一つの文書に二つの指定に係る情報が記録されていることを確認した場合には、2件と計上している。

## 6 通報への対応

運用基準V 4(2)において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上特定秘密を知得した者は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている<sup>38</sup>。これに加えて、一定の条件を満たす場合<sup>39</sup>には、独立公文書管理監の窓口に対して通報することができることとされている。

独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとされ、特定秘密保護法等に従っていない状況が認められた場合には、行政機関の長に対し、是正を求めるものとされている。

報告対象期間中、独立公文書管理監において処理した通報は0件であった。なお、独立公文書管理監においては、引き続き、通報の要件を満たさないものであっても、検証・監察に資する情報の提供は広く受け付けることとしている。

## 7 検証・監察に資する知見を得るための活動

公文書管理の観点からの特定行政文書ファイル等の保存期間満了に伴う措置、特にその廃棄については、慎重の上にも慎重を期して検証・監察を実施する必要があるところ、我が国においては先例がないため、その移管・廃棄の別を判断する基準（歴史資料として重要なものに該当するか否かを判断する基準）について、平成28年度に続き、諸外国を訪問し、知見を得ることとした。平成29年9月、独国を訪問して調査した結果、独国においては、連邦の各官庁が保有する文書は、連邦公文書館法や他の法令で規定された例外のほか、各行政機関で廃棄することができるものとされているものを除き連邦公文書館等に提供することとされており、連邦公文書館等は、提供元官庁の意見を聞いて引き続き保存するか、廃棄するかの判断を行い、その判断に当たっては、政治的、法的、経済的、社会的又は文化的な内容のために特別の価値を認められたもの、すなわち、「永続的な価値のある文書」であるかどうかということが基準とされているとの知見が得られた。

<sup>38</sup> 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を独立公文書管理監に報告することとされている（運用基準V 4(2)ア(カ)）が、報告対象期間中、この報告は0件であった。

<sup>39</sup> 以下のいずれかの条件を満たす場合には、独立公文書管理監への通報を行うことができる。  
①通報者が、行政機関の長に対して既に通報を行っており、当該行政機関の長から調査を行わない旨の通知又は調査の結果の通知を受けていること、②行政機関の長に対する通報は行っていないものの、以下のいずれかに該当すること。  
i) 通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足る相当の理由がある。  
ii) 通報をすれば証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足る相当の理由がある。  
iii) 個人の生命又は財産に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足る相当の理由がある。

## 8 情報監視審査会への対応

平成 29 年 5 月 19 日付け「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」（運用基準 V 5 (1)オに基づく独立公文書管理監から内閣総理大臣への前回の報告）について、衆議院及び参議院の情報監視審査会の各委員に個別に資料を配付し、説明する機会を設けたほか、求めに応じ、情報監視審査会の場で誠実に説明し、質疑に応答した。なお、各議院の情報監視審査会の平成 28 年年次報告書において示された政府に対する意見・指摘のうち、独立公文書管理監に関するものに対しては、表 3 のとおり説明した。

衆議院情報監視審査会平成 29 年年次報告書において示された政府に対する意見のうち、独立公文書管理監に関するもの<sup>40</sup>に対しては、今後、その趣旨を踏まえて必要な対応を真摯に検討していく。

表 3 平成 28 年年次報告書における意見・指摘（衆議院、独立公文書管理監関係部分）への説明状況

意見・指摘	独立公文書管理監の説明状況
○ 独立公文書管理監は、行政機関の長等に対し是正の求め等を行った場合は、各行政機関が講じた措置を含め当審査会に速やかに報告し、公表するとともに、適切なフォローアップを行うこと。	○ 審査会に対しては、是正の求め等社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階、あるいは、行政機関がこれに応じて措置を講じた段階で、随時御報告するなど、誠実に対応してまいりたい <sup>41</sup> 。
○ 特定秘密文書等管理簿をチェックするための方針を定め、当審査会に報告するとともに、それに基づいた検証・監察の結果についても報告すること。	○ 私どもの検証・監察は法令や運用基準に定められた既存のルールに基づいて、コンプライアンスの観点から事後的チェックとして、運用基準に規定された任務の範囲内で行うものであり、既存のルールがない以上、検証・監察はできないと考えている。
○ 歴史公文書に該当しない特定秘密文書の廃棄について徹底した検証を行うこと。	○ 運用基準において、私どもが検証・監察するのは、行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するもの、すなわち特定行政文書ファイル等の管理とされているところ、公文書管理法上、行政文書ファイル管理簿に記載することとされていない、保存期間が 1 年未満の行政文書ファイル等の管理については、検証・監察の対象ではない。
○ 内閣総理大臣報告後速やかに当審査会に検証・監察の基礎的資料等を示すなど、その内容を詳細に説明すること。	○ 本日、あるいは今後とも、お求めがあれば審査会の場のできる限り詳細に御報告してまいりたい。

<sup>40</sup> 独立公文書管理監関係として、「独立公文書管理監の検証・監察において、実地調査の回数を大幅に増やし、特定秘密に指定されている情報が特定秘密文書等（当該情報が化体される物件を含む）に実際に記載等されているかを確認し、実効性を高めること。また、確認する文書等を選定する際は、独立公文書管理監が自らの関心に従い主導的に文書等の対象を選定すること。」及び「実際に、どのように特定秘密文書等を選定し、どのような調査（口頭、メール、実地）をどのような観点で行っているのか、一連の検証・監察の流れを具体例を用いて当審査会に示すこと。」との意見を受けた。

<sup>41</sup> 平成 30 年 3 月 15 日に是正の求め等を発出した際には、衆議院及び参議院の情報監視審査会の各委員に個別に資料を配付し、説明する機会を設けた。

## 9 今後の展望

本報告の対象期間中は、前回報告までに相当程度確立させた検証・監察の手法を基礎として、これをより実効的・効率的なものとするべく更なる改善に取り組みながら、計画的な検証・監察の実現に努めた。

その結果、平成29年中になされた特定秘密の指定（有効期間の延長、指定の解除を含む。）の検証・監察を完了したことを始め、予定していた特定秘密の記録とその表示、特定行政文書ファイル等の保存、特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の全ての検証・監察事項を実施するとともに、都外機関等や特定秘密を指定していないが他の行政機関から特定秘密の提供を受けた行政機関にまで検証・監察の対象を拡大し、43部署に対して特定行政文書ファイル等の保存の検証・監察を実施するなど、計画的に業務を推進することができた。

この検証・監察を通じて、平成30年3月に3件の是正の求めを行ったほか、不適正ではないものの、運用の適正を確保する観点から望ましいとは言えない事案について積極的に指摘を行った結果、各行政機関において所要の措置が講じられており、特定秘密保護法の適正な運用に資することとなった。

今後は、各検証・監察事項について、以下のとおり、計画的な検証・監察に取り組むとともに、これまでの経験を踏まえて、検証・監察の手法について、より実効的・効率的なものとするべく更なる改善に取り組んでいきたい。

- ・ 特定秘密の指定に関しては、引き続き、第一優先順位の検証・監察事項として、平成30年になされ、あるいはなされる特定秘密の指定の検証・監察を実施する。また、有効期間の延長や指定の解除についても検証・監察を進めていく。
- ・ 特定秘密の記録とその表示に関しては、政府内における情報共有の際に特定秘密の範囲についての認識が共有されなければならないという観点も加味しつつ、効率性の観点から、特定秘密の指定年にこだわらず特定行政文書ファイル等の保存の検証・監察と併せて実施していく。
- ・ 特定行政文書ファイル等の保存に関しては、引き続き、指定・保有行政機関の本府省を主対象としつつ、他の行政機関から特定秘密の提供を受けた行政機関や、都外機関等も対象に含めて、検証・監察を進めていく。
- ・ 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置に関しては、当該措置が廃棄とされ、平成30年度末までに保存期間が満了し、その保存期間を延長する予定がない特定行政文書ファイル等について検証・監察を進めていく。

今後も、独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施し、その任務を誠実に遂行することにより、特定秘密保護法等の運用に当たる各行政機関の職員の意識を高め、自浄作用を促進して、適正な運用の確保に貢献していきたい。

## 5 内閣情報調査室から発出した事務連絡の内容（当審査会からの指摘に基づくもの）

### (1) 行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方について（通知）（平成 29 年 11 月 8 日）

1. 特定秘密に当たる情報が出現する前であっても、秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報も、特定秘密の指定の対象となる情報である（「特定秘密保護法逐条解説」（平成 26 年 12 月 9 日、内閣官房特定秘密保護法施行準備室）第 3 条第 1 項 2（3）イ（ア））。特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断する。ここで、例えば、当該情報の入手時期が確定していない時など、将来出現することが確実であると言えない場合には、当該情報をあらかじめ特定秘密として指定することは行わない。ここでいう「確実」とは、通常の語義どおり、確かで間違いのないことであると解し、情報の出現の蓋然性、過去の実績等を総合的に検討して判断する必要がある。

なお、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（以下「運用基準」という）（Ⅱ－3 指定手続（3））「毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第 4 条第 3 号の特定秘密の概要は、例えば「平成〇〇年度〇〇計画」、「情報収集衛星により平成〇〇年中に入手した衛星画像情報」、「平成〇〇年中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるように記すものとする。」に従って、特定秘密に当たる情報が出現する前であっても、当該情報をあらかじめ特定秘密に指定する場合であっても、その特定秘密指定書の対象情報の記述において、期間を適切に区切って指定する。

2. 指定された特定秘密に当たる情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに当該特定秘密の指定を解除する。

あらかじめ特定秘密を指定したものの指定された特定秘密に当たる情報が出現せず指定の有効期間が満了した場合は有効期間を延長しない。

3. 公文書管理法に基づいて、指定された特定秘密に当たる情報が記録された行政文書の管理を適切に行う。

4. 上記の考え方については、今後の運用状況を見て、運用基準の改正時において、運用基準への反映を検討することとする。

(2) 内閣府独立公文書管理監による「特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか」の検証・監察について（通知）（平成30年7月27日）

1. 内閣府独立公文書管理監は、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（以下「運用基準」という。）V3（1）ア等に従って、特定秘密の指定及びその解除並びに行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち特定秘密である情報を記録するもの（以下「特定行政文書ファイル等」という。）の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに運用基準IからIIIまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察を行っているところである。

さらに、運用基準V3（1）イにおいて、「内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。」とされているが、ここでいう「特定秘密である情報を含む資料の提出」を求めることができるのは、内閣府独立公文書管理監が、運用基準V3（1）アに定める検証・監察をするために「必要があると認め」たときでなくてはならないと解すべきであるところ、これまでも内閣府独立公文書管理監は、運用基準V3（1）アに定める検証・監察をするために必要があると認めたときは、「（保存期間1年未満の特定秘密文書を含め、）特定秘密である情報を含む資料の提出」を行政機関の長に求めてきたところであると承知している。

2. 今般、別添の衆議院情報監視審査会の政府に対する意見が出されたことを前提として、行政機関による特定秘密文書の取扱いに係る実務や上記1.の内閣府独立公文書管理監による検証・監察の実情も踏まえ、内閣府独立公文書管理監が、「保存期間1年未満の特定秘密文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか」（以下「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」という。）を検証・監察することは、保存期間が1年以上である特定行政文書ファイル等の管理が適正に行われているか否かについての検証・監察の一部を構成するものと考えられることから、運用基準V3（1）アの「特定行政文書ファイル等の管理」の検証・監察には、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否、すなわち、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれると解することを新たに示すこととした。

3.（1）そこで、今後、内閣府独立公文書管理監が、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うために必要があると認め、保存期間1年未満の特定秘密文書を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をす

るときは、これらの求めや実地調査は、運用基準V3（1）イに基づくものとして、内閣府独立公文書管理監による従来の検証・監察と同様に、運用基準V3（2）に従って然るべく対応することが必要である。

（2）なお、歴史公文書等に該当せず、意思決定過程等の検証に必要な行政文書に該当しない保存期間1年未満の特定秘密文書を全て調査するために、一定期間厳重に管理することは、情報保全、執務室のキャビネット又はハードディスクの容量等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、内閣府独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理監は、保存期間1年未満の特定秘密文書の全てについて行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないかを検証・監察するのではなく、抽出して検証・監察することが想定される。特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察に際し、内閣府独立公文書管理監から提出を求められていない保存期間1年未満の特定秘密文書については従来どおり取り扱って差し支えない。

4. なお、特定秘密である情報を記録する行政文書も、公文書管理法が当然適用されることから、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。平成29年12月26日一部改正）に基づく厳格なルールの徹底を図り、確実に運用することが必要である。

(別添資料)

○衆議院情報監視審査会平成 29 年年次報告書 (平成 30 年 3 月 28 日) (抄)

第 1 政府に対する意見 (調査結果)

1 政府に対する意見

(1) 特定秘密文書廃棄問題

ア 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が 1 年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。

イ (略)

ウ 行政文書の保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書が大量に廃棄されている実態に鑑み、保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。

エ (略)

(2) ~ (7) (略)

## 6 提示を受けた特定秘密一覧

提示日 提示場所	行政機関	提示を受けた特定秘密の概要
平成 28. 1. 25 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	内閣衛星情報センターが情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報
28. 11. 30 審査会	警察庁	作成から30年以上が経過している特定有害活動（スパイ活動等）の防止に関する警察の特定秘密文書
	経済産業省	平成 23 年から平成 27 年中、内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、経済産業省が提供を受けていたもの
30. 1. 26 審査会	外務省	安全保障に関する外務省の特定秘密の一部
	経済産業省	内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、平成23年度から平成25年度中に経済産業省が提供を受けていたもののうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの
	防衛省	情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等又は情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等を記した特定行政文書ファイル等のうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの
	防衛装備庁	防衛装備庁が防衛省より提供を受けた「そうりゅう」型潜水艦の安全潜航深度及び水中航続時間を明示する数値で、保存期間満了時の措置を廃棄としたもの
30. 6. 6 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報</li> <li>・ 情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報</li> <li>・ 情報収集衛星に係る暗号に関する情報</li> </ul>

## 7 会長及び委員一覧

### (1) 会長一覧

会長名	就任日	退任日
額賀 福志郎 君（自民）	平成 27 年 3 月 30 日	平成 29 年 9 月 28 日
額賀 福志郎 君（自民）	平成 29 年 11 月 2 日	平成 30 年 10 月 24 日
浜田 靖一 君（自民）	平成 30 年 10 月 24 日	—————

### (2) 委員一覧（会長は、名前の左に○印）

期間	委員名
平成 27 年 2 月 26 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 松本 純君（自民） 大塚 高司君（自民） 松本 剛明君（民主） 井出 庸生君（維新） 漆原 良夫君（公明） ※11月10日松本剛明君（民主）委員辞任 ※12月18日井出庸生君会派異動（維新→民維ク）
平成 28 年 1 月 4 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 松本 純君（自民） 大塚 高司君（自民） 後藤 祐一君（民維ク） 井出 庸生君（民維ク） 漆原 良夫君（公明） ※1月4日後藤祐一君（民維ク）委員選任 ※3月28日後藤祐一君及び井出庸生君所属会派名称 変更（民維ク→民進） ※8月3日松本純君（自民）委員辞任
平成 28 年 9 月 26 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 平沢 勝栄君（自民） 今津 寛君（自民） 大塚 高司君（自民） 井出 庸生君（民進） 後藤 祐一君（民進） 漆原 良夫君（公明） ※9月26日今津寛君（自民）委員選任 ※平成 29 年 9 月 20 日後藤祐一君（民進）委員辞任 ※同年 9 月 28 日衆議院解散
平成 29 年 11 月 2 日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民） 今村 雅弘君（自民） 後藤田正純君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立憲） 井出 庸生君（希望） 太田 昭宏君（公明） ※平成 30 年 5 月 7 日井出庸生君会派異動（希望→無 所属）

期 間	委 員 名
平成 30 年 5 月 8 日～	<p>○額賀福志郎君（自民） 岩屋 毅君（自民）  今村 雅弘君（自民） 後藤田正純君（自民）  大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立憲）  渡辺 周君（国民） 太田 昭宏君（公明）</p> <p>※5月8日井出庸生君（無所属）委員辞任、渡辺周君（国民）委員選任</p> <p>※9月27日渡辺周君（国民）委員辞任</p> <p>※10月2日岩屋毅君（自民）委員辞任</p> <p>※同月4日大塚高司君（自民）委員辞任</p> <p>※同月24日額賀福志郎君（自民）及び今村雅弘君（自民）委員辞任</p>
平成 30 年 10 月 24 日～	<p>○浜田 靖一君（自民） 後藤田正純君（自民）  金田 勝年君（自民） 江崎 鐵磨君（自民）  赤澤 亮正君（自民） 山内 康一君（立憲）  大島 敦君（国民） 太田 昭宏君（公明）</p>

## 8 参考人一覧

審査会日時	職 業	氏 名
平成28年5月12日 〔平成27年年次報告書〕 に対する意見聴取	有人宇宙システム株式会社技術顧問、 元内閣衛星情報センター所長	國見 昌宏君
	一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師、 前駐マレーシア大使	中村 滋君
	特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長	三木由希子君
平成29年5月15日 〔平成28年年次報告書〕 に対する意見聴取	三井住友銀行顧問、元内閣情報官	三谷 秀史君
	ジャーナリスト	春名 幹男君
	特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長	三木由希子君
平成30年5月21日 〔平成29年年次報告書〕 に対する意見聴取	前内閣情報官	植松 信一君
	日本大学危機管理学部教授	小谷 賢君
	専修大学教授	山田 健太君

## 9 活動経過一覧表

年 月 日	事 項
平成 25 (2013)	
10. 15	第 185 回国会（臨時会）召集（会期 55 日間 12. 8 まで）
10. 25	特定秘密の保護に関する法律案（内閣）提出
11. 26	本会議にて、同法案議決（修正）
12. 6	参議院本会議にて、同法案可決、成立
12. 13	特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）公布
平成 26 (2014)	
1. 24	第 186 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 22 まで）
5. 30	国会法等の一部を改正する法律案（自民・公明）提出
6. 5	衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案（いずれも自民・公明）提出
6. 13	本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案議決（いずれも修正）
6. 20	参議院本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、成立
9. 29	第 187 回国会（臨時会）召集（会期 54 日間 11. 21 解散）
10. 14	政府が特定秘密の保護に関する法律施行令等を閣議決定
12. 10	特定秘密の保護に関する法律施行 ※法第 11 条（取扱者の制限）は平成 27 年 12 月 1 日から施行 特定秘密の保護に関する法律施行令施行 国会法等の一部を改正する法律施行 衆議院規則の一部を改正する規則施行 衆議院情報監視審査会規程施行
12. 24	第 188 回国会（特別会）召集（会期 3 日間 12. 26 まで）
平成 27 (2015)	
1. 26	第 189 回国会（常会）召集（会期 245 日間 9. 27 まで）
2. 26	本会議にて、情報監視審査会委員選任
3. 30	情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出
5. 18	政府が情報保全諮問会議にて「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）を説明
6. 18	○情報監視審査会【第 2 回】 ・運営協議会設置について協議決定 ・内規各件の制定に関する件について協議決定

6. 22	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
7. 2	○情報監視審査会【第3回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 19	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議）
8. 24	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、法務省、公安調査庁、外務省）
8. 27	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（総務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省）
9. 25	○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議、警察庁、公安調査庁、外務省）
11. 10	議長において、委員松本剛明君の辞任許可
11. 19	○情報監視審査会【第8回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、内閣官房、海上保安庁、法務省）
平成 28 (2016)	
1. 4	第 190 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 1 まで） 本会議にて、後藤祐一君（民維ク）委員選任。宣誓
1. 20	○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、法務省）
1. 25	○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）
3. 23	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、内閣官房）
3. 30	○情報監視審査会【第3回】 ・平成 27 年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成 27 年年次報告書を提出
4. 1	本会議にて、額賀会長が平成 27 年年次報告書について報告

4. 20	○情報監視審査会【第4回】 ・対政府質疑（外務省）
4. 26	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 12	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取
5. 18	○情報監視審査会【第6回】 ・岩城国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 1	第191回国会（臨時会）召集（会期3日間 8.3まで）
8. 3	議長において、委員松本純君の辞任許可
8. 31 ～9. 11	○海外派遣 [イギリス、ドイツ、アメリカ]（欧米各国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9. 26	第192回国会（臨時会）召集（会期83日間 12.17まで） 本会議にて今津寛君（自民）委員選任。宣誓
10. 14	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）
10. 17	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
10. 26	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省）
11. 9	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 21	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁） ・特定秘密提示要求決議
11. 30	○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密の提示（警察庁及び経済産業省） ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、経済産業省及び資源エネルギー庁）
平成29（2017）	
1. 20	第193回国会（常会）召集（会期150日間 6.18まで）
1. 30	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）

3. 6	○情報監視審査会【第2回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 29	○情報監視審査会【第3回】 ・平成28年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成28年年次報告書を提出
4. 4	本会議にて、額賀会長が平成28年年次報告書について報告
4. 27	○情報監視審査会【第4回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
5. 15	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取
5. 19	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 31	○情報監視審査会【第6回】 ・金田国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
6. 5	○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
9. 2 ～9. 9	○海外派遣（オーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9. 28	第194回国会（臨時会）召集、衆議院解散
11. 1	第195回国会（特別会）召集（会期39日間 12. 9まで）
11. 2	本会議にて情報監視審査会委員の選任 情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出
11. 14	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
11. 22	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、内閣官房、独立公文書管理監及び外務省）
11. 30	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、警察庁、総務省及び法務省）
12. 4	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（公安調査庁、内閣官房、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）

12. 8	○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密提示要求決議
平成 30 (2018)	
1. 22	第 196 回国会（常会）召集（会期 182 日間 7. 22 まで）
1. 26	○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密の提示（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁） ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁）
1. 31	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、公文書管理課）
3. 6	○情報監視審査会【第3回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3. 28	○情報監視審査会【第4回】 ・平成 29 年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成 29 年年次報告書を提出
4. 3	本会議にて、額賀会長が平成 29 年年次報告書について報告
4. 18	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
5. 8	本会議にて、委員井出庸生君の辞任許可、渡辺周君（国民）委員選任
5. 9	委員渡辺周君（国民）の宣誓
5. 18	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5. 21	○情報監視審査会【第6回】 ・参考人からの意見聴取
5. 31	○情報監視審査会【第7回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・内規の一部を改正する件について協議決定
6. 6	○情報監視審査会【第8回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告） ○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）
7. 10	○情報監視審査会【第9回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）

7. 28	○海外派遣（イスラエル、フィンランド及びデンマークにおける情
～8. 5	報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9. 27	議長において、委員渡辺周君の辞任許可
10. 2	議長において、委員岩屋毅君の辞任許可
10. 4	議長において、委員大塚高司君の辞任許可
10. 24	第 197 回国会（臨時会）召集（会期 48 日間 12.10 まで） 本会議にて、委員額賀福志郎君及び今村雅弘君の辞任許可、 浜田靖一君（自民）、金田勝年君（自民）、江崎鐵磨君（自民）、 赤澤亮正君（自民）及び大島敦君（国民）を委員に選任 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 浜田靖一会長選出 新任委員の宣誓
10. 31	○情報監視審査会【第 2 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国 家安全保障会議）
11. 6	○情報監視審査会【第 3 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、 公安調査庁及び経済産業省）
11. 8	○情報監視審査会【第 4 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11. 27	○情報監視審査会【第 5 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
12. 6	○情報監視審査会【第 6 回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
平成 31 (2019)	
1. 28	第 198 回国会（常会）召集